

聖籠町こども計画

【第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画】

令和8年3月

新潟県 聖籠町

ごあいさつ

本町では、“安心して子どもを産み育てることができるまち”を目指して、これまで様々な取り組みを通じて、子育て支援やこどもの健全育成を進めてきました。

国では、社会全体でこども・子育てを支援し、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が公布され、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。



この制度の目的である幼児期の教育・保育や地域のこども・子育て支援のサービス量の確保と質の向上を図るため、各市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町においても、この制度の実施主体として、平成27年に「聖籠町子ども・子育て支援事業計画（第一期）」の策定及び推進、令和2年に「第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」の策定及び推進を行ってきたところです。

そして、令和5年には「こども基本法」の施行に伴い、「こども大綱」が閣議決定されました。「こどもまんなか社会」の実現のために、これまで以上に社会全体で、こどもの政策・施策の推進を一元的に取り組んでいくこととなります。

本町においても、こうした背景・方向性を踏まえていくことが求められている中で、「第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、計画の進捗状況を確認・検証し、同計画を見直し、令和7年に「第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和8年にこども施策を総合的かつ強力に推進するために、「聖籠町こども計画」を策定することとしました。同計画は、「市町村子どもの貧困対策推進計画」「市町村子ども・若者計画」などの内容も踏まえつつ、「第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定するものとします。

最後に、本計画の策定にあたり、聖籠町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

聖籠町長 **西脇 道夫**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画における「こども・若者」の定義及び「こども」の表記	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	3
7 こども・若者に関わる社会動向	4
第2章 こどもと若者を取り巻く現状	6
1 人口・世帯の動向	6
2 産業構造の動向	13
3 家族の動向	16
4 聖籠町の子育て環境の状況	24
5 アンケート調査結果	47
6 ワークショップ等の実施結果	50
7 聖籠町における主な子育て支援の取り組み	53
8 こども・若者、子育て支援等における課題のまとめ	56
第3章 計画の基本的な考え方	60
1 将来像	60
2 基本理念	61
3 基本目標	62
4 ライフステージ別の取り組み	63
5 計画の基本体系	64
第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画	68
1 子ども・子育て支援事業の概要	68
2 教育・保育提供区域	70
3 量の見込みと確保方策	70
4 提供体制の確保方策	76
第5章 施策の現状と目標	93
1 具体的な推進施策の内容	93
第6章 計画の推進	128
1 計画の推進体制等	128
資料編	129
1 聖籠町子ども・子育て会議 審議経過	129
2 聖籠町子ども・子育て会議 委員名簿	130
3 聖籠町こども条例	131
4 アンケート調査結果	135
5 ワークショップの結果	173

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業が展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、聖籠町（以下「本町」という。）においても、平成 27 年度に「子ども・子育て関連 3 法」等に基づき、「聖籠町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後 2 期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和 5 年 4 月 1 日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。

同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「聖籠町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力的に推進するために、そして「第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。

また、国から示されているように「市町村子どもの貧困対策推進計画」「市町村子ども・若者計画」などの内容も踏まえつつ、策定するものとします。

2 計画の位置づけ

■ 法的位置づけ

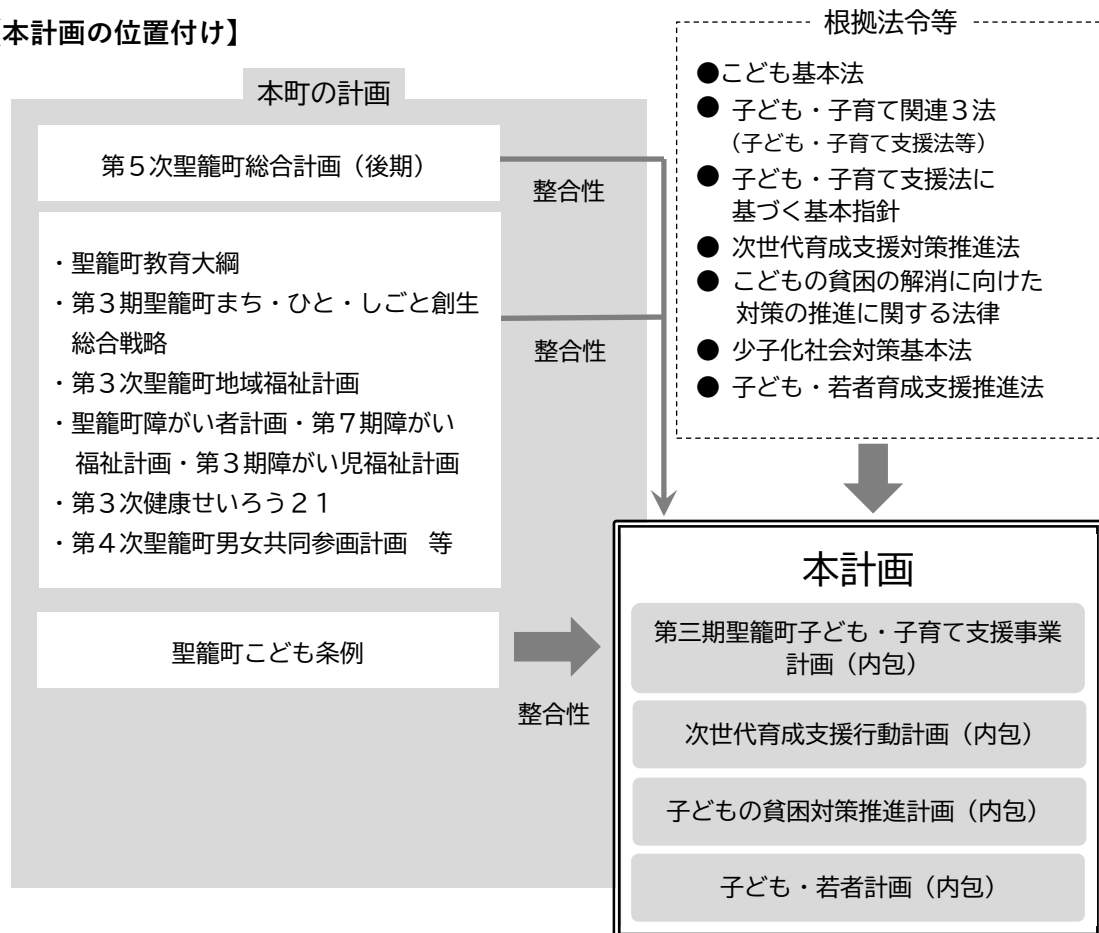
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子ども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」として位置づけられます。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法の第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」としても位置づけられます。

■ 関連計画との整合性

本計画は、子ども・子育て支援施策が関わる総合的な指針とし、第 5 次聖籠町総合計画（後期）を最上位計画とし、聖籠町教育大綱、第 3 期聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第 3 次聖籠町地域福祉計画、聖籠町障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画、第 3 次健康せいろう 2 1 及び第 4 次聖籠町男女共同参画計画等、各種関連計画と整合性を図りつつ目的の達成を目指します。

【本計画の位置付け】



3 計画の対象

本計画の対象は、「子ども・子育て支援法」及び「こども基本法」に基づき、町内すべての子ども・若者及びその家庭、並びに妊産婦等とします。

また、国の「こども基本法」において、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないとします。

4 計画における「子ども・若者」の定義及び「こども」の表記

本計画における「子ども」と「こども」の表記について、国で示された表記方法を準用し、本町においても法令及び計画名の固有名詞等の特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。（その他、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いとします。）

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や町の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間

計画	令和	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	総合計画		第5次 後期基本計画			
こども計画		本計画				改訂

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本町では、各施策を総合的かつ計画的に推進するため「聖籠町子ども・子育て会議」を設置し計画の審議を行いました。

(2) 町民意見の反映

① 町民ニーズ調査の実施

町民ニーズを把握するため、以下のアンケートを実施しました。

(結果の概要は第2章をご参照ください。)

ア) 聖籠町内在住の就学前(0歳～5歳)児童の保護者を対象としたアンケート

イ) 聖籠町内在住の小学生(1年生～4年生)児童の保護者を対象としたアンケート

② 子どもの生活に関する実態調査

ア) 聖籠町内在住の小学5年生・中学2年生を対象としたアンケート

イ) 聖籠町内在住の小学5年生・中学2年生の保護者を対象としたアンケート

③ こども・若者の意識に関する実態調査

ア) 聖籠町在住の16歳～39歳を対象としたアンケート

④ ワークショップの実施

こども・若者の意見を把握するため、町内在住の学生の協力を得て、町内在住・在学の中高生を対象としてワークショップを開催しました。

⑤ パブリックコメントの実施

本計画の内容について、町民等からの意見公募を行いました。

7 こども・若者に関わる社会動向

(1) こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

国では令和5年の出生数が75万人台と過去最低を記録し、少子化に歯止めがかかっていない状況が改めて浮き彫りになりました。少子化の主な原因は未婚化と晩婚化であり、若い世代の低い所得と不安定な雇用関係、出会いの機会の減少が主な要因と言われています。

令和3年度の国の調査では、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親は44.5%と高くなっています。令和4年度には、小・中学校における不登校、「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談件数が過去最高となっています。

コロナ禍により、友だちとのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少など、こども・若者や子育て家庭を取り巻く様々な課題がさらに深刻化し、その影響が長く続くことが懸念されています。

(2) こども・若者支援の近年の動向

【こども家庭庁の発足】

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点に立ち、こどもに関する取り組みや政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。

こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を目的としています。

【こども基本法の施行】

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱 (こども大綱)【こども 基本法第9章第1項】	・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの。 ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化。
こども計画の策定 【こども基本法第10条】	・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案したこども計画を作成することが努力義務化。 ・こども計画は、「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て支援法」など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができることとされた。

【児童福祉法の一部改正】

全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正(令和6年4月1日施行)されるなど、法整備が進められています。

【こども未来戦略】

令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されました。若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて策定されています。また、「加速化プラン」において、今後3年間のうちに集中的に取り組む政策が示されています。

<基本理念>

- 若者・子育て世代の所得を増やす
- 社会全体の構造や意識を変える
- すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

第2章

こどもと若者を取り巻く現状

1 人口・世帯の動向

(1) 人口・世帯数

① 総人口

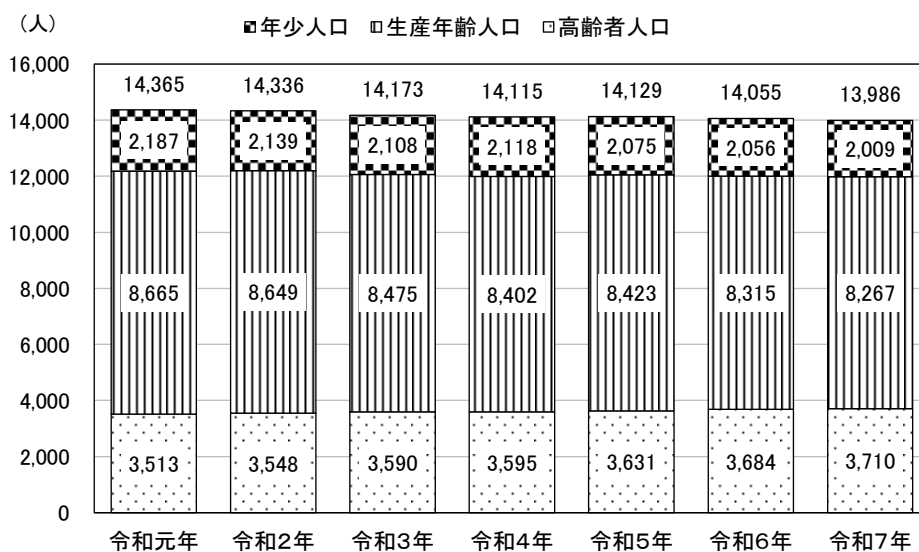
総人口は、令和2年からみると減少・増加を繰り返し、令和7年は13,986人となっています。また、年少人口（0～14歳）は、微減で推移しており、令和7年は2,009人で、14.4%を占めています。

[総人口の推移]

(単位：人、%)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	14,365	14,336	14,173	14,115	14,129	14,055	13,986
年少人口 (0～14歳)	2,187 (15.2%)	2,139 (14.9%)	2,108 (14.9%)	2,118 (15.0%)	2,075 (14.7%)	2,056 (14.6%)	2,009 (14.4%)
生産年齢人口 (15～64歳)	8,665 (60.3%)	8,649 (60.3%)	8,475 (59.8%)	8,402 (59.5%)	8,423 (59.6%)	8,315 (59.2%)	8,267 (59.1%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,513 (24.5%)	3,548 (24.7%)	3,590 (25.3%)	3,595 (25.5%)	3,631 (25.7%)	3,684 (26.2%)	3,710 (26.5%)

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



② 児童人口

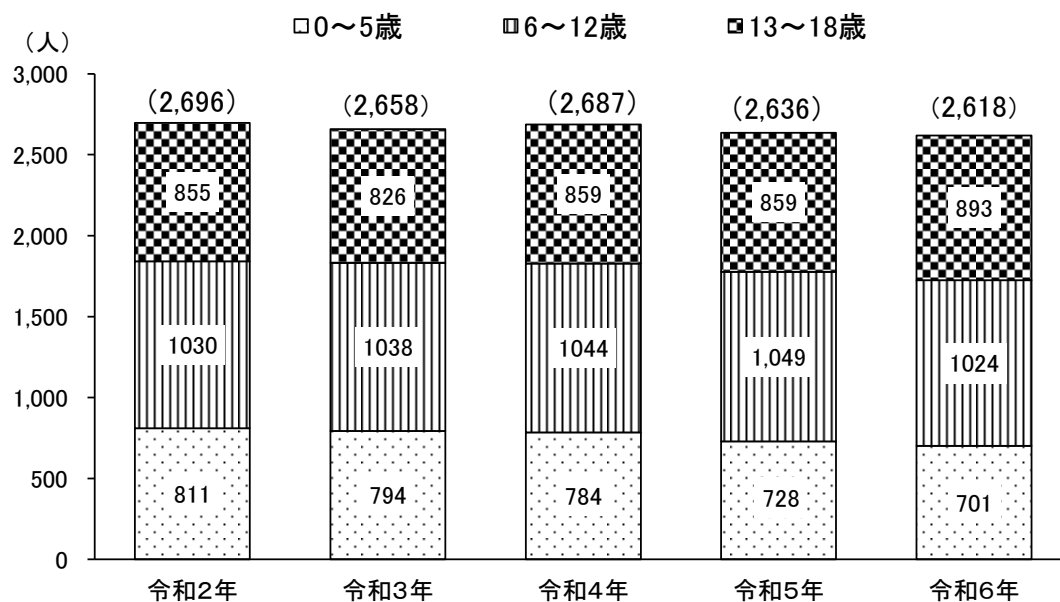
児童人口は、令和2年からみると、0～5歳は、年々減少しており、令和6年は701人となっています。

[児童人口の推移]

(単位：人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	811	794	784	728	701
6～12歳	1,030	1,038	1,044	1,049	1,024
13～18歳	855	826	859	859	893
合計	2,696	2,658	2,687	2,636	2,618

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



③ 世帯数

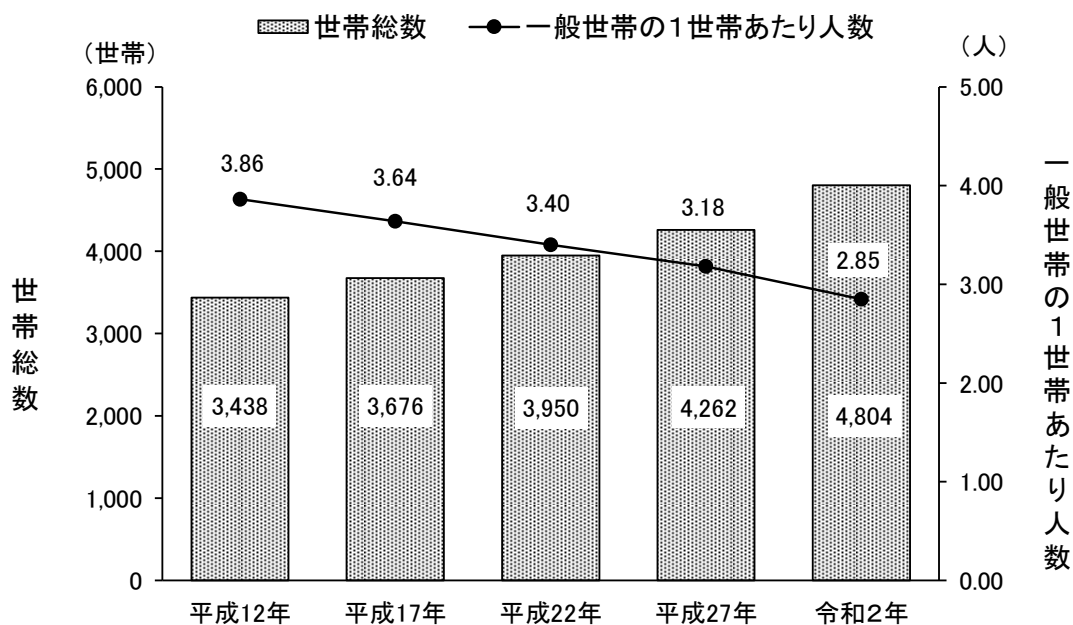
世帯総数は、平成12年の3,438世帯から令和2年には4,804世帯に増加していますが、一般世帯の1世帯あたり人数は平成12年の3.86人から令和2年には2.85人まで減少しています。この要因としては、核家族化の進行などが背景にあると考えられます。

[世帯総数の推移]

(単位：世帯、人)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯総数	3,438	3,676	3,950	4,262	4,804
一般世帯の 1世帯あたり人数	3.86	3.64	3.40	3.18	2.85

資料：国勢調査



(2) 出生数・合計特殊出生率

出生数は、令和3年まで増加傾向でしたが、令和4年から減少に転じ、令和5年には110人、※合計特殊出生率は1.57となっています。

一般的に、合計特殊出生率が2.08以下になると現在の人口を維持できないといわれています。本町の合計特殊出生率は一時的な増加はみられますが、全体としては減少傾向にあり、また、人口を維持できるといわれている2.08をも下回っています。このことから、本町でも少子化は進んでいることが窺えます。

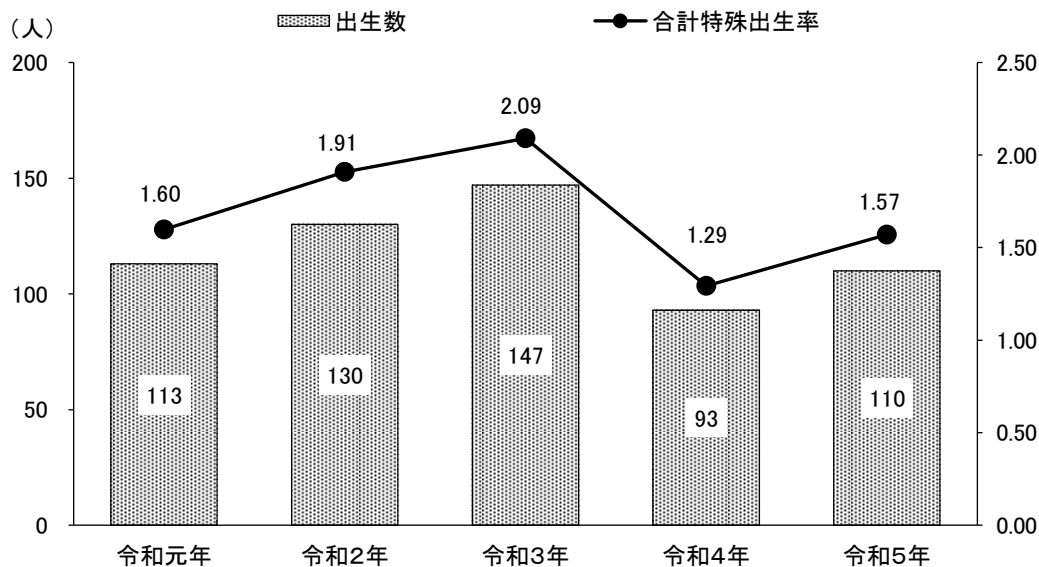
[出生数・合計特殊出生率の推移]

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	113	130	147	93	110
合計特殊出生率	1.60	1.91	2.09	1.29	1.57

資料：福祉保健年報(新潟県)

(参考) 令和5年 合計特殊出生率	
国	1.20
新潟県	1.23



※合計特殊出生率：各年の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(3) 転入・転出

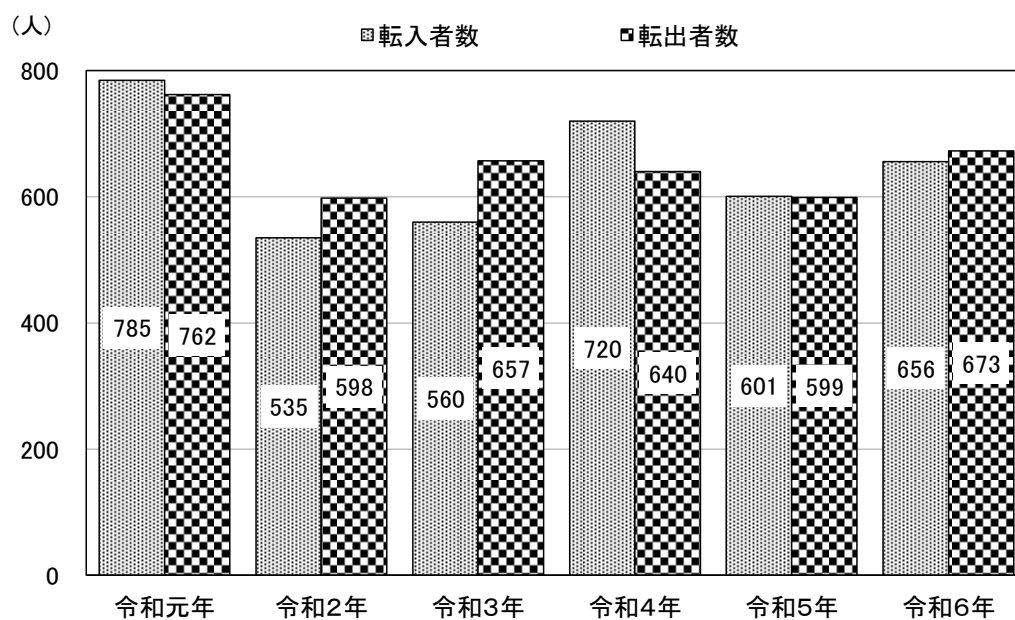
転入者数・転出者数とも、令和元年から減少・増加を繰り返し、転入者数は令和6年が656人、転出者数が673人となっています。

[転入者数・転出者数の推移]

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
転入者数	785	535	560	720	601	656
転出者数	762	598	657	640	599	673

資料：新潟県人口移動調査結果報告書（各年10月1日現在）



(4) 婚姻・離婚

婚姻件数及び離婚件数は、令和3年には一時的に減少に転じましたが、令和4年には婚姻件数が54件、離婚件数が28件、令和5年では婚姻件数が50件、離婚件数が21件と増加しています。

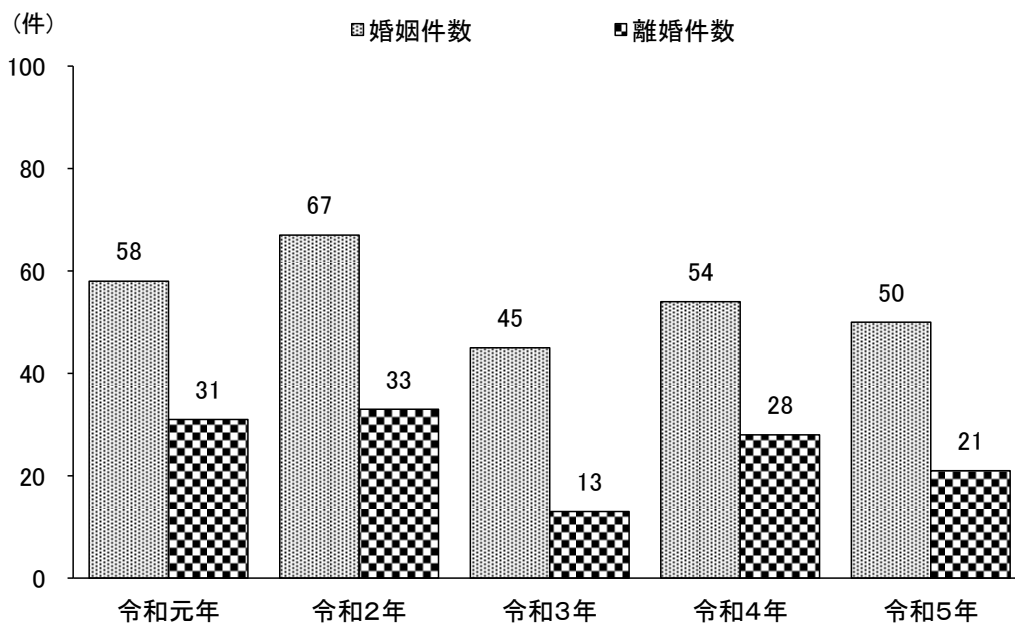
この背景には、若い人の結婚や子どもを持つことに対する価値観の変化、就労状況の変化並びに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に代表される社会の変化などが要因になっているものと考えられます。

[婚姻・離婚の推移]

(単位：件)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
婚姻件数	58	67	45	54	50
離婚件数	31	33	13	28	21

資料：福祉保健年報(新潟県)



(5) 未婚者数

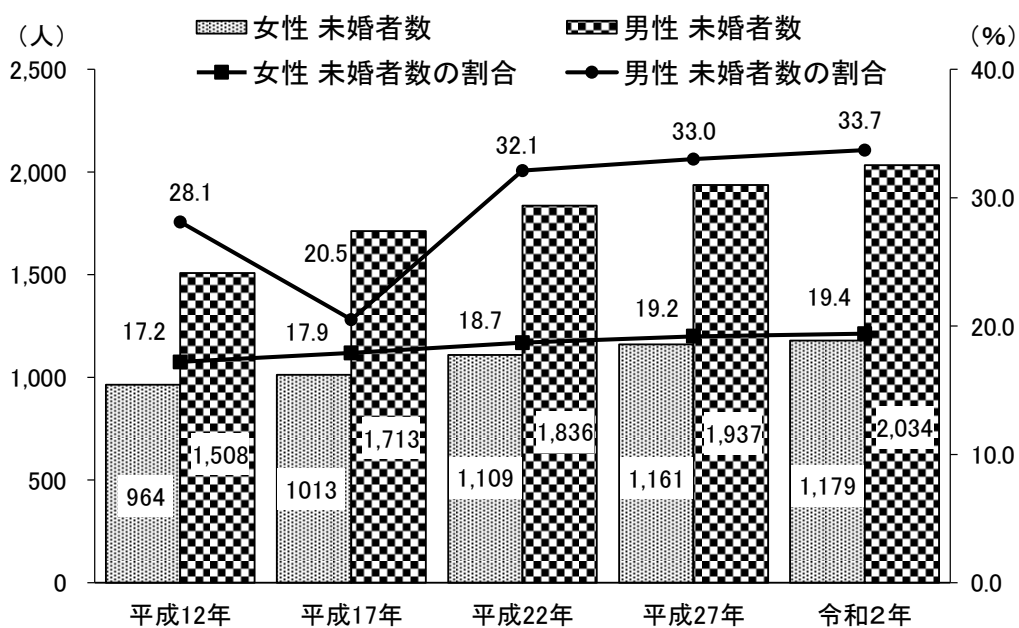
15歳以上の未婚者数は、男女とも増加傾向にあり、令和2年では女性が1,179人(19.4%)、男性が2,034人(33.7%)となっています。

[15歳以上の未婚者数の推移]

(単位：人、%)

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
女性	未婚者数	964	1,013	1,109	1,161	1,179
	未婚者数の割合	17.2	17.9	18.7	19.2	19.4
男性	未婚者数	1,508	1,713	1,836	1,937	2,034
	未婚者数の割合	28.1	20.5	32.1	33.0	33.7

資料：国勢調査



2 産業構造の動向

(1) 就業者数

就業者総数は、平成12年以降は減少・増加を繰り返し、令和2年の就業者数は男女合わせて7,220人となっています。うち、令和2年の女性就業者総数の割合は4割強を占め、女性就業者総数は3,214人となっています。

産業別の就業者数の変化をみると、第二次産業、第三次産業の就業者数が増加していますが、特に、本町の特色である第三次産業の女性就業者数の増加が著しくなっています。

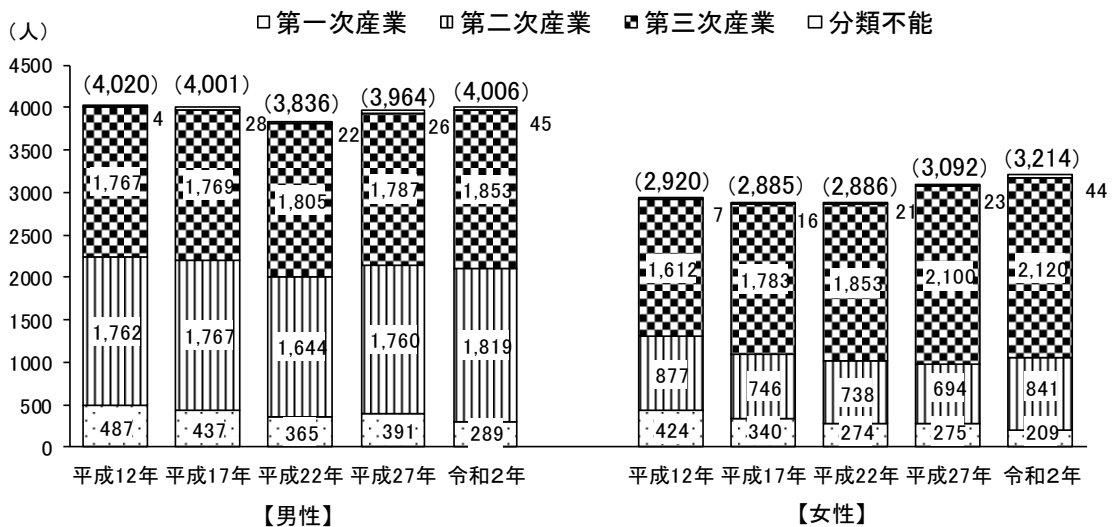
今後も、働き方改革に沿った就業形態の多様化による、女性の就業状況の変化が予想されます。

[産業別就業者数の推移]

(単位：人)

区分	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年			令和2年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
第一次産業	911	487	424	777	437	340	639	365	274	666	391	275	498	289	209
第二次産業	2,639	1,762	877	2,513	1,767	746	2,382	1,644	738	2,454	1,760	694	2,660	1,819	841
第三次産業	3,379	1,767	1,612	3,552	1,769	1,783	3,658	1,805	1,853	3,887	1,787	2,100	3,973	1,853	2,120
分類不能	11	4	7	44	28	16	43	22	21	49	26	23	89	45	44
合計	6,940	4,020	2,920	6,886	4,001	2,885	6,722	3,836	2,886	7,056	3,964	3,092	7,220	4,006	3,214

資料：国勢調査

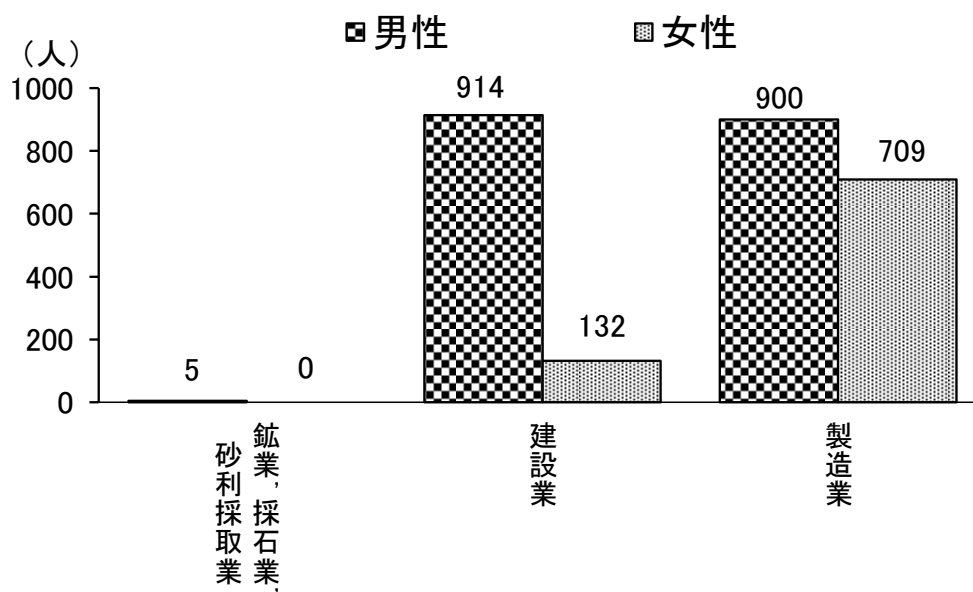


[第二次産業就業者数の内訳（令和2年）]

（単位：人）

区 分	男性	女性
鉱業，採石業，砂利採取業	5	0
建設業	914	132
製造業	900	709
計	1,819	841

資料：国勢調査

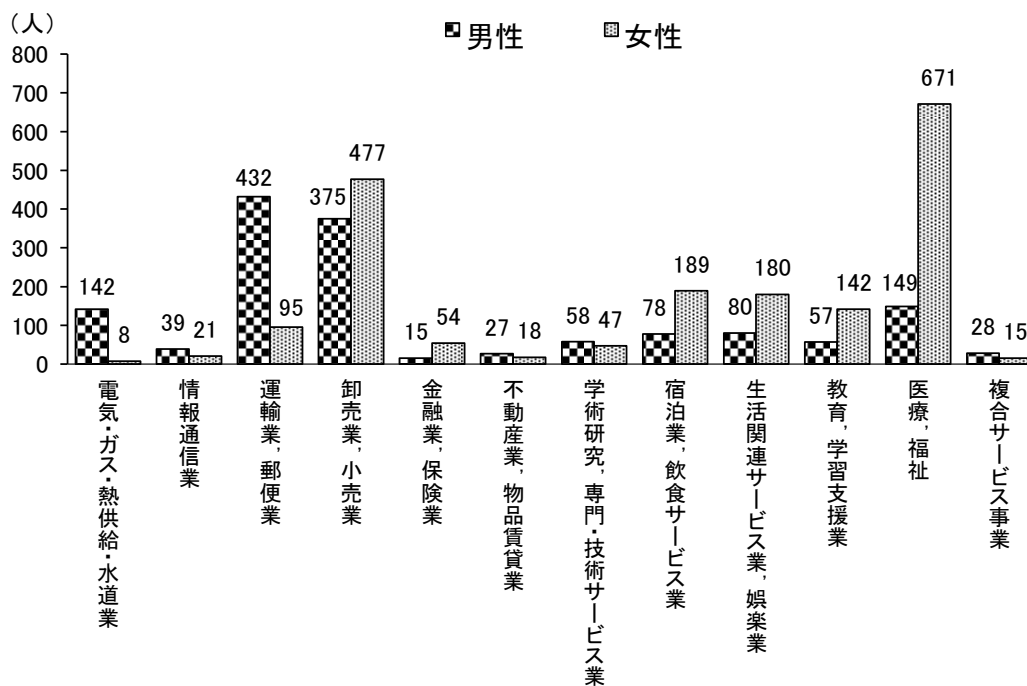


[第三次産業就業者数の内訳（令和2年）]

（単位：人）

区 分	男性	女性
電気・ガス・熱供給・水道業	142	8
情報通信業	39	21
運輸業，郵便業	432	95
卸売業，小売業	375	477
金融業，保険業	15	54
不動産業，物品賃貸業	27	18
学術研究，専門・技術サービス業	58	47
宿泊業，飲食サービス業	78	189
生活関連サービス業，娯楽業	80	180
教育，学習支援業	57	142
医療，福祉	149	671
複合サービス事業	28	15
サービス業（他に分類されないもの）	251	146
公務（他に分類されないもの）	122	57
計	1,853	2,120

資料：国勢調査



3 家族の動向

(1) 世帯構成

世帯構成は、核家族世帯・単独世帯の増加が増加しています。一方、1世帯あたりの親族人員は減少傾向にあり、令和2年は2.85人となっています。

核家族世帯の変化についてみると、「夫婦のみ世帯」、「夫婦、子ども世帯」の増加が大きくなっています。また、世帯数は少ないものの「母子世帯」、「父子世帯」も微増しています。

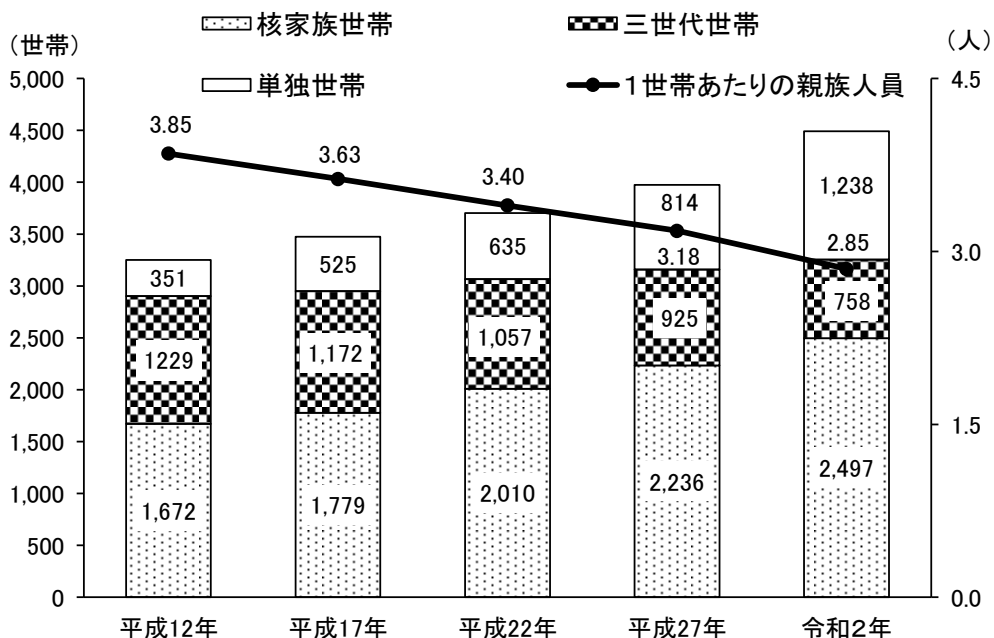
核家族化の進行により、育児に関する知識や協力を得られにくいことや、地域とのつながりの希薄化につながるものが考えられます。その結果として、親の育児不安やストレスの増加につながる懸念されます。

[世帯構成の推移]

(単位：世帯、人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯	1,672	1,779	2,010	2,236	2,497
三世帯世帯	1,229	1,172	1,057	925	758
単独世帯	351	525	635	814	1,238
1世帯あたりの親族人員	3.85	3.63	3.40	3.18	2.85

資料：国勢調査

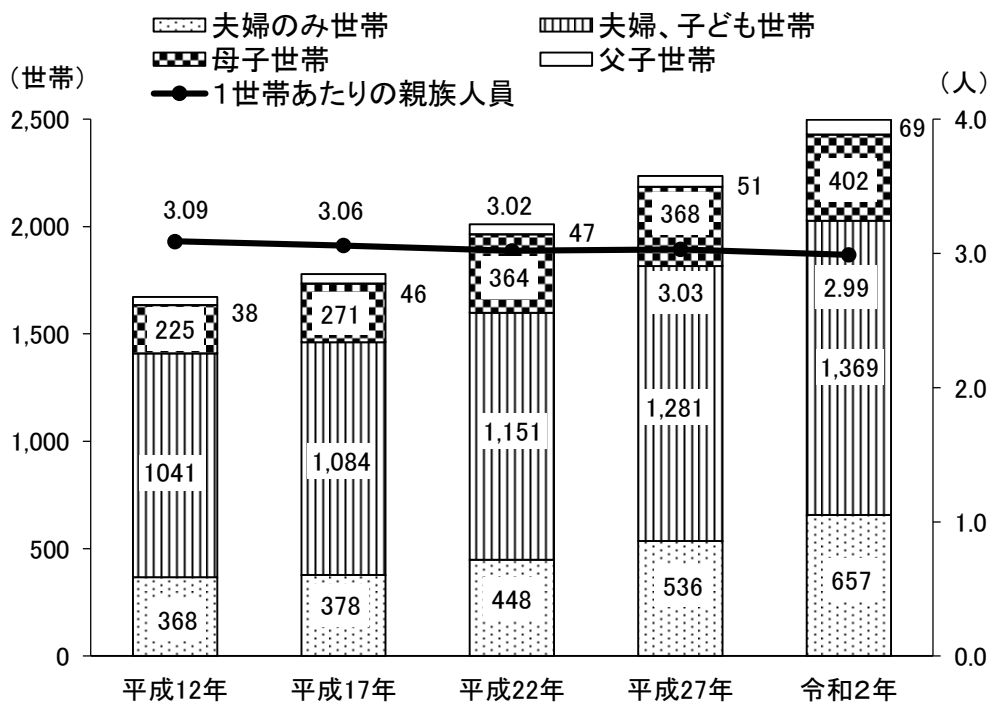


[核家族世帯の推移]

(単位：世帯、人)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
夫婦のみ世帯	368	378	448	536	657
夫婦、子ども世帯	1,041	1,084	1,151	1,281	1,369
母子世帯	225	271	364	368	402
父子世帯	38	46	47	51	69
1世帯あたりの親族人員	3.09	3.06	3.02	3.03	2.99

資料：国勢調査

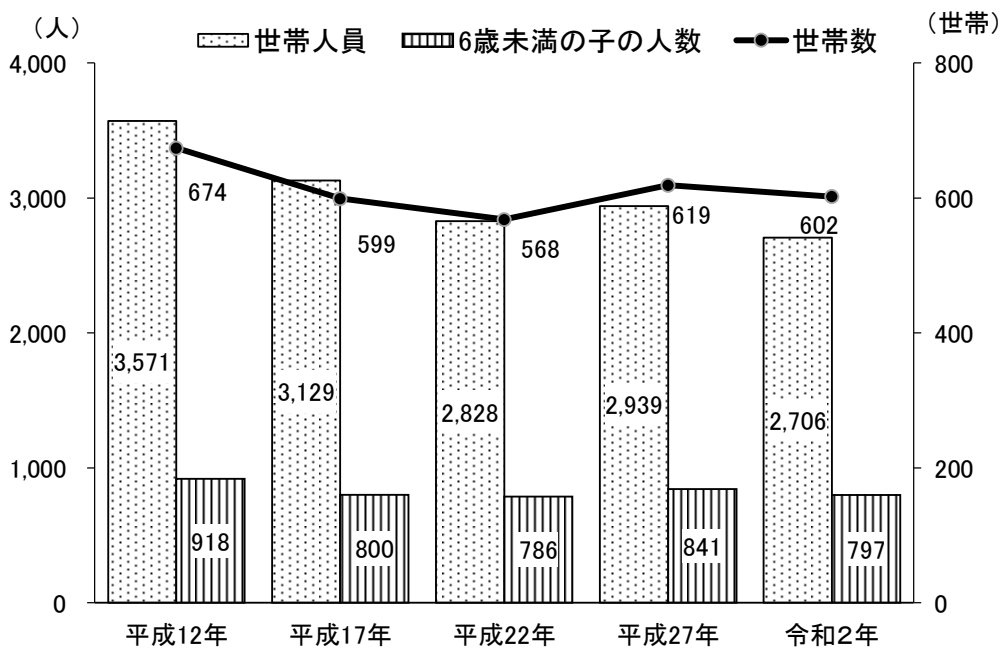


[6歳未満の子のいる一般世帯の推移]

(単位：世帯、人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	674	599	568	619	602
世帯人員	3,571	3,129	2,828	2,939	2,706
6歳未満の子の人数	918	800	786	841	797

資料：国勢調査

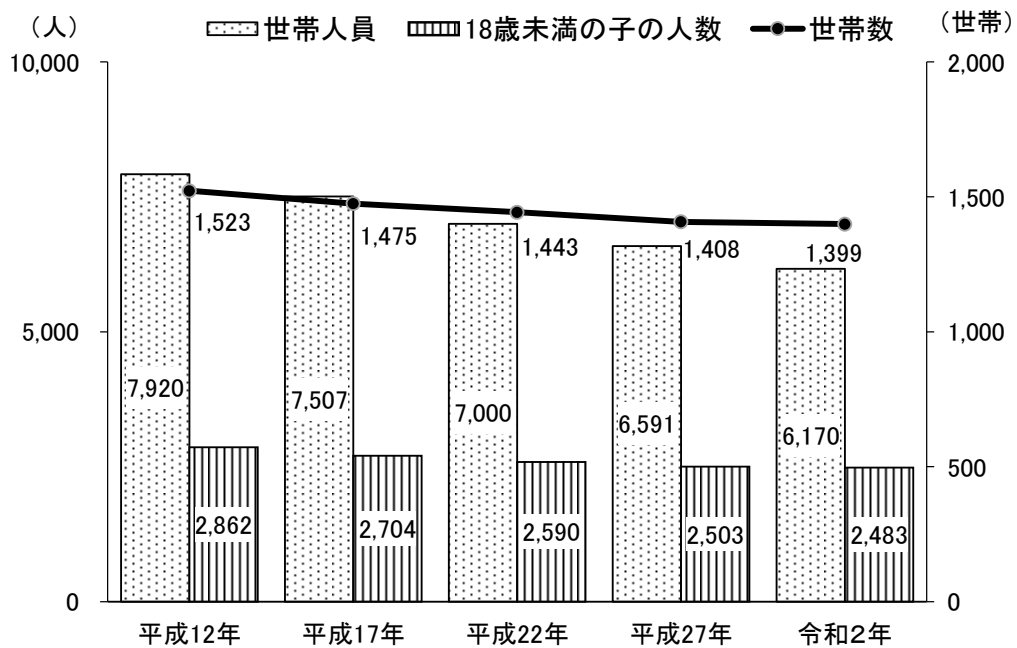


[18歳未満の子のいる一般世帯の推移]

(単位：世帯、人)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
世帯数	1,523	1,475	1,443	1,408	1,399
世帯人員	7,920	7,507	7,000	6,591	6,170
18歳未満の子の人数	2,862	2,704	2,590	2,503	2,483

資料：国勢調査



(2) 就業状況

① 従業地の状況

就業者の従業地についてみると、男女とも「自宅」で従業する人が減少し、令和2年は、男性で10.0%、女性で8.9%となっています。

従業地割合では、「自宅外自町」が横ばいに推移し、令和2年は、男性で37.4%、女性で37.7%となっています。「県内他市町村」については、「2 産業構造の動向」にあるように、第三次産業に従事する就業者の増加に伴い、令和2年は男性で51.9%、女性で53.3%と増加傾向がみられます。

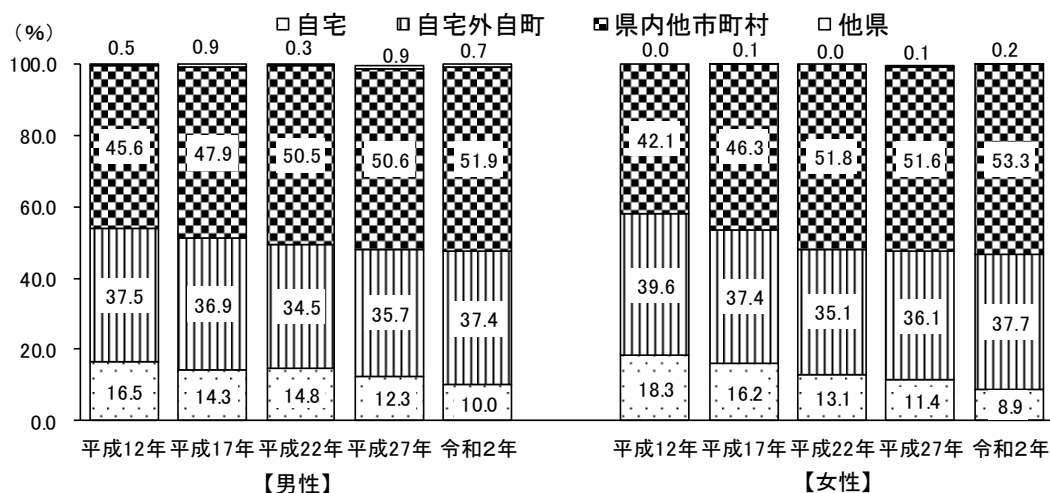
従業地の拡大により帰宅時間が遅くなっていくことが想定され、それにより、保育サービスの利用時間の拡大を希望する方の増加が見込まれます。

[従業地割合の推移]

(単位：%)

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
自宅	16.5	18.3	14.3	16.2	14.8	13.1	12.3	11.4	10.0	8.9
自宅外自町	37.5	39.6	36.9	37.4	34.5	35.1	35.7	36.1	37.4	37.7
県内他市町村	45.6	42.1	47.9	46.3	50.5	51.8	50.6	51.6	51.9	53.3
他県	0.5	0.0	0.9	0.1	0.3	0.0	0.9	0.1	0.7	0.2

資料：国勢調査



② 女性就業者の状況

令和2年の女性就業者の状況についてみると、20～39歳までの女性就業者1,156人のうち、84.8%（980人）の方が「主に仕事」（フルタイム就業）となっています。

平成12年から令和2年の20～39歳までの女性就業者の就業形態の割合についてみると、「主に仕事」（フルタイム就業）については、特に25～39歳の割合が増加しています。

一方、「家事のほか仕事」の割合については、減少しています。

[女性就業者の状況(令和2年)]

(単位：人)

年齢区分	総数	就業者					完全失業者	その他
		総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学の傍ら仕事	休業者		
15～19歳	335	38	21	1	15	1	4	5
20～24歳	286	206	190	5	8	3	7	3
25～29歳	350	263	229	17	-	17	25	3
30～34歳	425	346	281	33	-	32	13	3
35～39歳	413	341	280	51	-	10	5	2
40～44歳	434	360	306	46	-	8	15	3
45～49歳	455	381	322	54	-	5	13	5
50～54歳	407	335	282	48	-	5	13	5
55～59歳	364	293	231	56	-	6	4	4
60歳以上	2,607	651	423	220	-	8	33	1,146

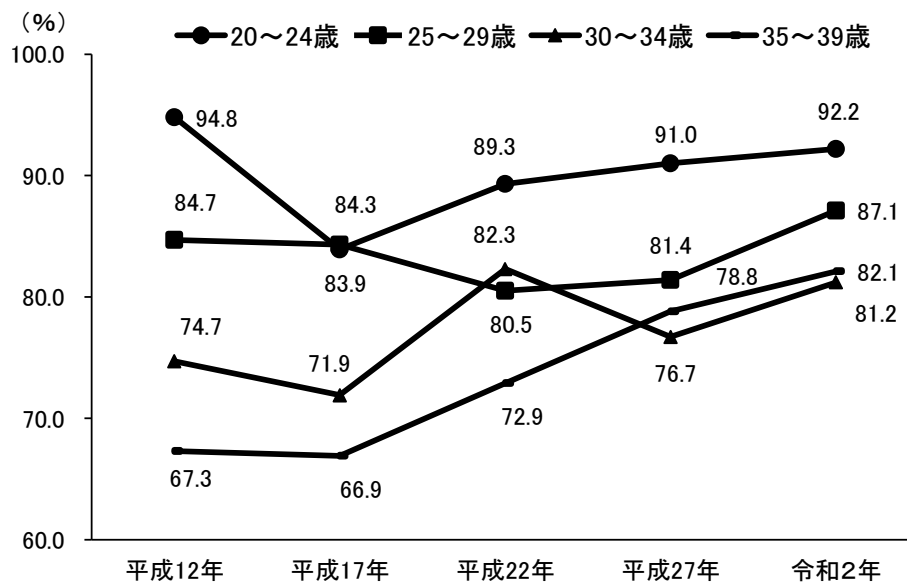
資料：国勢調査

[20歳～39歳までの「主に仕事」の女性就業者の割合の推移]

(単位：%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
20～24歳	94.8	83.9	89.3	91.0	92.2
25～29歳	84.7	84.3	80.5	81.4	87.1
30～34歳	74.7	71.9	82.3	76.7	81.2
35～39歳	67.3	66.9	72.9	78.8	82.1

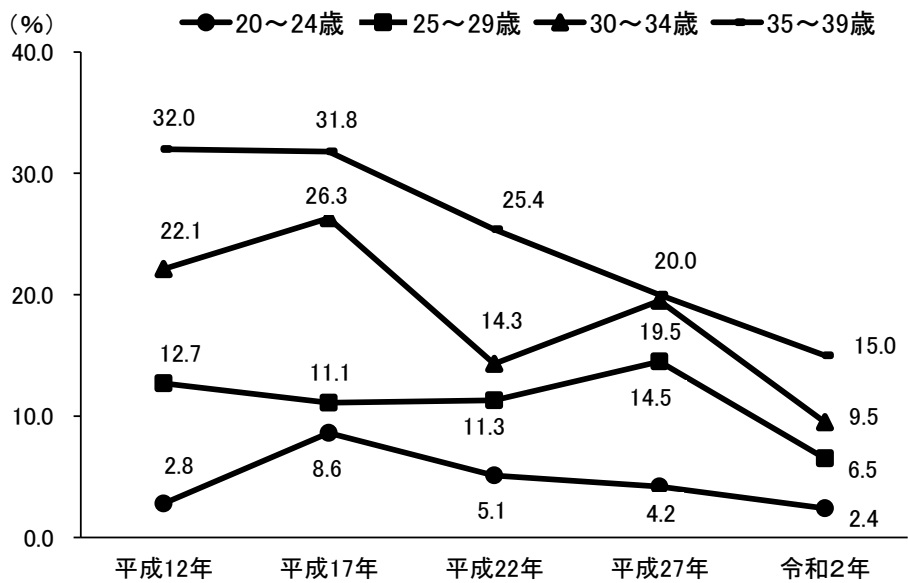
資料：国勢調査



[20歳～39歳までの「家事のほか仕事」の女性就業者の割合の推移] (単位：%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
20～24歳	2.8	8.6	5.1	4.2	2.4
25～29歳	12.7	11.1	11.3	14.5	6.5
30～34歳	22.1	26.3	14.3	19.5	9.5
35～39歳	32.0	31.8	25.4	20.0	15.0

資料：国勢調査



4 聖籠町の子育て環境の状況

(1) 就学前児童の子育てシステム

本町の就学前児童に対する基本的な子育てシステムは、「0～2歳児は私立保育所」で、「3～5歳児は町立幼稚園（こども園）」で幼児教育・保育を行い、幼稚園の教育標準時間での利用料を無償として保護者の経済的負担の軽減化を図ってきました。

町立幼稚園では、幼稚園体制を基本に保育機能を付加した対応を行い、私立保育所では、増加する保育ニーズに対応するため増築や認可定員数の増加を実施してきました。

しかし、保護者の就労状況等の変化や、令和元年10月から施行された国の幼保無償化政策により、これまで町の強みであった「3～5歳児の通常保育料無料」が全国一律となったこと等から、より一層保護者ニーズに寄り添った子育てシステムの構築の必要性が生じました。

新たな子育てシステムの検討・協議を重ね、令和2年度に実施した保護者へのアンケート結果等を踏まえ、令和4年度から、0～5歳児を対象とした私立認定こども園4園、3～5歳児を対象とした町立幼稚園1園において、教育・保育サービスを提供するシステムへ移行しました。

さらに、令和5年度に実施した未就園児保護者へ実施したアンケートの結果、認定こども園入所希望者数が現状での定員を上回り、待機児童が生じる見込みであるということがわかり、0～2歳児を対象とした私立保育所1園を令和7年度に新たに開園しました。令和9年度からは受入れ年齢を5歳児まで拡大し、認定こども園へ移行する予定としています。

※認定こども園：幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

(1) - 1 保育所の状況

① 保育園の概要

令和7年4月1日現在、1箇所の認可保育所と1箇所の企業主導型の保育施設があります。

[保育所の概要]

種別	施設名	設立年月	認可定員 (人)	保育曜日	保育時間
認可保育所	聖籠こども園	H9年4月	令和4年度に認定こども園に移行		
	聖籠はじめ保育園	H12年4月			
	まごころ保育園せいらう	H21年11月			
	まごころ保育園ひがしこう	H23年4月			
	みんなの森どんぐり保育園	R7年4月	30	月～土	7:00～ 19:00
企業主導型 保育事業	さくらんぼちびっ子保育園	H31年4月	30 (地域枠15)	月～土・祝	7:00～ 19:00

② 園児の状況

令和7年4月に私立認可保育所「みんなの森どんぐり保育園」を開園し、14名の園児が入園しています。

施設名	園児数							定員 (人)	入園率 (%)
	0歳 児	1歳 児	2歳 児	3歳 児	4歳 児	5歳 児	計		
みんなの森 どんぐり保育園	1	13	0				14	30	46.7

③ 園児数の推移

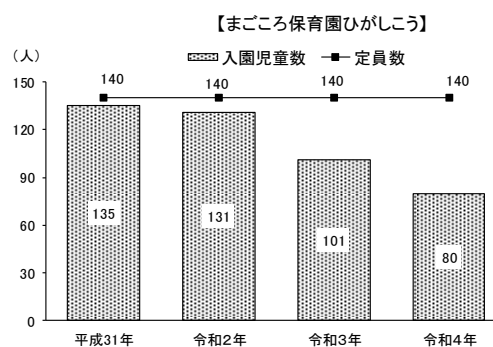
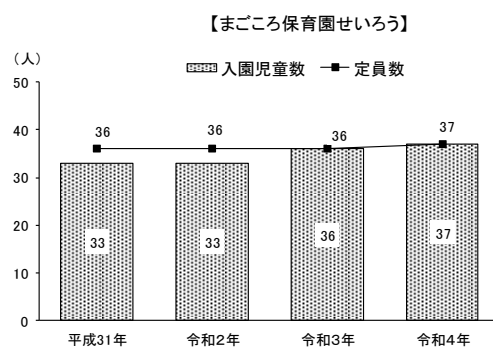
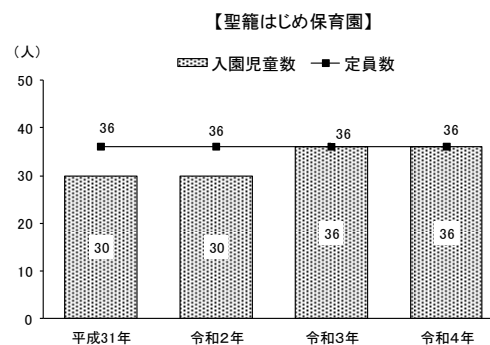
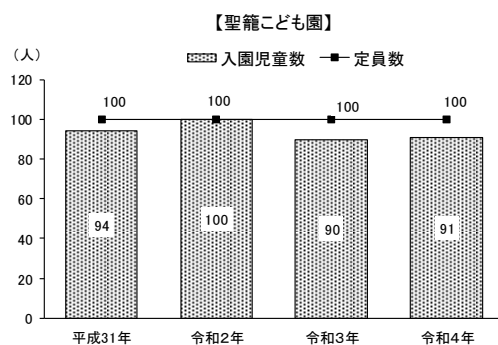
入園児童数の推移は、おおむね横ばいとなっています。

[園児数の推移]

(単位：人)

区 分		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
聖籠こども園	入園児童数	94	100	90	91
	定員数	100	100	100	100
聖籠はじめ保育園	入園児童数	30	30	36	36
	定員数	36	36	36	36
まごころ保育園せいらう	入園児童数	33	33	36	37
	定員数	36	36	36	37
まごころ保育園ひがしこう	入園児童数	135	131	101	80
	定員数	140	140	140	140
広域入所	入園児童数	5	3	3	6

各年3月1日現在



(1) - 2 認定こども園の状況

① 認定こども園の概要

令和7年4月1日現在、4箇所の私立認定こども園があります。

[認定こども園の概要]

種別	施設名	開園年月	認可定員 (人)	保育曜日	保育時間
認定こども園	ほしぞらこども園	R4年4月	139	月～土	7:00～ 19:00
	聖籠はじめこども園	R4年4月	115	月～土	7:00～ 19:00
	ハーモニーこども園	R4年4月	200	月～土	7:00～ 19:00
	なないろこども園	R4年4月	185	月～土	7:00～ 19:00

② 園児の状況

令和7年4月1日現在、認定こども園の入園児童数は次のとおりです。

[認定こども園の入所園児数]

(単位：人、%)

施設名	園児数							定員 (人)	入園率 (%)
	0歳 児	1歳 児	2歳 児	3歳 児	4歳 児	5歳 児	計		
ほしぞらこども園	4	23	22	25	25	24	123	139	88.5
聖籠はじめこども園	2	15	18	22	23	22	102	115	88.7
ハーモニーこども園	8	30	24	35	38	27	162	200	81.0
なないろこども園	3	25	24	35	35	17	139	185	75.1
広域入所	0	0	0	0	1	0	1		
合計	17	93	88	117	122	90	527	639	82.5

③ 園児数の推移

入園児童数の推移は、横ばいとなっています。

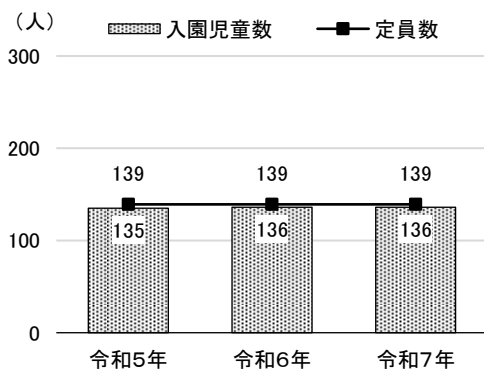
[園児数の推移]

(単位：人)

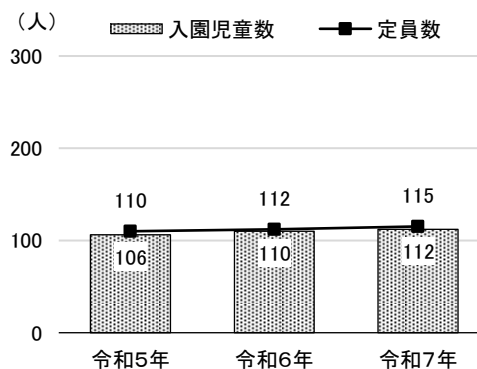
区 分		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ほしぞらこども園	入園児童数		135	136	136
	定員数		139	139	139
聖籠はじめこども園	入園児童数		106	110	112
	定員数		110	112	115
ハーモニーこども園	入園児童数		185	177	173
	定員数		200	200	200
なないろこども園	入園児童数		156	155	162
	定員数		185	185	185
広域入所	入園児童数		3	5	3
合計	入園児童数		585	583	586
	定員数		634	636	639

各年3月1日現在

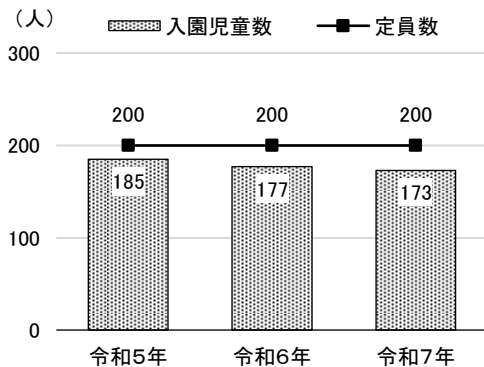
【ほしぞらこども園】



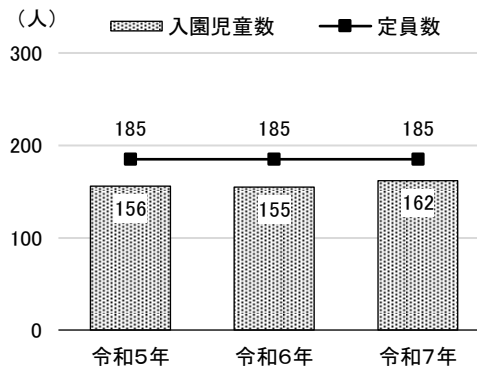
【聖籠はじめこども園】



【ハーモニーこども園】



【なないろこども園】



(1) - 3 幼稚園の状況

① 幼稚園の概要

令和7年5月1日現在、1箇所の町立幼稚園があります。

[幼稚園の概要]

施設名	開園年月	定員	学級数	通園児数	開園曜日
せいろう幼稚園	R4年4月	100人	4学級	50人	月～金

※土曜日に預かり保育を実施

② 園児の状況

令和7年5月1日現在、園児の状況は次のとおりです。

[幼稚園の入園園児数]

(単位：人)

施設名	園児数			
	3歳児	4歳児	5歳児	計
せいろう幼稚園	25	18	14	57

[幼稚園の保育時間]

施設名	早朝保育	通常保育	延長保育
せいろう幼稚園	7:00 ～ 8:30	8:30 ～ 15:00	15:00 ～ 19:00

※希望者には預かり保育（早朝保育、延長保育、土曜保育等）を実施しています。

③ 園児数の推移

幼稚園における園児数の推移は、次のとおりです。

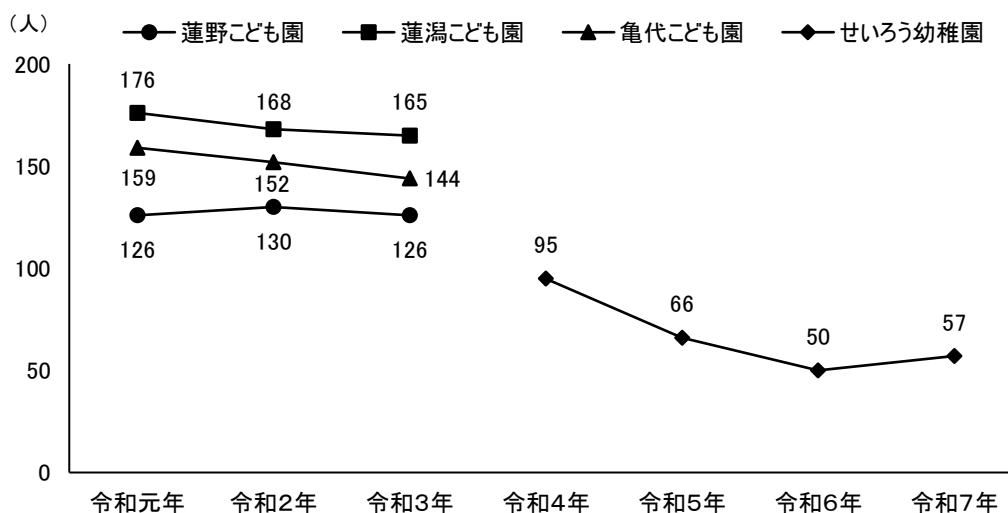
令和4年度に町立幼稚園が1園となったため、園児数は減少しています。

[幼稚園の園児数の推移]

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
蓮野こども園	126	130	126				
蓮瀉こども園	176	168	165				
亀代こども園	159	152	144				
せいらう幼稚園				95	66	50	57
合計	461	450	435	95	66	50	57

資料：子ども教育課（各年5月1日現在）



[幼稚園の保育時間]

(単位：円)

区 分	通常保育	早朝保育	延長保育	休業日保育
	8:30 ~ 15:00	7:00 ~ 8:30	15:00 ~ 19:00	
保育料(月額)	0	500	1,500	時間によって異なる

※利用形態により通常保育に加え早朝保育や通常保育を組合せ

④ 預かり保育の利用状況

幼稚園の預かり保育の利用状況の推移は、次のとおりです。

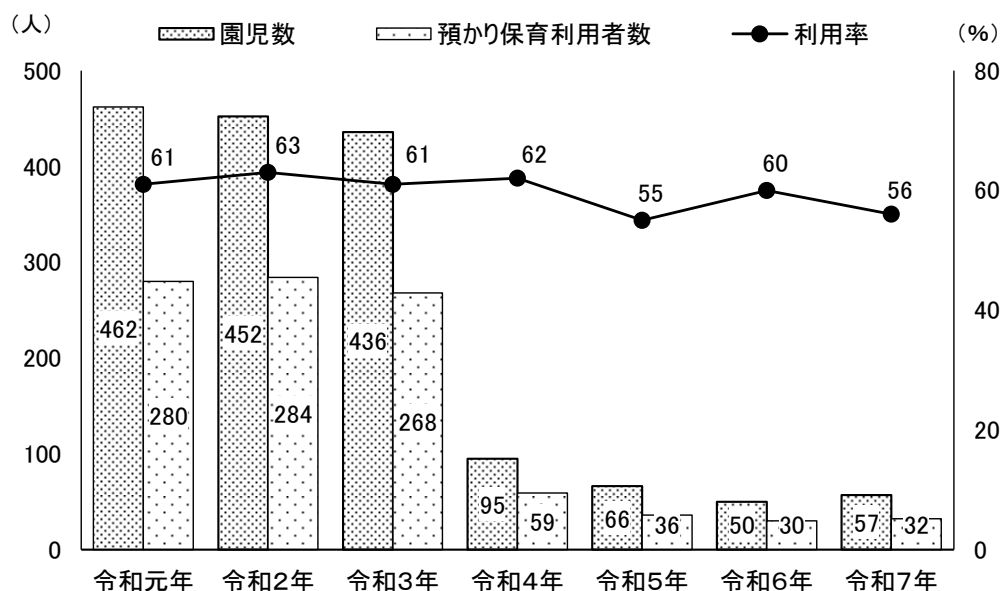
令和4年度に町立幼稚園が1園となったため、利用者数は減少していますが、利用率（園児数のうち、預かり保育を申し込んでいる人数）はおおむね6割前後となっています。

[幼稚園の預かり保育利用状況]

(単位：人、%)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
園児数	462	452	436	95	66	50	57
預かり保育利用者数	280	284	268	59	36	30	32
利用率	61	63	61	62	55	60	56

資料：子ども教育課(各年4月1日現在)



(2) 特別保育の状況

① 認定こども園、保育所

延長保育は、すべての認定こども園と保育所で実施しており、増加傾向となっています。保護者の病気やけが・冠婚葬祭など、やむを得ず家庭での保育が困難となった際の一時預かり保育の利用は増加傾向となっています。

低年齢児保育（0～2歳児）の利用状況については、乳児、未満児の特別保育の全体の利用者数は、令和4年の242人から増加し、令和7年には262人となっています。障がい児保育は、児童の状況に応じ受け入れています。

[延長保育事業の実施内容]

施設名	実施内容
ほしぞらこども園	最大7:00～19:00まで（保育認定時間により延長時間は異なる）
聖籠はじめこども園	最大7:00～19:00まで（保育認定時間により延長時間は異なる）
ハーモニーこども園	最大7:00～19:00まで（保育認定時間により延長時間は異なる）
なないろこども園	最大7:00～19:00まで（保育認定時間により延長時間は異なる）
みんなの森どんぐり保育園	最大7:00～19:00まで（保育認定時間により延長時間は異なる）

[延長保育利用園児数（延べ人数） 2・3号認定のみ]

（単位：人）

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ほしぞらこども園 （旧聖籠こども園）	812	1,010	1,270	1,824	1,934	2,110
聖籠はじめこども園 （旧聖籠はじめ保育園）	443	532	390	1,462	1,892	1,380
ハーモニーこども園 （旧まごころ保育園せいらう）	448	235	295	1,606	1,648	1,473
なないろこども園 （旧まごころ保育園ひがしこう）	1,814	966	792	1,180	2,123	2,310
計	3,517	2,743	2,747	6,072	7,597	7,273

[一時預かり保育延べ利用状況]

（単位：人）

実施場所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
聖籠こども園	189	149	195			
ほしぞらこども園				390		
なないろこども園					125	
ハーモニーこども園					92	150
合計	189	149	195	390	217	150

[低年齢児保育利用状況 乳児・未満児数]

(単位：人)

施設名	0歳児				1歳児				2歳児			
	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
聖籠 こども園	28				28				35			
聖籠 はじめ 保育園	8				8				14			
まごころ 保育園 せいらう	12				13				12			
まごころ 保育園 ひがしこう	17				20				43			
ほしぞら こども園		18	15	18		22	23	20		23	23	24
聖籠はじめ こども園		10	6	10		16	20	16		17	19	20
ハーモニー こども園		20	12	19		36	33	21		25	37	36
なないろ こども園		20	12	14		29	33	24		15	35	39
広域 入所	1	1	0	0	2	1	1	1	1	0	1	0
計	66	69	45	61	71	104	110	82	105	80	115	119
施設名	計											
	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年								
聖籠 こども園	91											
聖籠 はじめ 保育園	30											
まごころ 保育園 せいらう	37											
まごころ 保育園 ひがしこう	80											
ほしぞら こども園		63	61	62								
聖籠はじめ こども園		43	45	46								
ハーモニー こども園		81	82	76								
なないろ こども園		64	80	77								
広域 入所	4	2	2	1								
計	242	253	270	262								

各年3月1日現在

[障がい児保育受入状況]

(単位：人)

施設名	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
聖籠こども園	1	1	0			
聖籠はじめ保育園	0	0	0			
まごころ保育園せいろう	0	0	0			
まごころ保育園ひがしこう	0	0	0			
ほしぞらこども園				1	3	2
聖籠はじめこども園				1	2	1
ハーモニーこども園				4	5	4
なないろこども園				2	2	1
広域入所	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	8	12	8

各年3月1日現在

② 病児・病後児保育事業の利用状況

病氣中（病児）または病氣回復期（病後児）にある児童を、就労などにより家庭で保育ができない人は、あおい保育園（新潟聖籠病院内）に一時的に児童を預けることができます。

令和5年4月末まで聖籠町民のみ利用可能でしたが、令和5年5月1日より試行的に、「町外から聖籠町内の事業所へ通勤されている人」も対象としています。

[「聖籠あおい保育園」延べ利用者数]

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	88	62	61	78	211	204

資料：子ども教育課

③ 休日保育事業

令和7年6月より、保護者の就労等により日曜日や祝日に保育が必要なこどもを対象に、みんなの森どんぐり保育園で休日保育を実施しています。

(3) 小学校・中学校の状況

① 小学校・中学校の概要

令和7年5月1日現在、3箇所の小学校と1箇所の中学校があります。

[小学校・中学校の概要]

(単位：人、学級)

区 分		1年	2年	3年	4年	5年	6年
蓮野小学校	児童数	49	39	44	44	39	38
	通常学級数	2	2	2	2	1	1
	特別支援学級数	5					
山倉小学校	児童数	43	58	55	49	54	55
	通常学級数	2	2	2	2	2	2
	特別支援学級数	6					
亀代小学校	児童数	38	46	50	49	51	60
	通常学級数	2	2	2	2	2	2
	特別支援学級数	5					
聖籠中学校	生徒数	131	160	135			
	通常学級数	4	5	4			
	特別支援学級数	7					

資料：教育未来課

② 児童・生徒数の推移

令和7年5月1日現在、小学生が861人、中学生が426人となっており、小学生は横ばい傾向にあり、中学生は令和3年から令和6年まで増加しましたが、令和7年には14人減少しています。

[小学校・中学校の推移]

(単位：学校、学級、人)

区 分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	44	876	46	893	48	893	48	904	49	879
中学校	16	388	16	366	17	389	17	394	19	440
区 分	令和7年									
	学級数	児童・生徒数								
小学校	50	861								
中学校	20	426								

資料：教育未来課（各年5月1日現在）

(4) 児童クラブの状況

保護者の仕事や病気などの理由により、小学校の放課後及び長期休業期間に保育が必要な小学1～6年生の児童を対象に、各小学校区の計3箇所で児童クラブを運営し、生活の場を提供しています。

[児童クラブの概要]

施設名	開設時間
蓮野児童クラブ	平日： 13：30～18：00
山倉児童クラブ	土曜： 7：30～18：00
亀代児童クラブ	学校長期休業日：7：30～18：00 ※いずれも最大19：00まで

資料：子ども教育課

[児童クラブ利用状況]

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蓮野児童クラブ	登録児数(月平均)	55	50	52	58	70	74
	延べ利用者数	879	775	811	921	1,009	967
山倉児童クラブ	登録児数(月平均)	62	63	54	48	68	76
	延べ利用者数	866	966	906	729	914	1,127
亀代児童クラブ	登録児数(月平均)	60	53	46	35	46	60
	延べ利用者数	948	828	648	504	637	791

(5) 地域における健全育成の推進

近年、住宅事情や交通事情の変化等により、こどもが安全に遊べる場所の確保が重要となっています。

このため、次のような施設整備等を行っています。

① 児童館の利用状況

児童館が1箇所あり、児童健全育成の一翼を担っています。

[児童館の利用状況](延べ利用者数)

(単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
亀塚児童館	6,376	5,234	6,145	5,610	5,712	6,229

② 児童遊園及びこどもの活動拠点

整備状況は、次のとおりです。

[児童遊園及びこどもの活動拠点] (単位：箇所)

施設		箇所数
児童厚生施設	児童館	1
	児童遊園・広場	28
文教施設等	町民会館	1
	図書館	1
	多目的屋内運動場	3
	多目的屋外運動広場	1
	町営野球場	2
	町営テニス場	1
	体育館	2

令和7年4月1日現在

(6) 地域における子育て支援事業利用状況

地域交流施設「そだちの家」を、月曜日から金曜日までは子育て親子の交流等を促進する子育て支援センター「すくすくサロンさくらんぼ」として開放し、子育てについての相談、情報提供、助言などを行っています。

令和5年度から、土日は乳幼児とその保護者の屋内遊び場の一つとして開放しています。

[「すくすくサロンさくらんぼ」延べ利用者数] (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	1,449	1,514	842	1,459	3,448	3,811

※令和元年度から令和3年度まで保育施設で実施

資料：子ども教育課

[「そだちの家土日開放事業」延べ利用者数] (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数					715	610

資料：子ども教育課

(7) 母子保健の現状

① 妊娠期状況

妊娠届出

妊娠期は、母子関係を形成する基盤として心身ともに母子が健康であることが大切です。本町は、妊娠の届出は必ず保健師が対応し、早期から相談できる体制で取り組んでいます。

妊娠届時アンケートでは、妊娠期に様々な不安を抱えている人が多くいます。令和6年度の結果では、妊婦 106 人中 47.1%の人が次のような悩みを抱えている状況です。個別の相談内容に合わせて継続的に支援を行っています。

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経済的なこと | <input type="checkbox"/> からだのこと |
| <input type="checkbox"/> 出産について | <input type="checkbox"/> 仕事のこと |
| <input type="checkbox"/> 育児について | <input type="checkbox"/> 家族のこと |

マタニティ教室

妊娠5、6か月頃には、マタニティ教室を実施し、妊娠期の過ごし方や妊娠中の栄養バランスについての情報提供を行うとともに、参加者各々の悩みやこれからの育児、生活についての対話の機会となっています。令和6年度の参加率は、80名中13.8%でした。働きながらも求めて参加してくださる人も多くいます。

妊娠8か月時

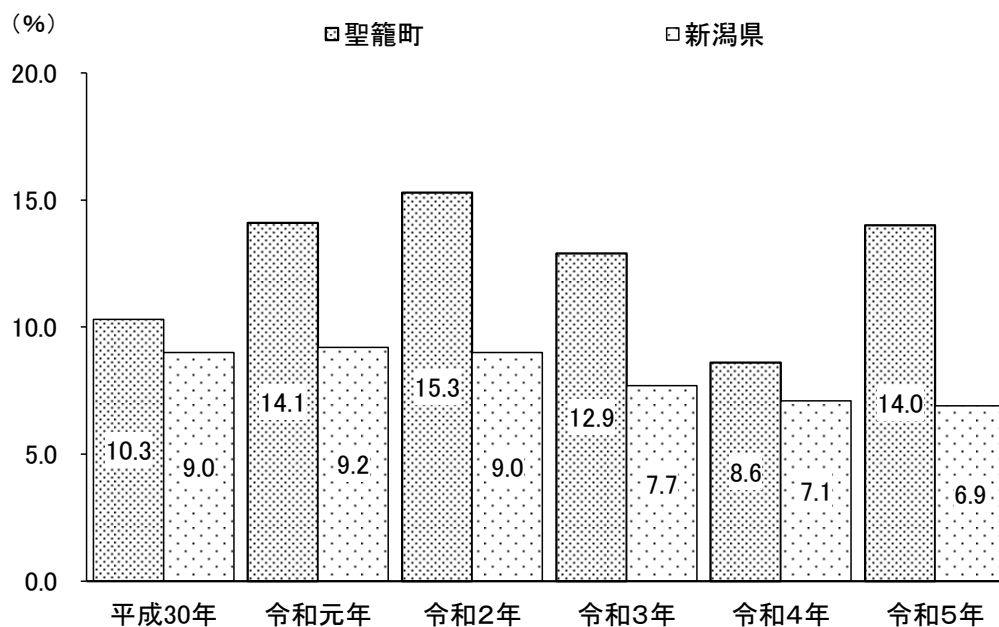
妊娠8か月時にアンケートを実施しています。令和6年度アンケート結果では、回答のあった61人中85.2%の人が次のような悩みを抱えています。必要な人には、保健師が訪問し、出産後も切れ目ない支援に努めています。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 上の子の変化について | <input type="checkbox"/> 保育園の入園状況について |
| <input type="checkbox"/> 育児と仕事の両立について | <input type="checkbox"/> 自分自身のメンタル面 |
| <input type="checkbox"/> 経済面について | <input type="checkbox"/> 家族との関係 |
- など

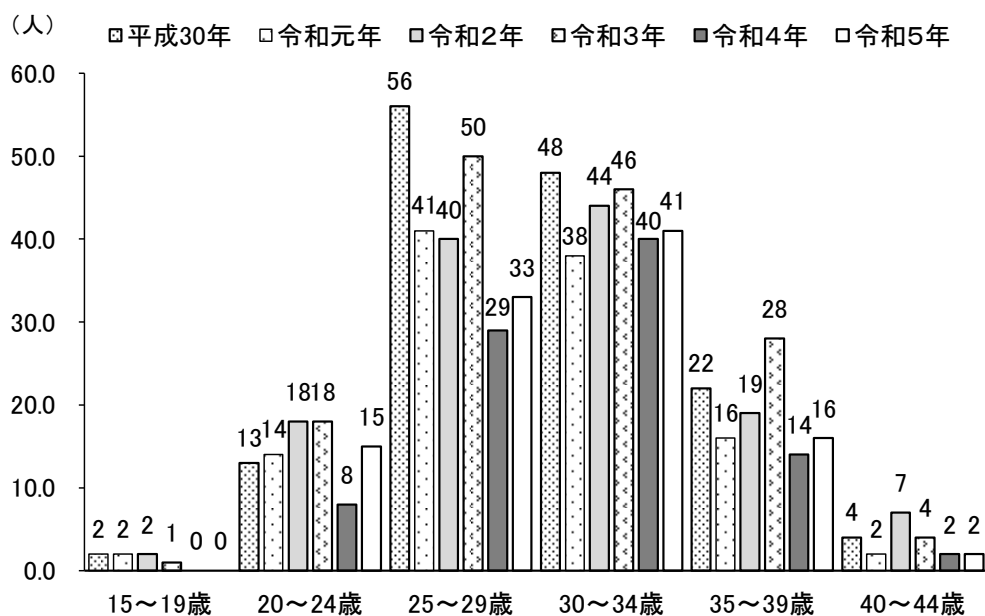
② 出生状況

近年は、全出産のうち24歳までに出産する人の割合が県平均よりも高い傾向にあります。30～40代も増加傾向にあります。

■ 全出産のうち24歳までに出産する人の割合 (単位：%)

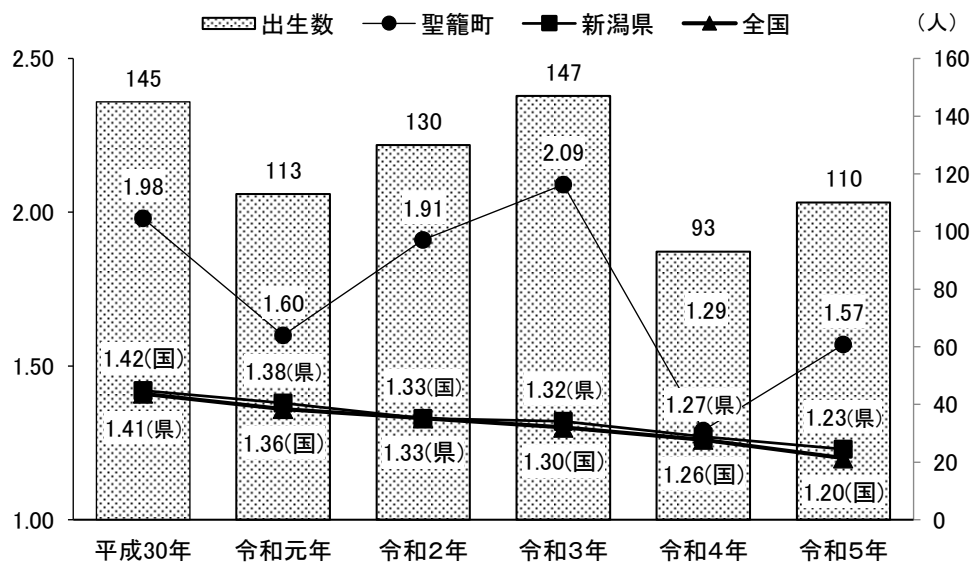


■ 母親の年齢別出生数の推移 (単位：人)



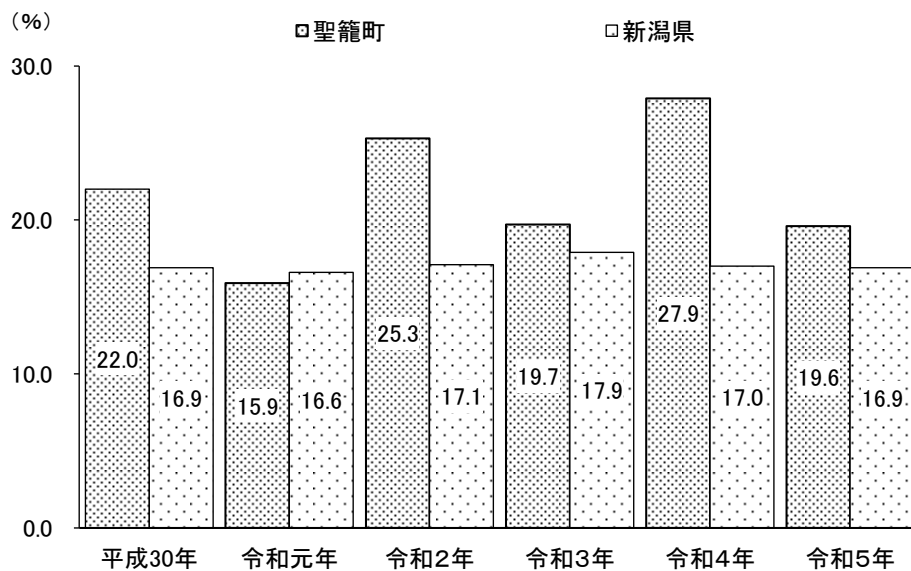
出生数は、国、県と比べ本町は増加傾向にあり、合計特殊出生率は県・国平均と比較すると高い値にはなっていますが、経年でみると減少傾向にあります。人口を維持できるといわれている 2.08 を下回っていることから、本町でも少子化は進んでいることが窺えます。

■ 聖籠町合計特殊出生率、出生数 (単位：人)



本町は、県平均と比べ第3子以上を出産する人が多い傾向です。

■ 全出産のうち第3子以上が占める割合 (単位：%)



③ 新生児・産婦訪問状況

本町は、新生児・産婦に対して助産師による訪問指導を実施しています。

新生児の発育発達状況を確認し、産後うつ状況を把握するエジンバラ質問票を実施し、メンタル面のサポート支援も行っています。令和6年度のエジンバラ質問票の結果63件中15.8%の人が産後うつのリスクが高い傾向にあり、新生児・産婦訪問後も保健師が医療機関等と連携して継続的に支援しています。

④ 産後ケア事業の状況

母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援するため産後ケア事業を令和3年度から実施しています。令和3年度からショートステイ型、令和4年度から助産師による訪問型、令和6年度よりデイケア型を導入しています。利用申請の理由は、次のような状況になっており切れ目ない支援に努めています。

- 産婦の乳房ケア
- 産婦のメンタルケア
- 新生児の体重確認
- 育児人手不足のための休息目的

⑤ 2か月児訪問の状況

生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭に保健師が家庭訪問を実施しています。育児等に関する様々な不安や悩みを聞き相談支援に努めています。

⑥ 転入児訪問

転入してきた0～3歳児のいるすべての家庭とつながるために、保健師が家庭訪問を実施しています。育児等に関する様々な不安や悩みを聞き相談支援に努めています。

⑦ 乳幼児健診の状況

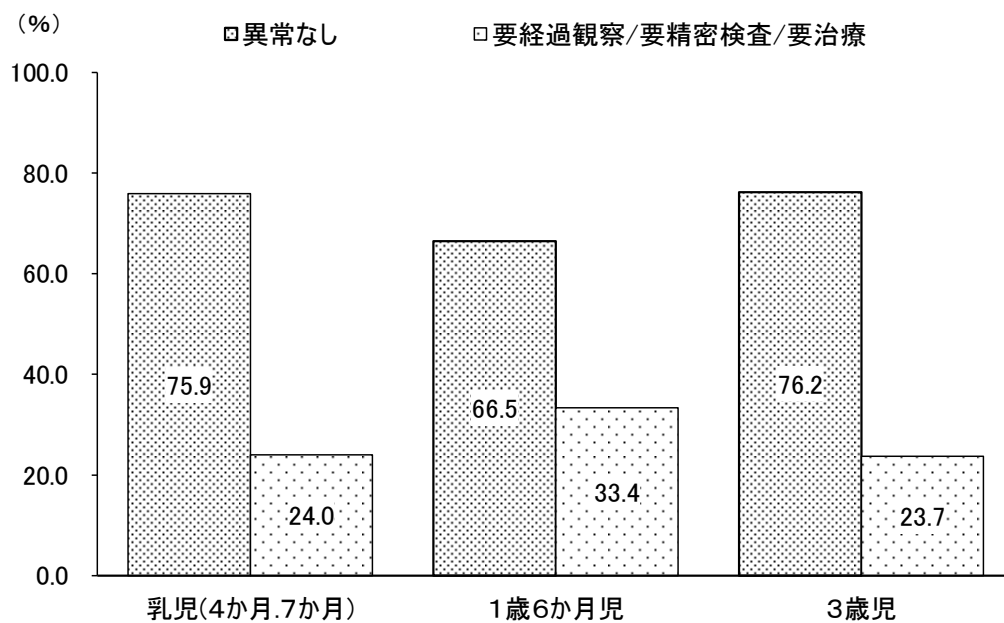
乳幼児健康診査の目的は、すべてのこどもが身体的、精神的及び社会的に最適な成長発達を遂げることを助けることです。成長過程で起こる問題や課題に早期に対応することだけでなく、これからの長い人生を健やかに過ごすための健康管理のスタートでもあります。

乳児健診は生後4か月児・7か月児で実施しています。乳児健診の結果では、「異常あり」が全体の24.0%で要経過観察・要精密検査・要治療を表しています。内訳は、「運動機能発達異常」が54.7%で、その多くが体験不足等の環境要因です。

1歳6か月児健診の結果では、「異常あり」が全体の33.4%で要経過観察・要精密検査・要治療を表しています。内訳は、「精神発達障害・情緒行動上の問題等」が51.0%で、その多くがことばの遅れ、多動傾向になります。また、令和5年度より視覚検査で屈折検査機器を導入したことにより視覚障害が29.3%と多くなっています。

3歳児健診の結果では、「異常あり」が全体の23.7%で要経過観察・要精密検査・要治療を表しています。内訳は、「精神発達障害・情緒行動上の問題等」が78.5%で、体験不足・発散不足の環境要因もありますが、そのこどもの特性であると思われるケースもあります。

■ 乳幼児健康診査（令和元～6年度 合計） （単位：％）

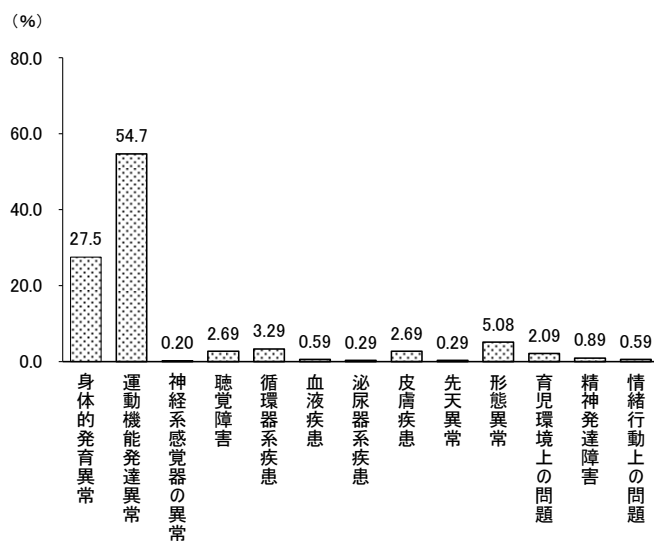


※「異常あり」には、要経過観察・要精密検査・要治療が含まれています。

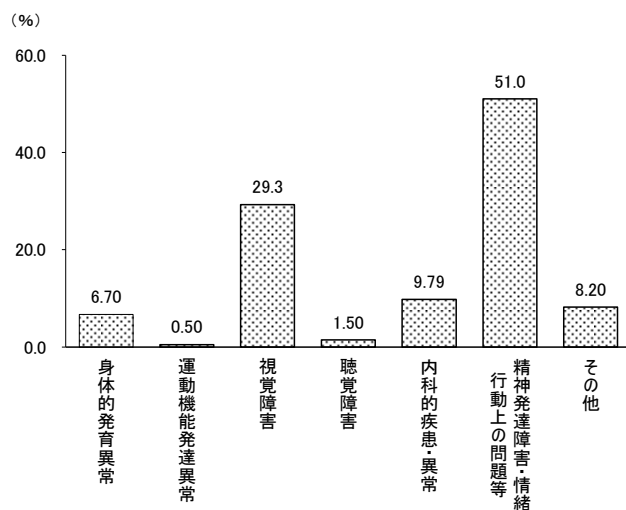
資料：保健福祉課

■ 乳幼児健康診査結果疾病・異常内訳（乳幼児健診ガイドラインより） （単位：％）

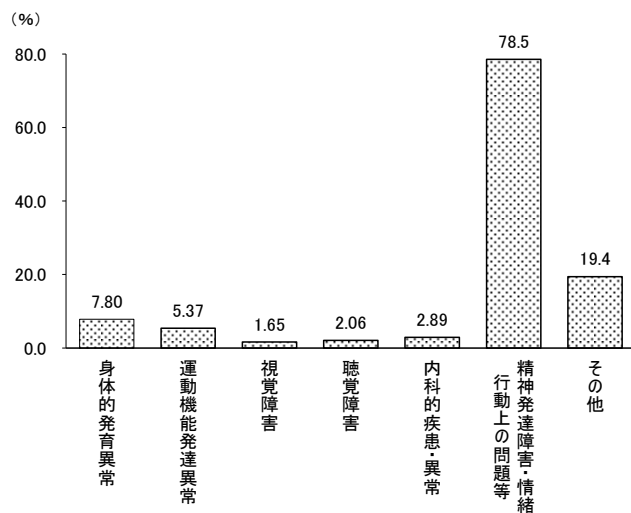
【乳児】



【1歳6か月児】



【3歳児】



資料：保健福祉課

⑧ 育児学級の状況について

生後4.5か月児がいる母子を対象に育児学級を実施しています。主に乳児期の発育・発達や、離乳食についての支援を行っています。令和6年度は、対象92人中40.3%の参加率でした。

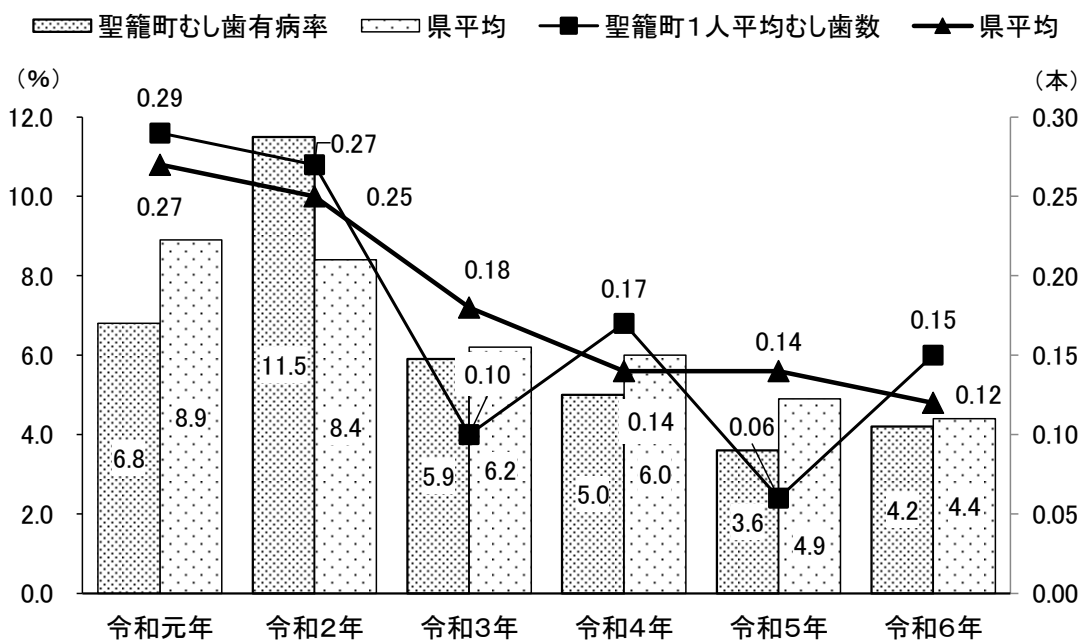
参加者は、離乳食で悩まれている人が多く、離乳食を展示し、量の確認と試食ができる場を設けています。参加者からは、「実際の量が見れてよかった」「離乳食は大変かと思ったけど、なんとかできそう」などの声が聞かれています。また、母親同士の交流の場にもなっています。

⑨ 歯科保健の状況について

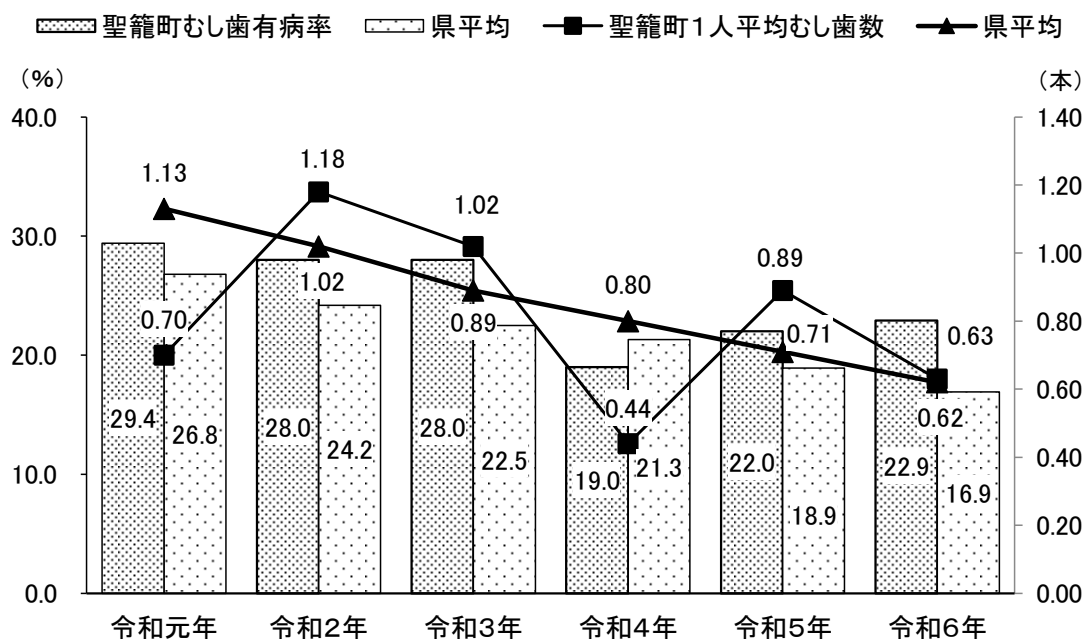
平成23年度から段階的に幼児歯科健診、幼稚園、こども園、小中学校でフッ化物洗口が導入され、1歳2か月児から中学3年生まで継続して歯質強化の取り組みを行っています。フッ化物洗口導入に加え、乳幼児歯科健診事業や、各園での歯みがき習慣の徹底、望ましい食習慣・間食・生活リズムについての情報提供・指導を実施してきた結果、3歳児のむし歯有病率及び1人平均むし歯数は減少傾向にあります。

こども自身の知識や行動のみでなく、家族、周りの大人の生活習慣（食生活・おやつのお考え方、歯みがき習慣・仕上げ磨き習慣等）も振り返り、一緒に歯・口腔の健康について考え、取り組んでいく必要があります。

■ 3歳児むし歯有病率と1人平均むし歯本数



■ 5歳児むし歯有病率と1人平均むし歯本数



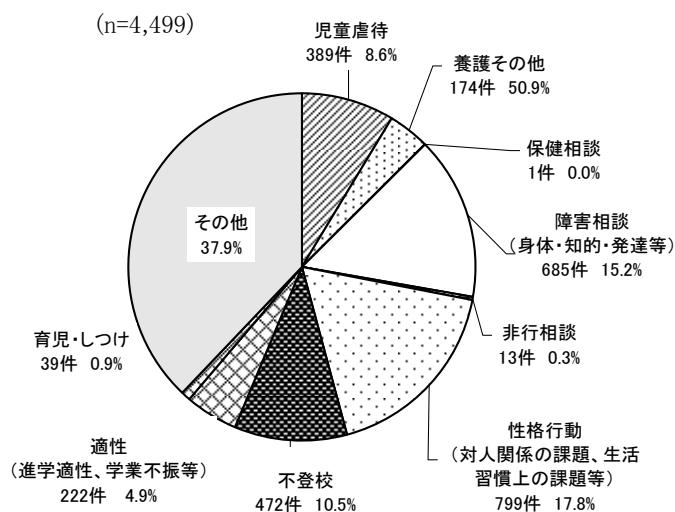
(8) こども家庭センター事業の状況

平成26年度から子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を行っています。相談員として子どもソーシャルワーカーを各小学校区に1名ずつ配置し、児童相談所や学校と連携を図っています。令和6年度の相談内容としては、「児童虐待」のほか、「性格行動」「障害相談」「不登校」に関する相談など、多岐にわたっています。

令和6年6月から、子育て世代包括支援センター（保健福祉課）と子ども家庭相談センター（教育未来課）の両組織による一層の協働と一体的な相談支援体制をもって「子ども家庭センター」とし、すべての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行っています。

【令和6年度相談種類別延べ件数・割合】

(単位：件,割合)



(9) こどもや家庭への支援状況

本町では、次のとおり支援事業を行っています。

[こどもや家庭への支援事業]

支援名称	支援の対象内容
妊産婦医療費助成	妊婦・産婦がかかった医療費の一部を助成します。
子ども医療費助成	出生から高校卒業年度の3月31日まで、医療費の一部を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成	対象となる世帯へ医療費の一部を助成します。
妊婦のための支援給付金	妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦、子育て世帯へ妊婦のための支援給付金を支給します。 ・母子手帳交付時に申請：50,000円（妊婦に対して） ・2か月児訪問時に申請：50,000円（子1人に対して）
児童手当	児童手当は中学校修了前（※）の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を監護し、かつ、これと生計を同じくしている方に支給されます。 （※）令和6年10月から高校生年代に拡大
児童扶養手当	対象となる世帯へ手当を支給します。
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいをもつ20歳未満の児童を監護する父または母に支給されます。（父母が監護できないときは、父母に代わりその児童を養育している人に支給されます。）
健やか子育て誕生祝金	出産した方または親権者に誕生祝金を支給します。 支給額 ・第1子～第3子 50,000円 ・第4子以上 100,000円
健やか子育て支援金	第4子以上で義務教育就学前の乳幼児を養育する親権者に支給します。 支給額 （月額） 5,000円
多子世帯給食費支援	第3子以降の給食費を支給します。
0歳児～2歳児の保育料の軽減	国が定める基準額から町独自に軽減します。 （国基準の多子軽減の対象拡大、保育料の国基準額からの減額） 令和6年4月から、さらに半額に改定しています。

令和7年5月1日現在

5 アンケート調査結果

(1) ニーズ調査結果の概要

【 調査目的 】

子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に給付・事業を実施することとされています。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を町が算出するため、町民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

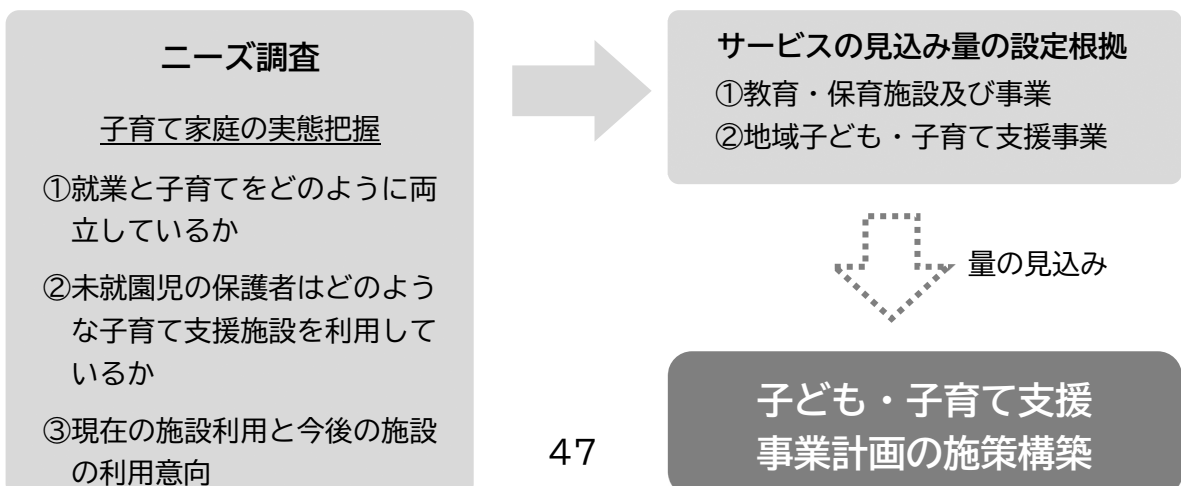
【 調査内容 】

◆調査時期	・令和6年2月期
◆調査対象者	・聖籠町内在住の就学前（0歳～5歳）児童の世帯 ・聖籠町内在住の小学生（1年生～4年生）児童の世帯
◆配布・回収方法	・就園児童はこども園・幼稚園を経由して配布・回収 ・未就園児は郵送による配布・回収 ・小学校児童は小学校を経由して配布・回収
◆調査結果	・調査結果は「資料編」に記載

【 有効回答数 】

	就学前児童	小学校児童
配布部数	636部	469部
回収部数	546部	399部
回収率	85.8%	85.1%

ニーズ調査の位置づけ



(2) 子どもの生活に関する実態調査結果の概要

【 調査目的 】

本調査は、こどもとその世帯の生活状況の実態を把握し、こどもの貧困に関する現状や課題を分析し、効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を整備することを目的としています。

【 調査内容 】

◆調査時期	・令和6年7月期
◆調査対象者	・聖籠町内在住の小学5年生・中学2年生 ・聖籠町内在住の小学5年生・中学2年生の保護者
◆配布・回収方法	・郵送または学校（小学校3校、中学校1校）を通じて調査票の配布・回収
◆調査結果の分析	・調査結果では、保護者調査票と子ども票の回答を紐づけて、クロス集計などの分析を行いました。
◆調査結果	・調査結果は「資料編」に記載

【 有効回答数 】

① 保護者

	小学5年生の保護者	中学2年生の保護者
配布部数	134部	137部
回収部数	107部	114部
回収率	79.9%	83.2%
有効回収数	102部	104部

※有効回収数については、問4及び問27のいずれの質問も無回答者を除外しました。

② 小学生・中学生

	小学5年生	中学2年生
配布部数	157部	139部
回収部数	124部	117部
回収率	79.0%	84.2%

(3) こども・若者に関する実態調査結果の概要

【 調査目的 】

本調査は、「聖籠町こども計画」を策定するにあたり、今年度に16歳から39歳になる若者の現在の状況や将来に関する意識、意見などを把握し、こどもや若者を支援する取り組みの参考とすることを目的として実施しました。

【 調査内容 】

◆調査時期	・令和7年8月期
◆調査対象者	・町内在住の16歳から39歳になる人（無作為抽出）
◆配布・回収方法	・郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはWEB回答による本人回答方式
◆調査結果の分析	・調査結果では、年齢別クロス集計などの分析を行いました。
◆調査結果	・調査結果は「資料編」に記載

【 有効回答数 】

	16歳から39歳になる方
配布部数	1,500部
回収部数	524部
回収率	34.9%

6 ワークショップ等の実施結果

(1) こどもワークショップの実施結果の概要

【 実施目的 】

令和8年度に開始とする「聖籠町こども計画」の策定にあたって、こども・若者の意見を把握するため、町内在住・在学の中高生を対象としてワークショップを開催しました。

【 実施概要 】

プログラム	こども計画のキャッチフレーズを考えよう！
開催日時	令和7年8月18日（月） 14：00 ～ 16：00
開催場所	聖籠町町民会館
参加人数	4人
内容	<ul style="list-style-type: none">・開会・ワークショップの概要（趣旨・目的等）について説明・ワーク①まちの良いところ・必要なところについて意見出し・共有・ワーク②どんなまちなら住みたいかについて意見出し・共有・ワーク③キャッチフレーズ案の作成・閉会

【 結果まとめ 】

聖籠町の良い点として、「自然の豊かさ」や「おいしい水、食べ物」といった環境面を評価する声がありました。また、「物価の安さ」や「交通アクセスの良さ」といった生活面に関する意見もありました。

一方で、必要なことでは、娯楽施設やスーパーなどの生活インフラの不足、歩道の安全性などが提示されました。

「どのようなまちであれば住みたいか」については、自然の豊かさに加え、趣味や好きなことに打ち込めること、就職・進学先の確保など、将来の選択肢の広がりや個々の暮らしの充実を重視する意見がありました。そのほか、事故が起こらない、優しい人が多い町といった、安心感や人とのつながりに関する意見がありました。

キャッチフレーズ案については、聖籠町の良いところとして挙げられた「自然」を取り入れながら、好きなことに挑戦できるという、個々の生き方が豊かになれるまちの姿がキャッチフレーズ案として検討されました。

(2) 学校運営協議会による生徒との会議結果の概要 (参考)

【 実施目的 】

聖籠町立聖籠中学校の運営協議会において、生徒が主体となって町の未来について提言する会議を開催し、学校運営協議会において振り返りを実施しました。

※会議は、生徒の視点・提言を町の計画策定や学校運営に反映させることを目的として、運営協議会で実施されたものです。この結果は本計画との関連性が高いことから、会議内容・意見等を十分に考慮し、具体的な施策・取り組みの検討を進めます。

【 実施概要 】

プログラム	「聖籠町にあってほしいもの ～ 20 年後も住みたくなる町になるためには～」
開催日時	令和 7 年 10 月 31 日 (金)
開催場所	聖籠中学校
参加人数	14 名
内容	・ 熟議 ・ 熟議の振り返り ・ その他 (研修会の実施等)

【 意見まとめ 】

(1) 交通と利便性の向上

駅の整備 (新駅誘致、JR 等) やインフラ整備 (バス、道路)、大規模商業施設の誘致、デマンド交通、広域的な公共交通機関の強化 等

(2) コミュニティと交流の強化

老若男女が交流できる場、商店街・カフェ・本屋の整備、プール・テニスコートを併設したスポーツ施設の充実、託児・遊具、学童保育、塾の充実など

(3) 独自の魅力創出と発信 等

ぶどうなどの特産品を活かした町産品イベント (夏祭りやマラソン) の開催、聖籠町マラソン開催による町民の健康意識増進と医療費削減 等

【 学校運営協議会による振り返り 】

こどもたちの意見が様々であり、勉強になった、手ごたえがあり継続してほしいとある一方で、意見を実行に移すのが難しい、アイデアを自分事にしていくことが難しいといった意見がありました。また、より身近に感じてもらえるよう体験を通したほうが記憶に残るのではないかという意見がありました。

そのほか、こどもも若者も支え合えるような、多世代間で交流していくまちづくりの必要性が検討されました。

(3) 遊び場ワークショップの実施結果の概要 (参考)

【 実施目的 】

屋内遊び場の整備に向けて、「どんな遊具が欲しいか」「どんなことをして遊びたいか」といった小学生の生のアイデアを直接聞き、意見を反映するために実施しました。

【 実施概要 】

プログラム	みんなの遊び場をいっしょに考えよう！ 「屋内遊び場を考えるワークショップ」
開催日時	令和7年11月30日(日) 10:00～11:30
開催場所	聖籠町市民会館 小ホール
参加人数	町内の小学3、4年生の児童7名およびその保護者

【 結果まとめ 】

こどもたちからは、遊びの内容や設備について以下のような具体的な意見がありました。

●遊具・設備に関する要望

「ボールプール」「音が鳴る遊具が欲しい」といった運動に関する遊びのほか、「飲食ができるスペース」を求める意見がありました。

●体験・活動に関する要望

「落書きしたい」「ボール遊びがしたい」という意見や、スライム作り・ビーズ装飾などの創作・工作体験に関する意見がありました。そのほか、クリスマスやお正月といったイベントの開催を望む意見がありました。

●施設全体のコンセプト

「赤ちゃんから高齢者まで、いろいろな人が楽しめる遊び場になってほしい」という、幅広い世代へ向けた施設整備を期待する意見がありました。

7 聖籠町における主な子育て支援の取り組み

(前計画の評価と進捗について)

令和2年3月に策定した前計画である「第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:令和2年度～令和6年度)では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

また、前計画で示された目標実現のための各事業について、令和5年度または令和6年度における実績や進捗状況を検証し、3段階(達成度)の基準で評価しました。

○ 評価/判定基準表を掲載

評価	判断基準(達成率)
A	確保した、おおむね確保。
B	確保できていない、または確保がほとんどできていない、困難である。
C	計画の内容を未実施。

○ 前計画で示された目標実現のための各事業

(1) 教育・保育給付事業

教育・保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○ 前計画で示された各事業の評価

(1) 教育・保育給付事業

必要な定員数を確保することができました。

教育・保育事業の進捗状況 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和5年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
実績値	人	80	300	224	45
見込み量	人	90	399	256	81

(2) 地域子ども・子育て支援事業

全体では、12事業中8事業がA評価となっており、おおむね高い達成度で事業を進めることができました。

①利用者支援事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和6年度
実績値	箇所	1

②延長保育事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和5年度
実績値	延べ人数	7,597

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和5年度
実績値（月平均）	人	185
見込み量（月平均）	人	320

④子育て短期支援事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

⑤乳児家庭全戸訪問事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和5年度
実績値	人	105
見込み量	人	130

⑥養育支援訪問事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和5年度
実績値	人	300
見込み量	人	300

⑦地域子育て支援拠点事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和5年度
実績値 利用者数	延べ人数	3,448
施設数	箇所	1

⑧一時預かり事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和5年度
実績値 幼稚園児（3～5歳児）	延べ人数	8,689
その他（0～5歳児）	延べ人数	217

⑨病児・病後児保育事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和5年度
実績値	延べ人数	211
見込み量	延べ人数	235

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

※妊婦健康診査事業は事業の評価対象外です。

8 こども・若者、子育て支援等における課題のまとめ

人口・世帯などの状況やアンケート調査の結果、第二期計画の達成状況を踏まえた本町のこども・子育て支援における課題は、以下のとおりです。

■ 地域全体での子育ての推進【基本目標（1）・（5）・（6）】

本町は、世帯数は増加していますが一世帯あたりの人員は減少し続けており、核家族化は着実に進行していることがうかがえます。子育て世帯の中には、子育てに関する悩みを気軽に相談できる人が周りにいないため、不安やストレスを感じている保護者が少なからずいると推察されます。

各事業などを通じて、子育て家庭に寄り添った支援を引き続き行っていくとともに、行政のみならず、地域、企業・事業所などのあらゆる関係機関を含めた、地域全体で子育て家庭を支援し合う意識の啓発や醸成が必要です。

■ 子育て家庭の保護者への就労状況への配慮【基本目標（2）】

令和6年2月の「ニーズ調査」では、フルタイムやパートなどで就労している母親の割合が、「就学前児童」、「小学校児童」ともに約9割と、非常に高い就労率となっています。また、父親の就労率も9割を超えており、そのほとんどがフルタイムでの就労となっています。そのほか、令和7年8月の「こども・若者の生活や意識に関する調査」では、子育て家庭の悩みとして「お金のこと」が49.0%、「仕事のこと」が30.9%と高い割合を占めています。

このことから、就労する保護者が仕事と家庭を両立させ、こどもたちが健やかに成長することができるように、こどもの世話のために就労を制限されることなく、経済的基盤の安定を図り、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりが必要です。

令和6年2月の「ニーズ調査」における父親の育児休業取得については、「就学前児童」で約8割、「小学校児童」で約9割が育児休業を取得していないことから、母親の育児負担が想定され、本町の子育て環境における課題の一つといえます。

■ 幼児教育・保育の提供体制の見直し・確保【基本目標（2）・（4）】

就労環境の変化、核家族化、女性の社会進出による高い就労率、さらに国の幼保無償化政策等により保護者の幼児教育・保育ニーズが今後においても大きく変化していくことが想定されます。令和4年度に見直しを行った子育てシステムについて、子育て体制の維持と強化のため、引き続き、保護者のニーズに注視しながら、さらなる見直しの必要性について検討していく必要があります。

■ こどもの居場所づくりについて【基本目標（2）・（3）】

令和6年2月の「ニーズ調査」では、小学校低学年（1年生～3年生）のこどもについて、放課後に過ごさせたい場所として、「放課後児童クラブ」の希望が非常に高い状況です。こどもが放課後を安全・安心に過ごせる居場所となるよう、「放課後児童クラブ」と令和7年度から本格実施した「放課後子ども教室」との連携・強化に取り組む必要があります。

そのほか、令和7年8月の「こども・若者の生活や意識に関する調査」では、聖籠町に最も力を入れてほしい取り組みとして「こどもや若者の居場所づくりを推進する」が35.5%と高くなっています。一方で、町外へ移住する理由として「遊ぶ場所が少ない」が36.4%となっており、高校生以上の若者世代を含め、各ライフステージに応じた多様な居場所の創出が求められます。

■ 特別な支援を必要とする児童及び家庭への対応【基本目標（1）・（4）】

心身に障がいのあるこどもに対する早期発見・早期療育体制の整備がこれまでと同様に必要であり、母子保健対策の推進に併せて、各種専門機関との連携のもと相談体制の充実を図り、こどもに対するケアと同時に、保護者への支援強化にも努める必要があります。

■ こどもの人権を守るための対応【基本目標（6）】

全国では、家族などの身近な大人によるこどもへの虐待やこども同士のいじめなど、こどもの人権が侵害される深刻な事件が起きており社会問題となっています。

令和7年8月の「こども・若者の生活や意識に関する調査」では、こどもの権利について「聞いたことがない」が37.8%と、「内容まで知っている」の12.4%を上回っておりこどもの権利意識の普及啓発が行き届いていないことがうかがえます。

本町においても、「聖籠町人権教育・啓発推進計画」の施策と併せて、こどもから大人まですべての町民への人権教育・啓発を進めるとともに、こども・若者を虐待被害や犯罪被害等から守るため、地域が一体となって取り組むことが必要です。

■ こどもの貧困解消に向けた対応【基本目標（1）・（5）】

「子どもの生活に関する実態調査結果」の「経済的理由によって困った経験」では、「必要な食糧を買うことができなかった」「子どもに新しい衣服や靴を買うことができなかった」「子どものための本や絵本が買えなかった」「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」などについて、「よくあった、ときどきあった、まれにあった」と回答した保護者のうち、階層1に該当する保護者の割合が、他の階層より顕著に高いことから、引き続き、経済的な支援が必要な状況となっています。

また、世帯構成のうち、「ふたり親世帯」より「ひとり親世帯」（特に、母子世帯）の割合がいずれの項目においても高いことから、「ひとり親世帯」への支援も引き続き必要な状況です。

なお、上記の回答者のうち、階層3に該当する保護者について、「まれにあった」と回答した保護者が、各項目において一定数存在することから、『※等価世帯収入』と併せて『※等価可処分所得』による階層分けも必要と思われます。

令和7年8月の「子ども・若者の生活や意識に関する調査」では、今後の聖籠町の子ども・若者への支援において最も力を入れるべき取り組みとして「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が51.1%で最も高くなっています。

また、「ニーズ調査結果」の「子育ての環境や支援に関する意見・要望等」や「子どもの生活に関する実態調査結果」の「子育ての支援に関する意見・要望等」において、「給食費の無償化」「医療費助成の不平等の解消」「ひとり親や低所得家庭の子が、無料で学習の支援が受けられるような場」などの要望が、特に階層1・階層2の保護者から多く寄せられていることから、これまでの経済的な支援の更なる充実と保護者の収入に関わらず平等な教育を受けられる機会の創出に、より一層取り組むことが求められます。

なお、「子育ての支援に関する意見・要望等」の中には、「ひとり親世帯」への支援を「不公平」と感じている保護者も少数ながら存在していることから、支援について誤解を与えない広報や周知方法の検討が必要です。

■ ヤングケアラーに関する対応【基本目標（1）】

令和6年6月に改正された「子ども・若者育成支援推進法」では、ヤングケアラー支援の強化が盛り込まれたことで各自治体においても本格的に取り組む必要があります。「子どもの生活に関する実態調査」により、本町でもヤングケアラーが存在している可能性があることを認識できたものの、実態の正しい把握が喫緊の課題となります。

また、現在設けている各種の相談事業においても、ヤングケアラーの実態に関する情報収集が求められ、そのための職員への周知や研修なども急がれます。

※等価世帯収入：世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの

※等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得として算出する

■ 社会参画への促進【基本目標（4）】

令和7年8月の「こども・若者の生活や意識に関する調査」では、約半数が潜在的な孤独感を抱えていることがうかがえます。また、19歳から39歳の若者については地域のクラブ・サークル活動などに「参加していない」が84.4%となっており、参加しない理由として、「時間的な余裕がないから」の48.7%が最も高くなっています。

次いで「活動に参加するきっかけがないから」が38.7%、「興味・関心のある活動がないから」が35.8%となっています。そのほか、地域の人に悩みを「相談できる」と感じている割合は35.1%となっています。

潜在的な孤独感が高い一方で、地域活動への参加割合及び地域の人に相談できると感じている割合が低いことから、地域とのつながりや安心して過ごせる居場所が少ないことがうかがえます。

そのほか、学校運営協議会が開催した生徒主体のまちの未来を考える会議においては、こどもも若者も支え合えるような多世代間で交流していく環境整備が必要との意見がありました。

今後こども・若者の孤独・孤立を防ぎつつ、社会参画を促すため、単に時間的な制約を取り除くことだけではなく、若者の視点に立った多様な居場所づくりや地域とのつながりを強化し、活動への具体的なきっかけと効果的な情報提供を行うことが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 将来像

自然豊かで子ども・若者が好きなことをたのしめるまち



本町では、これまで子ども・子育て支援の基本的な考え方として「子ども のびのび、親いきいき 安心のまちづくりをめざして」を基本理念に掲げ、すべてのこどもの健やかな育ちと切れ目ない支援の充実を町全体で推進するための取り組みを実施してきました。

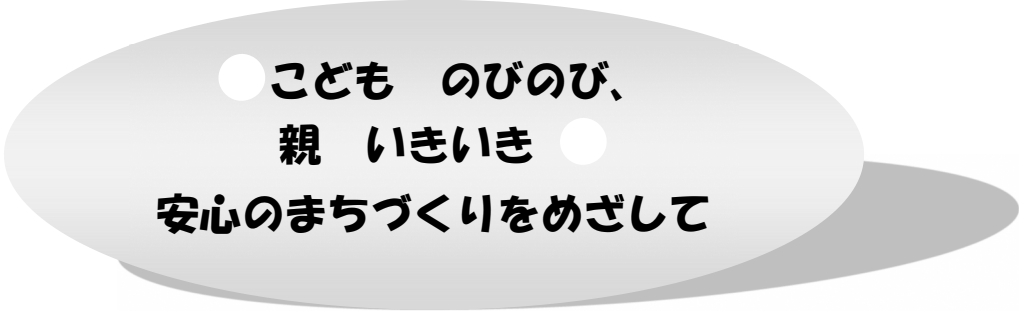
しかしながら、全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、課題解決にはすべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが重要です。

こうした背景を踏まえ、本計画においては、こどもが権利の主体として尊重され、幸せに生きていけるよう、こどもの権利を保障するとともに、子どもや子育て当事者の視点を大切にするため、今回の策定過程で実施したアンケートやワークショップから集まった子ども・若者の意見を基にした計画のキャッチフレーズ「自然豊かで子ども・若者が好きなことをたのしめるまち」を掲げ、地域全体でこどもの健やかな成長を見守り、支える「こどもまんなか社会」を目指します。

2 基本理念

第5次聖籠町総合計画においては、「生まれて良かった 住んで良かった聖籠町」の基本理念に基づく本町の将来像として「未来を創る子どもの育成」を掲げ、激しく変化する社会の中で、信頼関係を結びながら世界の人々と協働して未来を創ることのできるこどもの育成を目指しています。

本計画の基本理念については、総合計画での「未来を創る子どもの育成」を基本とし、本計画の将来像の実現のため、第1期計画、第2期計画の2期に渡り掲げてきた基本理念を継続することとし、これまでの本町のこども・子育て支援施策を継承しつつ、町の未来を担うこどもたちが健やかに成長できるよう、より一層のこども・子育て支援施策の充実を目指します。



● **こども のびのび、**
親 いきいき ●
安心のまちづくりをめざして

3 基本目標

基本理念を実現するためには、実際に子育てを行っている子育て当事者、子育て支援サービスの提供や親子の健全な成長を支援する関係機関、地域などが連携し、お互いを理解し子育て等の悩みを分かち合い、それぞれを補い合いながら、ともに成長していけるよう、「つながり」を大切にしながら、基本目標を掲げ、総合的に施策を展開していきます。

(1) こども・子育て家庭への支援

若い世代が安心してこどもを生み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるように、地域において子育て家庭が気軽に集まり、悩み等を相談したり、交流したりすることができるよう、子育て家庭のつながりを充実させる場の提供を行います。

また、認定こども園、保育園及び幼稚園と地域や職場などと連携した母子保健事業や、小児保健医療水準の維持・向上を目指す環境づくりを引き続き推進します。

さらに、心身に障がいのあるこどものいる家庭やひとり親家庭、経済面や生活面で支援が必要な家庭が安心して生活できるような福祉施策の充実を図ります。

(2) 子育てと仕事の両立の推進

女性の社会進出の増加や就業形態の多様化、核家族化の進行などに伴い多様化する保育ニーズを踏まえ、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

また、障がいのあるこどもを持つ保護者の就労ニーズへの支援として、障がいのあるこどもを受け入れられる施設や体制の整備について、関係機関と協議を行いながら検討を進めます。

(3) こども・若者にやさしい地域環境づくり

すべてのこどもと若者、子育て当事者である保護者がゆとりや豊かさを感じながら子育てを楽しむことができるよう、若い世代を含めた家族の生活基盤の安定を図りつつ、居住環境やこどもの安全確保体制の整備を促進します。

さらに、学童期・思春期・青年期の若者も含めたすべてのこども・若者の多様なニーズに応じた、安全で安心できる居場所づくりを推進します。

(4) こども・若者が健全に育つ環境の整備

すべてのこどもと若者が、将来に希望を持って自分らしく自己実現を図りながら、社会の一員として心身ともに健やかに成長し自立した生活を送ることができるよう、家庭、地域、学校等の教育機関、職場、関係機関が連携し、一人ひとりの学力の向上に加え、幼児期から学童期、成人期までの心身の健全な育成、健康増進、経済的な基盤の安定及び社会参画の機会の充実等を図ります。

(5) こども・若者を支える切れ目のない支援体制の充実

こどもや子育て家庭に関する活動や支援は、町の関係課をはじめ様々な団体が行っています。

行政では、保健、福祉、教育の各分野が協働し、情報の一元化やネットワーク機能の強化を図るなど相談支援をはじめとした、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、町民や子育て活動を行っている団体、行政の協働にも取り組み、町民ニーズや必要な子育て支援サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援していく体制を整えます。

そのほか、若年層が将来に希望を持ち、多様な価値観のもとで結婚や生活の基盤の安定を図り、またこどもや子育て当事者が安心して生活できるよう、関係機関・団体等と連携し、活動や支援を行います。

(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動

いじめや虐待の防止、また、地域全体で子育てを支援する様々な施策を推進するためには、町民一人ひとりが、こどもの人としての権利や自由を尊重することが大切です。こどもや子育て家庭への関心を高め、家庭、地域がそれぞれの立場で支援できるよう推進していきます。

4 ライフステージ別の取り組み

本計画はこども大綱を踏まえ、6つの基本目標を設定しつつ、こどもや若者、妊産婦、子育て当事者、結婚等の各ライフステージの段階に応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

5 計画の基本体系

(1) 計画の体系

【将来像】

自然豊かで子ども・若者が
好きなことをたのしめるまち

基本理念	基本目標	主要施策	ライフステージ
こども のびのび、 親 いきいき 安心のまちづくりをめざして	(1) こども・子育て家庭への支援	①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ②子育てにかかる負担軽減策 ③親子の交流の場の提供 ④障がいのある子どもと親への支援 ⑤ひとり親家庭の養育支援 ⑥子育て等に関する相談情報提供体制 ⑦児童虐待・ヤングケアラーへの対応 ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に向けたシステムの構築 ⑨こどもの貧困への対応	【妊娠・出産期】 【子育て支援】
	(2) 子育てと仕事の両立の推進	①多様な保育サービス等の充実 ②就学後の保育サービスの充実 ③障がいのある子どもを持つ保護者への支援 ④職場環境の改善に向けた広報活動の推進	【子育て支援】 【働き方支援】
	(3) こども・若者にやさしい地域環境づくり	①ゆとりある住環境の整備 ②こどもの遊び場等の確保 ③通学路等の安全確保 ④こども・若者の安心・安全な地域づくり	【子育て支援】 【働き方支援】
	(4) こども・若者が健全に育つ環境の整備	①就学前教育・保育の充実 ②学校教育の充実 ③家庭教育の充実 ④学童期・思春期から成人期までの保健対策 ⑤地域交流活動の充実 ⑥社会参加意識の向上	【子育て支援】 【共通】
	(5) こども・若者を支える切れ目ない支援体制の充実	①情報の一元化・ネットワークの充実と機能を活用した体制づくり	【結婚】 【共通】
	(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動	①こどもの人権に関する広報活動の実施 ②子育てに関する関心を高めるための活動	【共通】

(2) 施策の展開

基本目標(1) こども・子育て家庭への支援

①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- こども及び家庭に関する相談事業（こども家庭センター）
- 保健師による家庭訪問事業
- 産後ケア事業
- 養育支援訪問事業
- 妊産婦健康診査・乳幼児健康診査、歯科健診
- 子育てに関する情報提供

②子育てにかかる負担軽減策

- 妊産婦医療費助成・子ども医療費助成
- 妊婦のための支援給付金
- 健やか子育て誕生祝金・健やか子育て支援金
- 就学援助制度
- 保育料の支援
- 給食費の支援
- 児童クラブ負担金の減額
- 子育て応援パスポート事業
- 検定料補助事業

③親子の交流の場の提供

- 子育て支援センター(すくすくサロンさくらんぼ)・そだちの家の土日開故事業
- 児童館の運営

④障がいのあるこどもと親への支援

- 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・住宅改修費給付事業・施設訪問交通費扶助・自立支援該当児童への医療費助成・障害児通所支援・特別支援教育就学奨励費
- 療育教室(あそび教室)
- 発達相談事業

⑤ひとり親家庭の養育支援

- 児童扶養手当・医療費助成(新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業)・児童クラブ負担金の減額(再掲)
- 生活の支援(保育所等の入園調整)

⑥子育て等に関する相談情報提供体制

- 育児学級
- 食育推進事業
- 子育て支援センター(すくすくサロンさくらんぼ)(再掲)
- こども及び家庭に関する相談事業(こども家庭センター)(再掲)

⑦児童虐待・ヤングケアラーへの対応

- 要保護児童対策事業
- 家庭訪問事業
- こども及び家庭に関する相談事業(こども家庭センター)(再掲)

⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)に向けたシステムの構築

- ファミリー・サポート・センター事業

⑨こどもの貧困への対応

- 保育料の支援(再掲)・給食費の支援(再掲)・児童クラブ負担金の減額(再掲)・就学援助制度(再掲)・児童扶養手当(再掲)・医療費助成(新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業)(再掲)・こども食堂支援(検討)

基本目標(2) 子育てと仕事の両立の推進

①多様な保育サービス等の充実

- 教育・保育サービス体制の確保
- 在園児の預かり保育事業
- 障がい児保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 延長保育事業
- 未満児保育事業
- 一時保育事業
- 休日保育事業

②就学後の保育サービスの充実

- 児童クラブの運営

③障がいのあるこどもを持つ保護者への支援

- 児童クラブでの障がい児の受け入れ

④職場環境の改善に向けた広報活動の推進

- 町内企業への広報活動
- 職域への普及啓発

基本目標(3) こども・若者にやさしい地域環境づくり

①ゆとりある住環境の整備

- 居住環境整備への指導

②こどもの遊び場等の確保

- 公園等の整備
- 屋内遊び場の整備
- 放課後子ども教室運営事業

③通学路等の安全確保

- 交通安全教育
- 防犯の強化
- 通学路防犯カメラ整備
- 冬季通学バス運行事業（中学生）
- 防犯ブザーの配付
- スクールガード・リーダーの配置
- スクールバス運行事業（小学生）

④こども・若者の安心・安全な地域づくり

- 地域住民対象のこどもに関する学習会や講演会

基本目標(4) こども・若者が健全に育つ環境の整備

①就学前教育・保育の充実

- 町立幼稚園での幼児教育・保育の充実
- 幼児教育の充実と園小接続強化事業（幼児教育センター）

②学校教育の充実

- 外国語指導助手配置事業
- 国際交流事業
- プログラミング教育事業
- 共生意識醸成事業（手話）
- 学校運営支援事業（スクール・サポート・スタッフ、学校運営支援員の配置）
- 地域学校協働本部
- 登校できない児童生徒への支援事業（教育支援センター「フレンドルーム」）
- 特別な支援を必要とする児童生徒への支援事業
- イングリッシュキャンプ事業
- ICT機器配備・活用事業
- 小学校プール水泳委託事業
- ふるさと大好き講座運営事業

③家庭教育の充実

- 子育て講演会
- ぐるんぱの部屋(読み聞かせ)
- 移動図書館
- ブックスタート、ブックスタートプラス
- 紙しばい会
- 学古堂

④学童期・思春期から成人期までの保健対策

- 性教育講演会
- 健康保持増進事業（地域学校保健委員会）
- 飲酒や喫煙、薬物に関する情報提供

⑤地域交流活動の充実

- 幅広い年代に向けた居場所づくり
- こども会、育成会
- スポーツ少年団
- 部活動の地域展開
- お正月公民館まつり
- 週末体験くらぶ
- せいろう少年少女合唱団
- スポーツ活動支援事業
- 子ども宿泊自然体験事業(わんぱくキャンプ)

⑥社会参加意識の向上

- 研修への参加
- 中学生向けライフデザイン講座
- ボランティア活動についての情報提供
- 青少年健全育成員

基本目標(5) こども・若者を支える切れ目のない支援体制の充実

①情報の一元化・ネットワークの充実と機能を活用した体制づくり

- ネットワーク機能充実事業
- 結婚の希望をかなえる支援
- 町民、関係団体との連携の強化

基本目標(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動

①こどもの人権に関する広報活動の実施

- こどもの人権に関する広報活動

②子育てに関する関心を高めるための活動

- 有害図書等の規制
- 飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ（中絶）等に関する情報の提供
- 父親の子育てに関する関心を高めるための活動

第4章

子ども・子育て支援事業の実施計画

1 子ども・子育て支援事業の概要

(1) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付される制度です。

給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(2) 子育てのための施設等利用給付

「子どものための教育・保育給付」の対象外である新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業など3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子どもまたは0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子どもが利用した場合に給付される制度です。

(3) 乳児等のための支援給付

保育施設等に在籍していない生後6か月から満3歳未満の子どもが乳児等通園支援を利用した場合に給付される制度です。

(4) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法等で定められており、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。

●子どものための教育・保育給付

施設型給付費	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（0～5歳） ・幼稚園（3～5歳） ・保育所（0～5歳）
地域型保育給付費	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育

●子育てのための施設等利用給付

施設等利用費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付を受けない幼稚園 ・特別支援学校 ・預かり保育事業（幼稚園、認定こども園） ・認可外保育施設等 <p>※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象</p>
--------	--

●乳児等のための支援給付

乳児等支援給付費	乳児等通園支援事業（保育所等）
----------	-----------------

●地域子ども・子育て支援事業

<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者支援事業 ② 延長保育事業 ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別） ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑧ 養育支援訪問事業 ⑨ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ⑩ 一時預かり事業（幼稚園型）（幼稚園型以外） ⑪ 病児・病後児保育事業 ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑬ 妊婦健康診査事業 ⑭ 子育て世帯訪問支援事業（新規） ⑮ 児童育成支援拠点事業（新規） ⑯ 親子関係形成支援事業（新規） ⑰ 妊婦等包括相談支援事業（新規） ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規） →令和8年度から給付化 ⑲ 産後ケア事業（新規）
--

●児童手当等交付金

- ・児童手当

●妊婦のための支援給付

- ・妊婦支援給付金

※現在、本町には地域型保育給付が対象となる保育施設はありません。

2 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法で、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めるものとされています。

本町では、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、全区域を1区域として設定します。

3 量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みの算出の考え方

本町では、国が示す基本的な考え方に沿って、ニーズ調査結果などから事業ごとの量の見込みを算出します。

なお、算出結果が本町の現状の実績値とかけ離れた場合などは、これまでの利用実績、町の実情等を考慮し、改めて量の見込みを算出します。

その上で、算出された量の見込みに対応可能な提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

○ 教育・保育の量の見込みを算出する項目

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を認定区分、年齢、教育・保育施設・事業ごとに設定します。

認定区分	対象年齢	保護者の就労状況の例	保育の必要性	教育・保育の希望	利用できる町内の教育・保育施設・事業
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳児	・専業主婦(夫) ・短時間勤務	なし	教育	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	3～5歳児	共働き	あり	保育	認定こども園
3号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	0歳児 1歳児 2歳児				認定こども園・保育所・ 企業主導型保育事業 (地域枠)

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本町では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり48時間としています。

※ 教育・保育の確保方策について

各認定区分における量の見込みに基づき、各施設及び事業の受け入れ可能人数（利用定員）を設定します。

施設・事業類型		満3歳以上		満3歳未満
		①1号認定	②2号認定	③3号認定
町内の教育・保育施設	私立認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
	私立保育所	×	×	○(※2)
	町立幼稚園	○	(※3)	×
地域型保育施設	小規模保育（町内にありません）	×(※3)		×
	家庭的保育（町内にありません）			
	居宅訪問型保育(町内にありません)			
	事業所内保育（町内にありません）			
認可外保育	企業主導型保育事業	×		○(地域枠)

※1 = 定員を設定しないことも可能

※2 = ②③いずれかのみを設定も可能

※3 = 特例給付による利用形態あり

○ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出する項目

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、地域子ども・子育て支援事業の各々について、計画期間中の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」を設定します。

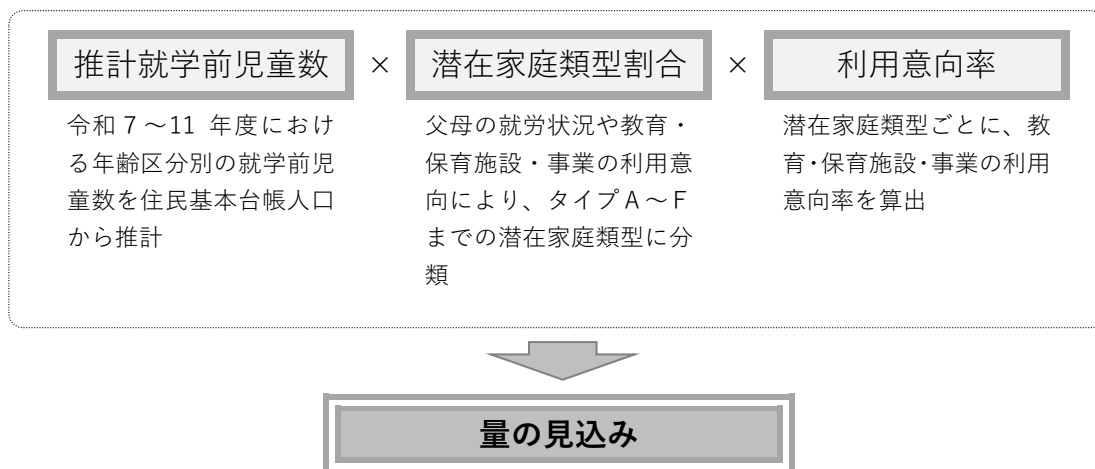
地域子ども・子育て支援事業	対象	該当する聖籠町事業等
①利用者支援事業	町内すべての子ども及びその家庭並びに妊産婦等	・子ども家庭センター
②延長保育事業	0～5歳	・延長保育事業 (認定子ども園、保育園)
③放課後児童健全育成事業	小学校1～6年生	・放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
④子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～5歳	—
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月まで	・乳児家庭全戸訪問事業
⑥養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と思われる家庭	・養育支援訪問事業
⑦地域子育て支援拠点事業	0～5歳	・地域子育て支援拠点事業 (すくすくサロンさくらんぼ)
⑧一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	3～5歳	・在園児を対象とした預かり 保育事業
一時預かり事業(その他)	0～5歳	・一時保育事業 (認定子ども園・保育所)
⑨病児・病後児保育事業	0～5歳 小学校1～6年生	・病児・病後児保育事業 (あおい保育園)
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	—	—
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳 小学校1～6年生	—
⑫多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	—	—
⑬妊婦健康診査事業	妊婦	・妊婦健康診査事業
⑭子育て世帯訪問支援事業(新規)	妊産婦、児童とその保護者	—
⑮児童育成支援拠点事業(新規)	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等	—
⑯親子関係形成支援事業(新規)	児童との関わり方や子育てに 悩みや不安を抱えている保護者及びその児童	—
⑰妊婦等包括相談支援事業(新規)	妊産婦及びその配偶者等	・妊婦等包括相談支援事業
⑱乳児等通園支援事業 (子ども誰でも通園制度)(新規)	0歳6か月～2歳	・乳児等通園支援事業
⑲産後ケア事業(新規)	出産後1年未満の母子	・産後ケア事業

(2) 量の見込みの算出方法

○ 基本の計算式

量の見込みについては、各教育・保育施設・事業ごとに、以下の計算式を基本として必要事業量の算出を行います。

なお、算出方法については、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版 ver.2）」を基本としていますが、地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではない、とされています。



(3) 基礎データ

○ 推計就学前児童数

県の人口推計シートを用いて、令和 7 年度～令和 11 年度までを推計しています。

(推計結果)

(単位：人)

年齢	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	93	100	95	98	98
1 歳	99	91	98	93	96
2 歳	89	98	90	97	92
3 歳	132	92	101	93	100
4 歳	129	133	93	102	94
5 歳	124	130	134	93	102
6 歳	124	123	129	133	93
7 歳	128	123	122	128	132
8 歳	139	127	122	121	127
9 歳	141	136	124	119	118
10 歳	128	140	135	123	118
11 歳	166	127	139	134	122

○ 潜在家庭類型割合

(家庭類型の定義)

父母の有無、父母の「現在の就労状況」と「将来の就労意向」、「教育・保育事業の利用状況」を踏まえ、以下のとおりタイプA（ひとり親家庭）からタイプF（無職×無職）の8つの家庭類型に分類を行います。

なお、量の見込みの算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、潜在家庭類型（現在の家庭類型に父母の就労意向、就労形態の変更意向を加味したもの）を基本として行うこととされています。

家庭類型の分類

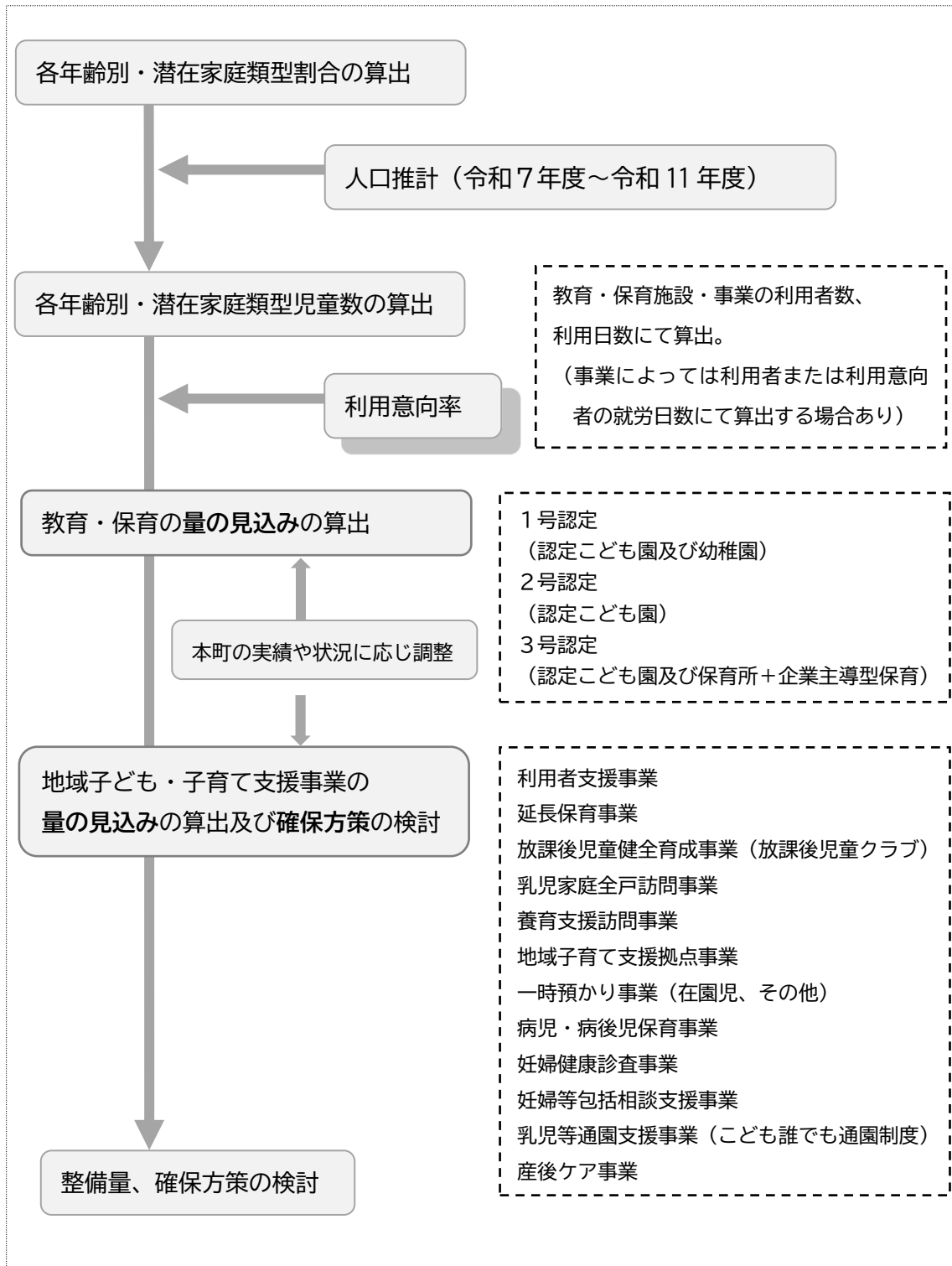
タイプ	父母の有無と就労状況	教育・保育施設・事業の利用		
タイプA	ひとり親家庭			
タイプB	フルタイム×フルタイム			
タイプC	フルタイム×パートタイム			
タイプC'	〃		3～5歳児	0～2歳児
		利用状況	「幼稚園」を選択	保育を選択しない
		利用意向	保育を選択しない (教育の意向が強い)	保育を選択しない
タイプD	専業主婦(夫)			
タイプE	パートタイム×パートタイム			
タイプE'	〃		3～5歳児	0～2歳児
		利用状況	「幼稚園」を選択	保育を選択しない
		利用意向	保育を選択しない (教育の意向が強い)	保育を選択しない
タイプF	無職×無職			

父親		母親	パートタイム就労(育休・介護休業中含む)			就労していない
		フルタイム就労 (育休・介護休業中含む)	120時間以上	120時間未満 48時間以上	48時間未満	
フルタイム就労 (育休・介護休業中含む)		タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労 (育休・介護休業中含む)	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 48時間以上		保育認定あり			
	48時間未満	タイプC'		タイプE'		
就労していない			タイプD			タイプF

(4) 量の見込みの算出プロセス

算出プロセスは次の図のとおりです。

国の算出式を基本とし、最終的に本町の実績や状況を踏まえた調整を行い、量の見込みを算出します。



4 提供体制の確保方策

(1) 教育・保育の提供体制の確保方策

本町は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

本町に居住する子どもについて、「認定こども園、保育所、幼稚園、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

○教育・保育給付の認定区分・年齢区分（子ども子育て支援法に規定する認定・年齢区分）

3～5歳 保育の必要性なし（1号認定）

3～5歳 保育の必要性あり（2号認定）

0～2歳 保育の必要性あり（3号認定）

【3号認定（0歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (実績)		22	69	69	69	69	69
確保 方策	施設数	4	5	5	5	5	5
	提供量合計	64	72	72	72	72	72

【3号認定（1歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (実績)		79	96	88	95	90	93
確保 方策	施設数	4	5	5	5	5	5
	提供量合計	105	114	114	114	114	114

【3号認定（2歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (実績)		119	89	98	90	97	92
確保 方策	施設数	4	5	5	5	5	5
	提供量合計	119	118	118	118	118	118

※3号認定の提供量には、企業主導型保育事業の地域枠も含んでいます。

【2号認定：（3～5歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (実績)		312	297	275	268	257	256
確保 方策	施設数	4	4	4	5	5	5
	提供量合計	315	304	304	343	343	343

【1号認定（3～5歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (実績)		64	100	92	85	75	77
確保 方策	施設数	5	5	5	6	6	6
	提供量合計	121	121	121	127	127	127

※せいらう幼稚園では、保育の必要性があるこどもは1号認定に預かり保育事業を加え、対応しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策

① 利用者支援事業

こどもまたはこどもの保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<方向性>

児童福祉法の改正により「こども家庭センター」を令和6年6月1日に設置しました。本町においては、これまでも国に先駆けて、子育て世代包括支援センター（保健福祉課）と子ども家庭相談センター（教育未来課）を設置していました。

今後は、両組織による一層の協働と一体的な相談支援体制をもって「こども家庭センター」とし、すべての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行います。

また、保育所等の子育て支援の施設や場所においてすべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる地域子育て相談機関について設置を検討します。

【こども家庭センター型】

(単位：箇所)

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (実績)	1	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1	1

【地域子育て相談機関】

(単位：箇所)

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (実績)	0	0	0	1	1	1
確保方策	0	0	0	1	1	1

② 延長保育事業（認定こども園、保育所）

保育認定を受けたこどもについて、やむを得ない理由により通常の保育時間を超えて、保育所や認定こども園で保育を行う事業です。

<方向性>

保護者の就労時間やその他の状況を考慮し、保育時間を延長して保育を行うことで、今後も働く家庭への保育サービスの向上に努めます。

（単位：人、箇所）

区 分		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み <small>(延べ人数実績)</small>		7,597	8,815	8,525	8,237	7,948	7,659
確保 方策	施設数	4	5	5	5	5	5
	提供量合計	7,597	8,815	8,525	8,237	7,948	7,659

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<方向性>

平成 26 年度に蓮野小学校区内、平成 27 年度に山倉小学校敷地内、平成 28 年度に亀代小学校敷地内に児童クラブを新設しました。

引き続き、小学校就学前のこどもに係る保育との連続性を重視して、安全な保育の場を提供します。

（単位：人）

区 分	令和 5 年度 <small>(実人数実績)</small>	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（合計）	195	267	254	253	256	237
提供量合計	195	267	254	253	256	237
1 年生	87	94	90	90	92	85
2 年生	57	78	74	74	76	70
3 年生	36	48	46	46	47	43
低学年合計	180	220	210	210	215	198
4 年生	12	38	36	35	33	32
5 年生	2	6	5	5	5	4
6 年生	1	3	3	3	3	3
高学年合計	15	47	44	43	41	39

（単位：箇所）

確保 方策	施設数	3	3	3	3	3	3
	提供量	3	3	3	3	3	3

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援の必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

<方向性>

現在、生後4か月頃の乳児がいる家庭へ保健師が訪問を実施します。今後も訪問時の子育て支援の情報提供や育児等に対する不安などの相談やケア等の充実を図り、こども及び保護者への適切な支援の提供を行います。

（単位：人）

区 分	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み <small>(実人数実績)</small>	105	93	100	95	98	98
確保方策	保健師					
提供量合計	105	93	100	95	98	98

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

<方向性>

保健師やこどもソーシャルワーカーによる家庭訪問を通して支援が必要な家庭（要支援児童及び特定妊婦、要保護児童の家庭を含む）の把握に努めます。今後も関係機関との連携強化を図り、訪問時の様子や地域からの情報等により柔軟に対応します。

（単位：人）

区 分	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み <small>(実人数実績)</small>	300	300	300	300	300	300
確保方策	保健師・こどもソーシャルワーカー					
提供量合計	300	300	300	300	300	300

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<方向性>

「そだちの家」で子育て支援センター〔すくすくサロンさくらんぼ〕を開設し、各種事業を実施します。

今後も他団体と連携し、交流・育児相談・情報提供等の支援の充実を図ります。

（単位：人、箇所）

区 分	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み <small>(延べ人数実績)</small>	3,448	3,534	3,637	3,561	3,624	3,599
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1
	提供量合計	3,448	3,534	3,637	3,561	3,624

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育園で一時的に預かる事業です。

<方向性>

認定こども園と保育所では、在園していない乳幼児を対象に一時保育を実施します。町立幼稚園では、在園児を対象とした早朝・延長保育（預かり保育）を実施します。預かり保育の時間は、町内の認定こども園・保育所の開所時間と統一しています。引き続き、保護者の利便性を図るため、サービスの内容、利用相談についての情報提供を図り、サービス提供の推進を図ります。

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育（3～5歳児）】 （単位：人、箇所）

区 分		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み <small>(延べ人数実績)</small>		8,689	9,387	8,655	7,997	7,021	7,216
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1	1
	提供量合計	8,689	9,387	8,655	7,997	7,021	7,216

【その他（0～5歳児）】 （単位：人、箇所）

区 分		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み <small>(延べ人数実績)</small>		217	222	215	203	192	194
確保 方策	施設数	2	2	2	2	2	2
	提供量合計	217	222	215	203	192	194

⑨ 病児・病後児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合及び病後に家庭等で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。

<方向性>

平成 28 年開業の「新潟聖籠病院」内に病児病後児の保育施設(あおい保育園)が開設されました。

町民が利用しやすい事業となるよう、支援サービスの充実を図ります。

(単位：人、箇所)

区 分		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		211 <small>(延べ人数実績)</small>	223	216	205	193	195
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1	1
	提供量合計	211	223	216	205	193	195

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討します。

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討します。

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討します。

⑬ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康を保持・増進し、疾病を早期に発見することを目的として、医療機関及び助産所において、妊婦に必要な検査・計測・保健指導を実施する事業です。

<方向性>

引き続き妊婦健康診査を医療機関に委託し、妊婦の健康を保持・増進し、疾病を早期に発見し、早期対応を図ります。

(単位：人)

区 分	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み <small>(実人数実績)</small>	169	177	177	177	177	177
確保方策	医療機関等					
提供量合計	169	177	177	177	177	177

⑭ 子育て世帯訪問支援事業（新規）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討します。

⑮ 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討します。

⑩ 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、個別のロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討します。

⑪ 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊産婦とその配偶者に対して、面談等を通じて妊婦の心身の状況やその置かれている環境などの状況を把握し、母子保健や子育てに関する情報提供、相談、その他の支援を行う事業です。

<方向性>

妊娠届時、妊娠8か月、2か月児訪問で保健師による面談を行い、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

（単位：回）

区 分	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	297 (実績)	330	330	330	330	330
提供量	297	330	330	330	330	330

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

保護者の就労要件等を問わず、月一定時間のなかで、0歳6か月～2歳のこどもを保育施設等で預かる事業です。

<方向性>

令和8年度からの本格実施に向けて町内の施設での受入体制の整備を図ります。

【0歳6か月～2歳】

（単位：人日）

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	量の見込み	0	1	1	1	1
	提供量	0	1	1	1	1
1歳	量の見込み	0	1	1	1	1
	提供量	0	1	1	1	1
2歳	量の見込み	0	1	1	1	1
	提供量	0	1	1	1	1
確保方策	量の見込み（合計）	0	3	3	3	3
	提供量合計	0	3	3	3	3

【施設数】

（単位：箇所）

確保方策	量の見込み	0	1	1	1	1
	提供量	0	1	1	1	1

⑱ 産後ケア事業（新規）

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

<方向性>

医療機関等と連携して宿泊ケア・デイケアと、助産師による訪問ケアなど産後の育児支援や休養が必要な方へ必要なケアを行います。今後も母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

利用期間：7日間分（宿泊ケア・デイケア・訪問ケアそれぞれ）

- ・宿泊ケア：退院後、医療機関等に宿泊し、母体や乳児のケア・保健指導を行います。
- ・デイケア：医療機関等に日帰りで通所し、母体や乳児のケア・保健指導を行います。
- ・訪問ケア：自宅へ助産師、保健師が訪問し、母体や乳児のケア・保健指導を行います。

（単位：人日）

区 分		令和 5年度 <small>(延べ人数実績)</small>	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
宿泊ケア	量の見込み	2	2	2	2	2	2
	提供量	2	2	2	2	2	2
デイケア	量の見込み	30	30	30	30	30	30
	提供量	30	30	30	30	30	30
訪問ケア	量の見込み	4	4	4	4	4	4
	提供量	4	4	4	4	4	4
確保方策	量の見込み (合計)	36	36	36	36	36	36
	提供量合計	36	36	36	36	36	36

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の整備

① 就学前教育・保育の充実

本町では、乳幼児期の教育と保育を一体的に提供する認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）の普及を目指し、子育て支援の強化に取り組んでいます。保護者の就労を支援し、多様な保育ニーズに対応するため、令和4年度から新しい子育てシステムへの移行により、私立認定こども園4箇所、町立幼稚園1箇所を設置しています。令和7年度からは私立保育所を新規開園するとともに、令和9年度には受入れ対象を5歳児まで拡大し、認定こども園へ移行予定です。

また、幼児教育の質の向上を目指し、園のニーズに応じた研修の企画・実施を行っています。具体的には、管理職研修会、研究保育協議会、指導力向上研修会などを通じ、キャリアステージに応じた町独自の教員養成指標を活用し、一人ひとりの資質向上と研修の充実を図ります。併せて、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催支援などにも取り組んでいきます。

さらに、新たな園体制での幼児教育の充実と幼保小の円滑な接続を図るため、令和2年度より文部科学省の「幼児教育体制の充実・活用強化事業」（令和4年度からは「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の資質向上強化事業」に発展、名称変更）に取り組んでいます。この取り組みでは、教育委員会内に幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーを配置することで、幼児教育の質の向上と幼保小の接続を一層推進しています。

② 認定こども園・幼稚園と小学校との連携の推進

認定こども園・幼稚園と小学校が互いの教育内容を理解し、円滑に接続するため、園長と校長による会議、園と小学校教諭による保育・授業参観、合同研修会、情報交換会を実施しています。また、年長児（5歳児）が小学校に入学する際に環境の変化に適応しやすいよう、年長児と小学校1年生との交流の機会を年1回設けています。

「5歳児一人ひとりの一番の伸び（小学校で引き続き伸ばしてほしいところ）」を分かりやすく伝える『聖籠町 架け橋メッセージ』を作成し、小学校へ引き継ぐことで、就学に向けた連携を強化しています。

「聖籠町接続期カリキュラム」に基づき、本町では架け橋期を通して育てたいこども像として、「友達と同じ目的をもち、一人ひとりが力を発揮し自信をもって主体的に行動する」を掲げ、切れ目のない支援を通じてこどもの成長を支えます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに給付対象となった「子育てのための施設等利用給付」において、幼稚園、認定こども園等については、公正かつ適正な支給を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認及び施設等利用費の支給が適正かつ円滑に行われるための指導監査について、新潟県に対する調査同行や関連法令に基づく是正指導等の協力要請などの連携を図りながら推進します。

(5) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

乳児等通園支援事業の利用者が満3歳を迎える際に、切れ目のない支援（教育・保育施設への円滑な接続・移行）を確保するため、乳児等通園支援を実施する事業者を含め、教育・保育施設等の各関係機関との情報共有体制の整備や満3歳児クラス等に関する情報提供、相談支援の実施、受入れ体制の確保等を進めます。

(6) 放課後児童対策について

① 放課後児童クラブの取り組み等

保護者の仕事や病気などの理由により、学校の放課後及び休業日に保育が必要な小学校1年生から6年生までの児童を対象に、各小学校区に児童クラブを設け、生活の場を提供しています。

また、放課後児童クラブでは、登録制による通常入会に加え、急な仕事や冠婚葬祭などの際に利用できる緊急一時入会事業を実施し、多様な保育ニーズに対応しています。

② 放課後子ども教室の実施目標・主な取り組み等

放課後子ども教室は、小学校のランチルームや図書館、体育館などを活用し、こどもたちが自主学習や読書をしたり、運動遊びをしたりして過ごせる居場所を提供するものです。

令和5年9月に、蓮野小・山倉小・亀代小に「聖籠町放課後子ども教室」が開設され、平日の通常授業日には、下校後から午後4時20分まで開設されています。

この教室は、保護者の就労状況に関係なく、小学校1年生から6年生までの利用登録をした児童が参加できます。

また、地域の方を支援員・支援補助員として募り、地域の大人や異学年のこどもたちとの交流の機会も提供しています。さらに、イベント活動も定期的の実施しており、運動活動、モルック体験、工作活動などが行われています。

今後は、放課後児童クラブとの連携を深め、一体的な運営を目指します。実験的な実施を通じて効果や課題を整理し、より充実した支援体制の構築に向けた対応策を検討していきます。

【目標事業量】

(単位：日)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1 教室あたりの 年間開設日数	150	150	160	160	160	160

第5章

施策の現状と目標

1 具体的な推進施策の内容

(1) こども・子育て家庭への支援

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

【施策の方向】

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、各事業間や関連機関の連携体制を強化し、切れ目のない支援ができる体制を目指します。すべてのこどもが家庭の喜びの中で誕生し、愛されて育つように母親をはじめとして、こどもを育てる方が育児の不安や負担が軽減され、子育てに喜びを感じることができるよう育児の支援を図ります。

事業名等	・ こども及び家庭に関する相談事業（こども家庭センター）	
担当課	教育未来課 保健福祉課	
内容	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とし、保健師が、妊娠、出産及び子育て等に関する相談に応じ、各健診や家庭訪問を実施するとともに、こどもソーシャルワーカーが、認定こども園・幼稚園・小学校・中学校等を定期的に訪問し、こども及び家庭に関する総合的な相談業務を行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	新規	継続

事業名等	・ 保健師による家庭訪問事業	
担当課	保健福祉課	
内容	新生児は助産師が、2か月児（全数）・転入児のいる家庭や健診の事後などには、保健師が各家庭を訪問し、育児の不安だけでなく、暮らし全般の総合的な相談やケアを行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・産後ケア事業	担当：保健福祉課
内容	母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・養育支援訪問事業	担当：保健福祉課 教育未来課
内容	妊娠期からこどものいる家庭のうち養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師やこどもソーシャルワーカーが家庭訪問を継続的に実施します。養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な家庭の養育の実施を確保します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・妊産婦健康診査 ・乳幼児健康診査、歯科健診	担当：保健福祉課
内容	妊産婦健診は医療機関に委託して実施します（受診券妊婦健診全14回分+産婦健診2回分発行）。 乳幼児健診は1か月児、4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、歯科健診は1歳2か月児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児、3歳6か月児を対象に、それぞれ実施します。 妊婦、乳幼児の健診で、病気や障がいを早期発見し早期対応を図ります。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・子育てに関する情報提供	担当：保健福祉課
内容	広報や聖籠町子育てアプリを通じて、情報提供を行うとともに、妊娠届出時、転入手続き時、保健師の2か月児訪問や各乳幼児健診時においても、子育てに関する情報提供を行います。 また、より効果的な情報提供方法について、今後も検討を重ねます。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

② 子育てにかかる負担軽減策

【施策の方向】

本町では、医療費の助成や子育て支援金等で子育てにかかる負担軽減を図っています。今後も見直しを行いながら、効果的な負担軽減策の充実を図ります。

事業名等	・妊産婦医療費助成 ・子ども医療費助成		担当：保健福祉課
内容	妊産婦及びこどもの医療費を助成することで、疾病の早期発見と早期治療を促進し、母子保健の向上に努めます。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・妊婦のための支援給付金		担当：保健福祉課
内容	妊婦給付認定後に妊娠1回につき5万円、胎児の数の届出を受けた後に胎児の数に5万円を乗じて得た額を支援金としてそれぞれ支給します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・健やか子育て誕生祝金 ・健やか子育て支援金		担当：子ども教育課
内容	出生率の向上と若者の定住を促進するため、第1子から健やか子育て誕生祝金を支給します。また、第4子以降には、小学校入学前まで子育て支援金を支給します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・就学援助制度		担当：子ども教育課
内容	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品等の準備に必要な費用の援助を行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 保育料の支援		担当：子ども教育課
内容	0歳児～2歳児の保育料を国が定める基準額から町独自に軽減(国基準の多子軽減の対象拡大、保育料の国基準額からの減額)をします。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 給食費の支援		担当：子ども教育課
内容	3歳児から中学生までのこどもを養育する保護者に対して第3子以降の給食費の全額を支援します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 児童クラブ負担金の減額		担当：子ども教育課
内容	児童クラブの負担金（利用料）について、きょうだい同時利用世帯、非課税世帯、生活保護世帯の場合、減額します。 令和7年度から負担金の減額対象者を1年生、ひとり親世帯へ拡大します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 子育て応援パスポート事業		担当：子ども教育課
内容	子育てを行う保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、企業等の協力のもと、商品の割引や特典の付与などの割引等のサービスを受けることができるパスポートを、高校3年生以下のこどもを養育する保護者又は妊婦に交付します。 この事業は他市町との連携事業としていることから、本町のパスポートを他の連携市町の協賛店舗でも利用可能としています。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 検定料補助事業		担当：教育未来課
内容	児童生徒の検定への挑戦意欲を高めるとともに、家庭の経済状況にかかわらず英語・漢字・算数・数学検定を受検できるようにするため、検定料の全額を助成します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

③ 親子の交流の場の提供

【施策の方向】

本町では、乳幼児家庭の転入もあり、核家族化が進行しています。

若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるように、地域において親子が気軽に集まり、悩みや相談、交流したりすることができるよう、親子のつながりを充実させる場の提供を行います。

事業名等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター (すくすくサロンさくらんぼ) ・そだちの家の土日開放事業 		担当：子ども教育課
内容	<p>地域交流施設「そだちの家」を、月曜日から金曜日までは子育て親子の交流等を促進する子育て支援センター「すくすくサロンさくらんぼ」として開放し、子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。</p> <p>土日は、乳幼児とその保護者の屋内遊び場の一つとしてそだちの家を開放します。</p>		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・児童館の運営		担当：子ども教育課
内容	<p>児童に遊び場の提供と地域活動を通して子どもたちが健やかに成長できるよう亀塚児童館を運営します。</p> <p>乳幼児のいる保護者の交流の場や小学生などの子どもたちの交流の場となっています。</p>		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

④ 障がいのある子どもと親への支援

【施策の方向】

心身に障がいのある子どもに対する早期発見・早期療育体制の整備が必要で、母子保健対策の推進に併せて、各種専門機関との連携のもと相談体制の充実を図り、子どもに対するケアと同時に、保護者への支援にも努めます。

事業名等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 住宅改修費給付事業 ・ 施設訪問交通費扶助 ・ 自立支援該当児童への医療費助成 ・ 障害児通所支援 ・ 特別支援教育就学奨励費 		担当：保健福祉課 子ども教育課
内容	障がいのある児童の家庭への負担軽減を行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・療育教室（あそび教室）		担当：保健福祉課
内容	障がいの有無にかかわらず、様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の一つとしてのあそび教室です。遊びを通して、親も子どもともに育ちあうこと、仲間づくりができる場の提供をします。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・発達相談事業		担当：保健福祉課 教育未来課
内容	保健師による育児相談や乳幼児健診の事後支援、こども家庭センターへの相談等を通じ、必要に応じて、医療機関受診や児童相談所・保健所等での療育相談につなげます。相談時には保護者だけでなく、保健師やこどもソーシャルワーカー、保育士、指導主事なども一緒に相談を行い、発達課題の共有と一貫した支援に努めます。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

⑤ ひとり親家庭の養育支援

【施策の方向】

母子・父子家庭等のひとり親家庭は、こどもの養育や生活、経済的な問題等を抱えていることから、支援を必要とする状況に置かれています。こうしたひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談体制や経済的支援などの充実に努めます。

事業名等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当 ・ 医療費助成 (新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業) ・ 児童クラブ負担金の減額 (再掲) 	担当：保健福祉課 子ども教育課
内容	ひとり親家庭の子育て負担軽減を実施します。	
方向・目標	令和 6 年度	令和 11 年度
	継続	継続

事業名等	・ 生活の支援 (保育所等の入園調整)	担当：子ども教育課
内容	就労等により、こどもの保育の必要性があるひとり親家庭については、第 1 希望の保育所等に入れるよう、入園調整における優先順位の点数を高くすることにより、生活への支援を行います。	
方向・目標	令和 6 年度	令和 11 年度
	継続	継続

⑥ 子育て等に関する相談情報提供体制

【施策の方向】

乳幼児のこどもを持つ保護者を対象とした子育てに関する情報提供、相談体制の整備及び地域における子育て支援体制の充実を図ります。

事業名等	・ 育児学級	担当：保健福祉課
内容	生後4～5か月児の育児中の保護者を対象に年6回実施します。乳児の発達過程や母子の愛着形成について説明し、離乳食指導と育児相談も行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	年6回	年6回

事業名等	・ 食育推進事業	担当：保健福祉課
内容	妊婦学級（マタニティ教室）や育児学級、7か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談会等を通じて食育の推進を行います。また随時管理栄養士による個別栄養相談も行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・ 子育て支援センター（すくすくサロンさくらんぼ）（再掲）	担当：子ども教育課
内容	地域交流施設「そだちの家」を、子育て親子の交流等を促進する子育て支援センター「すくすくサロンさくらんぼ」として開放し、子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・ こども及び家庭に関する相談事業（こども家庭センター）（再掲）	担当：教育未来課 保健福祉課
内容	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とし、保健師が、妊娠、出産及び子育て等に関する相談に応じ、各健診や家庭訪問を実施するとともに、こどもソーシャルワーカーが、認定こども園・幼稚園・小学校・中学校等を定期的に訪問し、こども及び家庭に関する総合的な相談業務を行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	新規	継続

⑦ 児童虐待・ヤングケアラーへの対応

【施策の方向】

核家族化の進行や子育てを取り巻く環境の変化等から子育てにストレスを感じ、こどもに対し虐待を行ってしまうケース（虐待は暴力のみではなく、児童の心身に悪影響を与えるような暴言や育児放棄なども含まれます。）が増加しています。

また、「8 こども・若者、子育て支援等における課題のまとめ」で示したとおり、本町においてもヤングケアラーが存在している可能性があることから、以下の各事業においても、実態に関する早期発見が必要です。

このような家庭での問題を抱えるこどもや保護者に対する支援・援助等を図るため、保健師、民生委員・児童委員、認定こども園、保育園、幼稚園、学校、児童館、児童クラブ、児童相談所、警察、消防及び医療機関等との連携の強化に努めます。

事業名等	・要保護児童対策事業		担当：教育未来課
内容	児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察、消防関係等で構成される要保護児童対策協議会を設置し、虐待を受けたこどもや非行児童等を支援します。また、年1回協議会の構成員を対象とした研修会を行い、支援の質の向上を図ります。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・家庭訪問事業		担当：保健福祉課 教育未来課
内容	児童虐待の発生を防止するため、こどもソーシャルワーカーや保健師が学校園や家庭を訪問し、電話相談や教育相談などを通して家庭の状況把握や課題の早期発見・早期相談につなげます。また、その情報を基に関係機関と連携しながら、継続的に家庭への支援を行う体制を整えます。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・こども及び家庭に関する相談事業 (こども家庭センター) (再掲)		担当：教育未来課 保健福祉課
内容	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とし、保健師が、妊娠、出産及び子育て等に関する相談に応じ、各健診や家庭訪問を実施するとともに、こどもソーシャルワーカーが、認定こども園・幼稚園・小学校・中学校等を定期的に訪問し、こども及び家庭に関する総合的な相談業務を行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	新規	継続	

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に向けたシステムの構築

【施策の方向】

急な残業や家庭における急用などに対応するため、こどもを預けたい方と預かってもらいたい方の会員組織による、育児の相互援助活動です。

本町は、子育て世帯の転入も多く、核家族化が進行している状況であり、ファミリー・サポート・センター事業の必要性は年々増していくものと考えられます。当該事業の効果的な活動には町民のつながりが重要なことから、親同士の交流の場などの子育て支援活動を進めながら、ファミリー・サポート・センター事業の推進を関係機関も含めて検討します。

事業名等	・ファミリー・サポート・センター事業	担当：子ども教育課
内容	運営体制や実施の必要性について検討します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	検討	検討

⑨ こどもの貧困への対応

【施策の方向】

家庭の日々の生活を安定させる観点から、種々の支援を組み合わせることで経済的支援の効果高めるとともに、支援が必要な家庭へ制度利用が図られるよう支援します。

事業名等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の支援（再掲） ・給食費の支援（再掲） ・児童クラブ負担金の減額（再掲） ・就学援助制度（再掲） ・児童扶養手当（再掲） ・医療費助成(新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業)（再掲） ・こども食堂支援（検討） 	担当：保健福祉課 子ども教育課 社会福祉協議会
内容	制度の見直しや、実施の必要性について検討します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	検討・見直し	検討・見直し

(2) 子育てと仕事の両立の推進

① 多様な保育サービス等の充実

【施策の方向】

就労環境の変化、核家族化、女性の社会進出等により、多様化する保育ニーズに対応するため、就学前児童の受け入れ環境整備を行います。

事業名等	・教育・保育サービス体制の確保		担当：子ども教育課
内容	子育てニーズに対応した子育てシステムを構築し、教育・保育サービス体制の確保に努めます。 民間と町の協力連携を強化し、相互に持続可能な運営を図ります。		
方向・目標	令和6年度		令和11年度
	私立認定こども園 4箇所 町立幼稚園 1箇所	私立認定こども園 5箇所 町立幼稚園 1箇所	

事業名等	・延長保育事業		担当：子ども教育課
内容	保護者のニーズに対応して、保育認定時間外に認定こども園、保育所で延長保育を実施します。		
方向・目標	令和6年度		令和11年度
	継続		継続

事業名等	・在園児の預かり保育事業		担当：子ども教育課
内容	認定こども園、幼稚園の1号認定こどもの保育が必要になった場合は、預かり保育を実施しています。必要に応じ、土曜保育も実施します。		
方向・目標	令和6年度		令和11年度
	継続		継続

事業名等	・未満児保育事業		担当：子ども教育課
内容	認定こども園、保育所では生後2か月経過後から2歳未満の児童を児童3人に対し保育士1人で保育を実施します。		
方向・目標	令和6年度		令和11年度
	継続		継続

事業名等	・障がい児保育事業		担当：子ども教育課
内容	各園では、保育士の研修等で知識の向上を図り、必要な場合は介助員を配置するなどして保育を実施します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・一時保育事業		担当：子ども教育課
内容	保護者の急な仕事やリフレッシュ等により、在園していない子どもの保育が一時的に必要な場合は、認定こども園、保育所において一時保育を実施します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・病児・病後児保育事業		担当：子ども教育課
内容	病氣中（病児）または病氣回復期（病後児）にある園児、児童を就労等により家庭で保育ができない方を対象に、聖籠病院内に付設された施設（あおい保育園）において一時的な保育を実施します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・休日保育事業		担当：子ども教育課
内容	令和7年度から、保護者の就労等により、日曜日や祝日に家庭で保育できないこどもを対象に、みんなの森どんぐり保育園で休日保育を実施します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	検討	実施	

② 就学後の保育サービスの充実

【施策の方向】

核家族化、共働き家庭が増加する中で、小学校の放課後及び長期休業期間における小学生の保育ニーズが年々高まっています。

保護者が安心して働けるとともに、こどもの健全育成を図るため、保育サービス等の活動の充実を図ります。

事業名等	・児童クラブの運営	担当：子ども教育課
内容	小学校6年生までを対象に蓮野、山倉、亀代の各小学校区に児童クラブを設置し、生活の場を提供します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

③ 障がいのあるこどもを持つ保護者への支援

【施策の方向】

障がいのあるこどもを持つ保護者の就労ニーズへの支援として、障がいのあるこどもを受け入れられる施設や体制の整備について、関係機関と協議を行いながら検討を進めます。

事業名等	・児童クラブでの障がい児の受け入れ	担当：子ども教育課
内容	小学生の放課後等の居場所として、児童クラブがあります。 障がいのある児童の利用の可否について、保護者と協議を行い、受け入れ体制の整備に努めます。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

④ 職場環境の改善に向けた広報活動の推進

【施策の方向】

アンケート調査では、仕事や職場に関することで日常生活や社会生活で人間関係、心身の健康などで困ったことや、何らかの困難を感じた経験が高いことがうかがえます。また、就労形態の多様化、共働き家庭の増加により、仕事と子育ての両立に悩む保護者が増えています。

就労する保護者が安心して働けるよう、町内の企業に対する広報活動を実施し、職場環境の改善に努めるよう働きかけます。

事業名等	・ 町内企業への広報活動		担当：総務課
内容	町内企業に、新潟県が推進する「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）※」などの周知・認定申請の促進などを行うことにより、子育て環境整備等への理解・協力の働きかけを行います。 ※令和7年10月から開始した「ハッピー・パートナー企業制度」の後継制度		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 職域への普及啓発		担当：保健福祉課
内容	商工会総会、新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会総会を通じて、町民の生活実態を伝えるとともに、各種相談窓口の周知及びメンタルヘルス出前講座の利用勧奨を実施します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

(3) こども・若者にやさしい地域環境づくり

① ゆとりある住環境の整備

【施策の方向】

指導的立場である町は、住宅地の開発にあたって、ゆとりある居住環境の整備促進を図ります。

事業名等	・居住環境整備への指導	担当：ふるさと整備課
内容	市街化調整区域での地区計画制度を活用した民間宅地開発においては、ゆとりある良好な居住環境の維持、形成、周辺景観との調和等を図るよう、販売1区画における最低敷地面積や建ぺい率、容積率等適切な制限を設定します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

② こどもの遊び場等の確保

【施策の方向】

関係機関等の連帯を図り、こどもや子育て家庭が安全で利用しやすい魅力ある公園や広場の整備に努めます。

また、冬期の降雪や猛暑などに左右されることなく利用できる屋内遊び場のニーズの高まりから、施設整備に向けて、準備を進めます。

こどもの放課後の居場所として、放課後子ども教室を運営し、こどもが安全・安心に利用できる居場所を提供します。

事業名等	・公園等の整備	担当：ふるさと整備課 子ども教育課
内容	こどもの遊び場としての都市公園、児童遊園、児童広場が安心して利用できるよう、定期的に遊具等施設を点検するとともに、必要に応じた整備を図ります。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・屋内遊び場の整備	担当：子ども教育課
内容	令和9年度中のオープンに向け、蓮野地区多目的屋内運動場を改修し、天候に左右されることなくいつでもこどもたちが楽しく遊べる屋内遊び場を整備します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	検討	継続

事業名等	・放課後子ども教室運営事業	担当：社会教育課
内容	小学校のランチルームや図書館、体育館などを活用して、放課後に自主学習や読書、運動遊びなどをして過ごせる場を提供します。希望する小学生全児童を対象として、事前に登録することで利用できる安全・安心な居場所を提供します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

③ 通学路等の安全確保

【施策の方向】

関係機関等と連携を図り、通学路の安全の確保を図ります。

事業名等	・交通安全教育		担当：生活環境課
内容	認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校に交通指導員を派遣して交通安全教室を実施します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・防犯ブザーの配付		担当：教育未来課
内容	不審者等による事件・事故から身を守る一つ的手段として、小学校入学時に配付します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・防犯の強化		担当：生活環境課
内容	こどもが犯罪にあわないように防災行政無線により、下校時の児童の見守りの呼びかけを行います。また、青色回転灯装着車両により、児童の下校時に合わせて週2回防犯パトロールを行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・スクールガード・リーダーの配置		担当：教育未来課
内容	学校や地域と連携して校内外でのこどもたちの安心・安全を確保するため、教育委員会が任命した防犯の専門家（警察官OBや民間警備会社の社員など）をスクールガード・リーダーとして配置します。スクールガード・リーダーは、通学路、施設周辺を定期的に巡回し、警備のポイントや防犯連絡体制、不審者対応訓練などに関する指導・助言を行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	新規	継続	

事業名等	・通学路防犯カメラ整備	担当：子ども教育課
内容	通学路の防犯対策のため必要に応じて防犯カメラを設置します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・スクールバス運行事業（小学生）	担当：子ども教育課
内容	小学校から集落中心地までの距離が2.5km以上の地区から通学する児童のうち、希望する児童を対象に通学バスを運行します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・冬季通学バス運行事業（中学生）	担当：子ども教育課
内容	12月～2月の3ヵ月間、中学校に通う生徒のうち、通学バスを希望する生徒を対象に通学バスを運行します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

④ こども・若者の安心・安全な地域づくり

【施策の方向】

こども・若者に関する課題は、子育て家庭だけでなく社会全体の課題です。子育て家庭の親を含め、社会全体でこども・若者が安心できる地域を目指し、孤立させないように、地域にある様々なNPO（特定非営利活動法人）や民間団体等との連携を図ります。

事業名等	・地域住民対象のこどもに関する学習会や講演会	担当：保健福祉課 社会教育課
内容	町のこどもたちを取り巻く多様化した課題や社会情勢等を町全体で学び、ともに考えていく社会を構築するため、地域のキーパーソンに向けた研修会や、広く町民を対象とした講演会等の機会を提供します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

(4) こども・若者が健全に育つ環境の整備

① 就学前教育・保育の充実

【施策の方向】

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎をつくる大切な時期であり、より良い環境で幼児教育を展開していく必要があります。

幼児教育センターを設置し、園職員の指導力向上に向けた研修を実施するとともに、園から小学校へ円滑な接続ができるように園小職員による会議や研修・情報交換を行います。さらに、幼児教育や子育てに有益な資料の作成や情報発信を行います。

事業名等	・ 町立幼稚園での幼児教育・保育の充実		担当：教育未来課 子ども教育課 せいろう幼稚園
内容	一人ひとりの個性や発達、興味・関心を大切にしながら「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」の3つの力を高めるために、日々の保育の充実に努めるとともに、外部講師による専門的な教育活動や地域と連携した活動を積極的に取り入れます。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 幼児教育の充実と園小接続強化事業 (幼児教育センター)		担当：教育未来課
内容	町内すべての園に等しく質の高い幼児教育を継続的に提供し、園と小学校の円滑な接続を推進するために、職員研修や園小接続の強化、情報発信に取り組みます。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

② 学校教育の充実

【施策の方向】

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協議しながら、自らの人生を舵取りすることができるこどもたちの力を育みます。

また、たくましい体と豊かな心を育む教育やふるさとの自然や伝承文化に親しむ教育及び環境教育の充実を図ります。

急速化する国際化社会において、地域への愛着をもったグローバル人材の育成に向けて外国人とのコミュニケーション能力の伸長を図るため、幼稚園から中学校まで切れ目のない外国語教育の充実を図ります。

高度情報化社会へ柔軟に対応するためICT環境の整備をさらに加速させるとともに、プログラミング教育、デジタルシティズンシップ教育を通して、情報活用能力の育成に努めます。

専門機関と連携して教育の質の向上を図るため、教師が担うべき役割を整理するとともに教師以外が担うことが可能な分野については外部人材に任せる等、社会全体でこどもを育む体制を構築します。

さらに、学校における教員の働き方改革を推進することにより、教員の負担軽減を図り児童生徒との向き合う時間を生み出すことに努めます。

また、いじめ、不登校、非行等の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止や、障がいのあるこどもの支援を図るため、児童生徒、保護者への教育相談の充実・こどもソーシャルワーカー等の資質向上と関連機関との密な連絡体制の構築を図ります。

事業名等	・外国語指導助手配置事業	担当：教育未来課
内容	中学校、小学校、町立幼稚園等で外国語にふれあう機会をつくるため、外国語指導助手（ALT）を配置します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・イングリッシュキャンプ事業	担当：教育未来課
内容	中学生を対象として、県外の外国語研修施設等で外国語研修を行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	—	継続

事業名等	・国際交流事業	担当：総務課 教育未来課
内容	本町と中国ハルビン市教育局が締結している「友好交流協定書」や学校間で取り交わしている「覚書」に基づき、相互交流事業により国際理解を深めます。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・ I C T 機器配備・活用事業		担当：教育未来課 子ども教育課
内容	<p>国の G I G A スクール構想に基づき、校内ネットワークアセスメントを行い、帯域が十分に確保された無線 L A N 環境整備とあわせ児童生徒一人 1 台のタブレット端末の配備をします。</p> <p>タブレット端末を活用して、個別最適化された授業の創造及び協働的な学びの推進、学習内容の定着を図ります。</p>		
方向・目標	令和 6 年度	令和 11 年度	
	継続	継続	

事業名等	・ プログラミング教育事業		担当：教育未来課
内容	<p>町内の小学校の全学年及び中学校 3 年生の生徒に対し、年間 2 回ずつ外部講師を派遣してプログラミング授業を実施し、プログラミング的思考力を系統的に培うとともに、夏季休業中に教職員向けの研修を開催し、指導力の向上を図ります。</p> <p>また、プログラミング的思考力をより伸ばさせるために、夏季休業中に希望者を対象としたプログラミング特別教室を開催します。</p>		
方向・目標	令和 6 年度	令和 11 年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 小学校プール水泳委託事業		担当：教育未来課
内容	<p>天候不順や猛暑により学校での水泳授業の実施が難しい状況がみられることから、こどもたちの水泳技能の安定的な向上を目指し、小学校の水泳授業を試行的にスイミングスクールに委託することで、よりよい水泳授業環境を整備します。</p>		
方向・目標	令和 6 年度	令和 11 年度	
	新規	継続	

事業名等	・共生意識醸成事業（手話）	担当：教育未来課
内容	5歳児、小学校1年生、2年生を対象に、障がいのある人とともに活動することをとおして、挨拶などの基本的な手話を学んだり、手話をしながら歌を歌ったりするなど、共生意識を高めます。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・ふるさと大好き講座運営事業	担当：教育未来課
内容	小学生を対象に、聖籠町の歴史や文化、産業、偉人、地理などについての見識を深め、郷土愛を醸成することを目的として、役場職員等が小学校に出向き、出前授業（ふるさと大すき講座）を行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・学校運営支援事業 （スクール・サポート・スタッフ、学校運営支援員の配置）	担当：教育未来課
内容	<p>学校教員の多忙化解消による教員の負担軽減を図ることにより児童生徒との向き合う時間を生み出すため、添削補助、教材準備補助等を行うことで教師をサポートするスクール・サポート・スタッフを小中学校に1名ずつ配置します。</p> <p>教頭が学校マネジメントや渉外等に注力し、質の高い教育環境を作るため、教頭の一部業務を補助する学校運営支援員を配置します。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・地域学校協働本部	担当：社会教育課
内容	<p>学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとし、町内各小中学校に推進員を配置します。学校からのサポート依頼の調整や、子どもサポーター活動のコーディネート、地域交流活動のコーディネート等を行います。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・登校できない児童生徒への支援事業 (教育支援センター「フレンドルーム」)	担当：教育未来課
内容	教育支援センター「フレンドルーム」を設置し、学校に登校できない児童生徒に対して、学校と異なった環境の中で教育相談や体験活動、学習支援等を実施し、学校生活への復帰のみでなく、児童生徒の社会的な自立や集団生活への適応能力の育成を目指し、支援を行います。こども家庭センターや各校の校内教育支援ルームと連携した支援を行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	1箇所	1箇所

事業名等	・特別な支援を必要とする児童生徒への支援事業	担当：教育未来課
内容	<p>障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒とともに教育を受けられるよう、介助員の研修を実施し、介助員の資質向上に努め、特別支援教育に係る支援を充実します。</p> <p>小中学校では、すべてのこどもが学びやすいように基礎的環境整備を行い、UDL（学びのユニバーサルデザイン）の視点を取り入れた学習活動を展開できるよう支援します。</p> <p>また、障がいのある児童生徒の的確な把握に努め、早期対応・支援、個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供につなげます。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

③ 家庭教育の充実

【施策の方向】

親の子育てに関する不安の解消や家庭における教育機能の充実を図るため、親やこどもの多様な学習機会の提供を推進します。

また、こどもの家庭学習の習慣化と学習意欲の向上を図るために、学習内容の定着に不安がある生徒や主体的に学習に取り組むことが困難な生徒など、それぞれのニーズに応じた学習サポートを受けられる場を提供します。

事業名等	・子育て講演会		担当：社会教育課
内容	小学校・中学校で、就学前健診時及び入学説明会時に保護者を対象にした講演会を開催します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	年1回（4箇所）	年1回（4箇所）	

事業名等	・ブックスタート（4か月児健診時） ・ブックスタートプラス（2歳児歯科健診時）		担当：図書館
内容	乳幼児健診時に、対象児と保護者におすすめの絵本を手渡すとともに、絵本の読み聞かせを通して、楽しいひとときを分かちあうことの大切さや、0歳児からの図書館利用の働きかけを行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ぐるんぱの部屋（読み聞かせ）		担当：図書館
内容	未就園児の親子を対象に絵本の読み聞かせを行うことにより、親子のコミュニケーションやふれあいの機会を増やすよう保護者に働きかけを行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	月2回	月2回	

事業名等	・紙しばい会		担当：図書館
内容	園児及び小学校低学年を対象に、図書館ボランティア「赤いふうせん」による紙しばい会を開催します。紙しばいや絵本の読み聞かせを通し、絵や言葉の魅力をこどもたちに伝えます。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	月1回	月1回	

事業名等	・移動図書館		担当：図書館
内容	図書館に行くことが難しいこどもたちも身近に利用できるように毎月第2・第4火～木曜日に町内小学校へ巡回し、本の貸し出しを行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	3箇所	3箇所	

事業名等	・学古堂		担当：教育未来課
内容	中学校の部活動のない水曜日や夏休みに家庭学習の習慣化と学習意欲の向上を図るために「学古堂」を開設し、個別指導を行います。中学生の進路実現のため、学習内容の定着に不安がある生徒や主体的に学習に取り組むことが困難な生徒など、それぞれのニーズに応じた学習サポートを受けられる場を提供します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

④ 学童期・思春期から成人期までの保健対策

【施策の方向】

こども・若者が、自ら心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、様々な分野が協力し、健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

事業名等	・性教育講演会	担当：保健福祉課
内容	<p>中学3年生を対象に、保健師による健康教育を実施します。講演は性感染症やエイズ、人工妊娠中絶等について、命の大切さを伝える内容となっています。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・飲酒や喫煙、薬物に関する情報提供	担当：保健福祉課
内容	<p>飲酒・喫煙・薬物に関する健康影響について正しい知識の普及啓発を行っています。また、未成年者の飲酒・喫煙・薬物の実態把握をします。</p> <p>そのほか、専門医療機関等の情報提供や禁煙希望者への個別支援等を行います。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・健康保持増進事業（地域学校保健委員会）	担当：教育未来課
内容	<p>町立幼稚園、小学校及び中学校の幼児、児童及び生徒の健康の保持増進に関する教育の推進並びにそれらに関わる諸問題の解決に資する提言及び支援等を行うために地域学校保健委員会を設置します。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

⑤ 地域交流活動の充実

【施策の方向】

こどもたちに、自分の生まれたふるさとを愛する心を養ってもらうためには、地域の方とふれあう体験活動が大切になります。

この活動は、学校や家庭では得がたい生活体験や地域の自然環境の学習ができ、こどもたち自身が発見することなどで新たな芽生えにつながっていくものです。

こどもたちは芸術やスポーツを通じて交流活動を行うことにより、心身の健全な育成につながるため、これらの活動を推進します。

また、中学校の部活動については、教職員の負担を軽減し生徒と向き合う時間を確保する事や生徒のとんがりを伸長することを目的として、専門性の高い指導者から指導を受けられる環境を整備し、地域移行を図ります。

そのほか、アンケート結果より約半数が潜在的な孤独感を抱えていること、約8割が地域活動に「参加していない」状況であることを踏まえ、こども・若者世代の交流・居場所づくりを促進するための町内のイベント活動等に関する情報発信及び利用促進を図ります。

事業名等	・幅広い年代に向けた居場所づくり		担当：社会教育課
内容	公民館事業では、年代や性別、抱える課題に関わらず、利用ができるよう促進します。 また、様々なボランティア活動や地域のあつまり・ふれあいの場では、幅広い年代が参加できる仕組み作りを地域と協働で取り組みます。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・週末体験くらぶ		担当：社会教育課
内容	毎週土曜日を中心に、町内の3つの小学校児童の交流と、遊びの中で想像力の育成を目的とした体験事業を実施します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・こども会、育成会		担当：社会教育課
内容	地域のこども会等の活動を支援します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・せいらう少年少女合唱団	担当：社会教育課
内容	<p>こどもたちの音楽文化を高めるための支援と育成を行います。</p> <p>「誰でも、気軽に参加できる」合唱を取り入れ、「町音楽祭」や「ジュニアコーラスフェスティバル」等の催事に参加し、世代・地域を超えた交流を行います。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・スポーツ少年団	担当：社会教育課
内容	<p>スポーツを通してこどもの心身の健全育成を図り、こどもたちの仲間づくりやこども同士の交流を目的として実施します。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・スポーツ活動支援事業	担当：社会教育課
内容	<p>スポーツ人口の拡大、交流を通じた人間関係の構築、こどもたちのスポーツ参加を目的に、町民主体のスポーツ活動を行っている NPO 法人「スポネットせいらう」に補助金を交付して活動を支援します。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	検討

事業名等	・部活動の地域展開	担当：社会教育課
内容	<p>教職員の負担を軽減し生徒と向き合う時間を確保する事や生徒のとんがりを伸長することを目的として、専門性の高い指導者から指導を受けられる環境を整備し、部活動の地域展開を図ります。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・子ども宿泊自然体験事業（わんぱくキャンプ）	担当：社会教育課
内容	自然体験を通じて心と体を鍛え、互いに助けあうことで、人との関係力を身に付けてもらうための宿泊体験事業を行います。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	検討

事業名等	・お正月公民館まつり	担当：社会教育課
内容	家庭や地域でふれる機会が少なくなった、かるたやコマ回しなどの昔あそびをとおして、大人と子どもが一緒にふれあう機会を提供します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

⑥ 社会参加意識の向上

【施策の方向】

こどもとその家庭の福祉向上のためには、より一層福祉業務に携わる人材の育成と資質向上が求められていることから、福祉施設等の職員の研修への参加を促進します。

また、NPOやボランティア活動等の機運を高め、町民全体に扶助、地域の人々のふれあいを創造します。

事業名等	・研修への参加	担当：保健福祉課
内容	福祉業務に携わる職員の知識向上を図るため、研修会の参加を促進し、人材育成と資質向上を図ります。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・ボランティア活動についての情報提供	担当：社会教育課 社会福祉協議会
内容	ボランティア活動の情報を掲載した「ボラネット広報誌」を年2回発行するほか、「広報せいろう」「社協だより」「社会教育だより」、またホームページやSNSなど多様な媒体の活用により、ボランティア活動の状況や募集についての情報を提供します。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

事業名等	・中学生向けライフデザイン講座	担当：総合政策課
内容	<p>中学2年生を対象に、自分の理想とする将来を具体的に考える（ライフデザインする）きっかけとなる講座を実施します。直面する人口減少問題について理解を深め、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報（進学、就職、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）を総合的に習得できる講座としています。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏事業として実施	実施後にアンケートを行い、効果を図る

事業名等	・青少年健全育成員	担当：社会教育課
内容	<p>青少年健全育成員は、聖籠町青少年健全育成町民会議が主催する行事のサポートや、有害図書自動販売機等の実態調査等、「こども110番の家」看板メンテナンス等の活動を行います。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

(5) こども・若者を支える切れ目のない支援体制の充実

① 情報の一元化・ネットワークの充実と機能を活用した体制づくり

【施策の方向】

こどもに関する施策を充実させるためには、行政の子育て支援を実施している関係各課の連携強化が必要です。

また、こどもや子育て家庭に関する活動や支援には、様々な団体が取り組んでいることから、それらの方々との協働にも取り組み、町民ニーズや必要な子育て支援サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援していく体制を整えます。

そのほか、結婚の希望を持っている男女がその願いをかなえられるよう、セミナー等のイベントを開催し、出会いの場を創出して結婚へのきっかけづくりとなるような支援を行い、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりや機運の醸成を図ります。

また、これらの取り組みに加え、結婚に伴う新生活へのスタートアップ支援を推進します。

事業名等	・ ネットワーク機能充実事業		担当：教育未来課
内容	こども家庭センターを中心に関係各課の連携を強化し、情報の集約を図るなど、効率的で効果的な支援が行えるよう情報の一元化やネットワーク機能の充実を図ります。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・ 町民、関係団体との連携の強化		担当：子ども教育課 教育未来課 保健福祉課 総合政策課
内容	こどもや子育て家庭に関する活動や支援に取り組んでいる様々な団体との連携を図り、町民ニーズや必要な子育て支援サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援します。 また、結婚の希望をかなえるための「出会う前から結婚までの切れ目のない支援」として、新発田市・胎内市と連携して婚活イベントやライフデザインセミナー等を実施します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・結婚の希望をかなえる支援	担当：総合政策課
内容	<p>新発田市・胎内市と連携し、結婚の希望をかなえるための「出会う前から結婚までの切れ目のない支援」として、婚活イベントや相談会等を実施します。</p> <p>聖籠町が主催・共催・後援する婚活事業を通じて結婚し、町内に住む方に向けた結婚記念祝品のプレゼントを実施します。</p> <p>また、結婚新生活支援のため、住宅の取得やリフォーム、賃借、引っ越しにする費用を補助します。</p>	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動

① こどもの人権に関する広報活動の実施

【施策の方向】

「児童の権利に関する条約」では、18歳未満のすべてのこどもを対象とするもので、こどもの人としての権利や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を促進することを目的としています。

アンケートでは、こどもの権利意識の普及啓発が行き届いていないことがうかがえることから、「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」の趣旨を十分に踏まえ、関係機関と連携を図りながら、様々な施策を展開する中でこどもの最善の利益確保を図ります。

事業名等	・こどもの人権に関する広報活動	担当：町民課
内容	「町人権教育・啓発推進計画」に基づき、こどもの人権について、周知を実施し町民の意識向上を進めます。	
方向・目標	令和6年度	令和11年度
	継続	継続

② 子育てに関する関心を高めるための活動

【施策の方向】

こどもや子育てをめぐる環境の変化に適切に対応し、次の世代を担うこどもたちの健全な成長を促すことは地域社会全体の共通の願いです。

家庭においては、こどもの心と体を育む責任があることから、^{しつけ}躾や子育てを夫婦が協力し合って行うことの大切さに関する活動を実施します。

地域は、こどもの協調性や社会性を培う貴重な場であることから、地域におけるこども同士との交流活動の推進を図ります。

地域社会が相互扶助の意識を持って子育てを支援し、地域全体でこどもと親を見守る地域社会のネットワークづくりを推進します。

事業名等	・有害図書等の規制		担当：社会教育課
内容	本町では、有害図書等に関する自動販売機等の設置を規制します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ（中絶）等に関する情報の提供		担当：保健福祉課
内容	情報の氾濫等やゲームの普及等により命の大切さがこどもたちの中で薄らいでいるようです。また、青少年が飲酒や喫煙等により与えられる影響は計り知れません。 このようなことから、飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ（中絶）等に関する情報を提供します。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

事業名等	・父親の子育てに関する関心を高めるための活動		担当：子ども教育課 保健福祉課
内容	あそび教室や、すくすくサロンさくらんぼ、育児学級等の事業に父親の参加を呼びかけ、家族間の交流を通じながら、父親が子育てに参加することの重要性や父親の子育てへの関心を高める活動を行います。		
方向・目標	令和6年度	令和11年度	
	継続	継続	

第6章

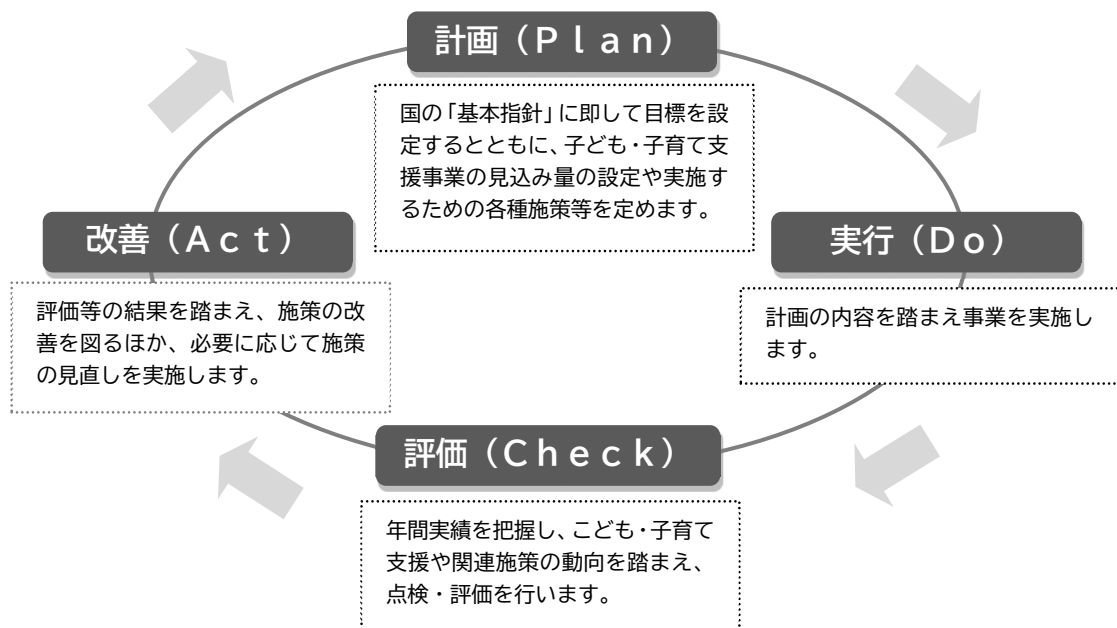
計画の推進

1 計画の推進体制等

本計画の推進にあたり、行政関係部局を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなど、計画の着実な実施や推進を図ります。

本計画を着実に推進していくために、計画に係る進行管理は聖籠町子ども・子育て会議等で、各年度に計画に基づく施策・事業の進捗状況の把握（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について、点検・評価を行い必要に応じて計画内容の見直し等の検討を行い、施策の改善につなげます。

●PDCAサイクル



資料編

1 聖籠町子ども・子育て会議 審議経過

年 月 日	内 容
【令和5年度第1回】 令和5年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール ・ニーズ調査について
【令和5年度第2回】 令和6年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査票（案）について
【令和6年度第1回】 令和6年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画の策定について ・「聖籠町子どもの生活に関する実態調査」実施概要について
【令和6年度第2回】 令和6年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・聖籠町子ども生活に関する実態調査結果報告 ・第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画第1～2章の素案について
【令和6年度第3回】 令和6年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画（全体版）の素案について ・聖籠町子ども生活に関する実態調査結果報告書について ・パブリックコメントの実施について
令和7年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画の答申
【令和7年度第1回】 令和7年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・聖籠町こども計画策定の概要について ・こども・若者の生活や意識に関する調査の実施について
【令和7年度第2回】 令和7年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの実施結果について ・こども・若者の生活や意識に関する調査の集計結果（速報値）について
【令和7年度第3回】 令和7年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・聖籠町こども計画素案について ・こども誰でも通園制度について
【令和7年度第4回】※書面開催 令和8年3月13日（通知日）	<ul style="list-style-type: none"> ・聖籠町こども計画パブリックコメントの結果について ・聖籠町こども計画の最終確認について ・乳児等通園支援事業の認可及び利用定員にかかる意見聴取について ・みんなの森どんぐり保育園の増築整備計画について

2 聖籠町子ども・子育て会議 委員名簿

委員区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1号委員	新潟医療福祉大学	名誉教授	丸 田 秋 男	会 長
2号委員	聖籠中学校	校 長	丹 後 直 子	
	亀代小学校	校 長	伊 藤 健 文	
	せいろう幼稚園	園 長	西 村 美 紀	
	ハーモニーこども園	園 長	高 橋 智恵子	
	聖籠はじめこども園	園 長	三 國 薫	
	聖籠町民生委員児童委員協議会	会 長	田 村 八四男	
	聖籠町社会福祉協議会	障がい支援 センター長	本 田 恵	
3号委員	せいろう幼稚園愛児会	副 会 長	豊 崎 佳 織	
	聖籠町PTA連絡協議会	会 長	大 橋 彩 生	
	子育て支援事業・すくすくサロン 「さくらんぼ」	代 表	岩 崎 沙 織	
4号委員	一般町民		伊 藤 めぐみ	
	一般町民		藤 間 殖	副会長

(敬称略・令和8年3月末日現在)

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者

3号委員：子育て支援団体の代表者

4号委員：一般町民

3 聖籠町こども条例

平成26年3月12日

条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第8条）

第3章 町の施策（第9条—第14条）

第4章 推進体制（第15条・第16条）

附則

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。

次代の社会を担うこどもが、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことを支えることは、こどもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の活力ある地域社会の創造に大きく貢献するものです。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化により、こどもを見守る地域の力が低下してきており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした中、児童虐待やいじめが増加するなど、こどもの心身が健やかに育つ環境が損なわれ、これが更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力低下など、様々な分野に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況に歯止めをかけ、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、家庭、学校、地域、事業者など社会全体がそれぞれの役割を果たし、未来の聖籠町を担うこどもたちが、それぞれの発達段階に応じて、のびのび健やかに成長し、保護者が子育てに喜びを感じ、いきいきとした活力あるまちとなることを目指し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、聖籠町のこどもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、町民等、学校等の関係者、事業者及び町のそれぞれの責務を明らかにするとともに、こども・子育て支援に関する町の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もってこどもの健やかな成長と最善の利益を実現する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例においてこどもとは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この条例において保護者とは、親などのこどもを養育する者をいう。

3 この条例において町民等とは、町に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

4 この条例において学校等とは、学校、幼稚園、認定こども園、保育所その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。

5 この条例において事業者とは、町内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 こどもの健やかな成長を社会全体で支援するため、保護者、町民等、学校等の関係者、事業者及び町が一体となり、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的な人権が守られ、差別を受けないこと。
- (2) 全てのこどもについて、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保され、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (4) 社会全体で保護者を支え、家庭における子育ての不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びを感じられるような環境づくりを行うこと。
- (5) 保護者、町民等、学校等の関係者、事業者及び町が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。
- (6) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、こどもにとって家庭が教育の原点であり、出発点であることを認識し、こどもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる基本的な生活習慣及び社会規範の定着を図るとともに、心身ともに安らぎ、こどものよりどころとなる家庭環境づくりを行うものとする。

2 保護者は、集団生活を通してこどもの社会性が育まれるよう地域や学校等の関係者と連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、地域がこどもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会の一員としての役割及び社会規範を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会におけるこどもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 町民等は、地域社会が有する子育てに関する知識又は経験の提供、地域社会による見守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよう努めるものとする。

(学校等の関係者の責務)

第6条 学校等の関係者は、集団生活を通して、こどもの確かな学力の定着、豊かな人間性の育成及び健康・体力の増進を柱とする生きる力を育成するとともに、保護者及び町民等との連携を積極的に図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その活動がこどもの育成及び社会に与える影響を考慮し、こどもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮するものとする。

2 事業者は、事業所で働く保護者がそのこどもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、町民等及び学校等の関係者が行うこどもの育成に関する活動に積極的に協力するものとする。

(町の責務)

第8条 町は、基本理念にのっとり、こども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、こども・子育て支援を総合的に実施する主体として、保護者、町民等、学校等の関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たし、連携できるよう調整を行わなければならない。

第3章 町の施策

(こども・子育て家庭への支援)

第9条 町は、基本理念にのっとり、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、こども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化による質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
- (2) 家庭における養育支援の充実
- (3) 延長保育、預かり保育、一時預かり、放課後児童クラブなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
- (4) 子育て情報の発信や親子の交流の場の提供
- (5) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援
- (6) 保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携による要保護児童施策の充実

(健康の確保及び増進)

第10条 町は、家庭訪問、健康相談その他の保健施策を充実し、こども及び保護者の健康の確保及び増進を図るものとする。

(教育環境の整備等)

第11条 町は、こどもを健やかに育むため、安心して安全な活動ができる場所を整え、発達段階に応じた質の高い教育環境の整備やこどもの居場所づくりを促進するものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第12条 町は、就労する保護者が安心して働けるよう、事業者に子育て環境の整備について啓発を行うとともに、乳幼児期から学童期を通して、発達段階に応じた多様な保育サービス等を充実し、子育てと仕事の両立を推進するものとする。

(相談支援体制の充実)

第13条 町は、こども及びその保護者並びに妊産婦等を対象に切れ目のない相談支援体制の充実を図り、いじめや家庭内での悩みごとを抱えるこどもや、子育てに対する不安又は孤独感を感じている保護者に対し、発達段階や家庭環境等に応じた適切な支援と情報提供を行うものとする。

2 町は、こども相談に関わる事案について、児童相談所及び学校等の関係者と連携を図り、適切な対応を行うものとする。

(健全育成施策の充実)

第14条 町は、こどもの健全な育成を促進するため、自然や文化芸術に親しむことのできる機会の確保、スポーツの振興その他必要な施策の充実を図るものとする。

第4章 推進体制

(計画の策定)

第15条 町は、第9条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画その他法令により規定するこどもに関する計画を一体として策定するものとする。

(子ども・子育て会議の設置)

第16条 町は、前条に規定する計画の審議、点検及び評価を行うほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため、聖籠町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

2 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者
- (3) 子育て支援団体の代表者
- (4) 一般町民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、子育て会議を代表し、議事その他会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

8 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(略)

4 アンケート調査結果

(1) ニーズ調査結果の概要

[本文グラフ表示について]

※就学前児童（546人）、小学校児童（399人）、カッコ内のnは設問への回答者数を表しています。

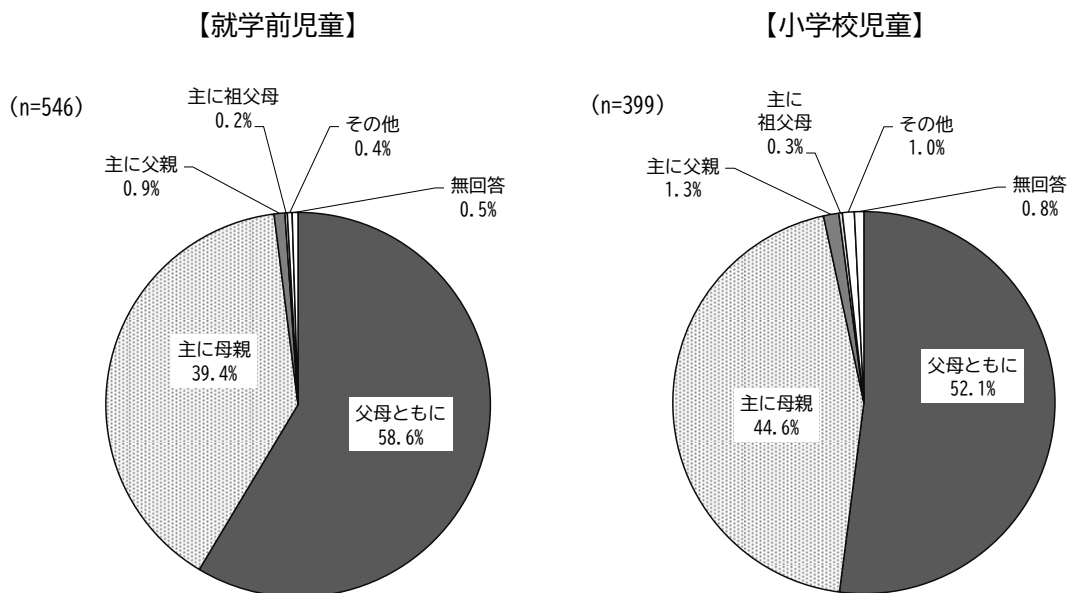
※回答の比率は、すべて小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。

(ア) 調査結果

(a) 家庭での育児の状況

お子さまの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さまからみた関係でお答えください。

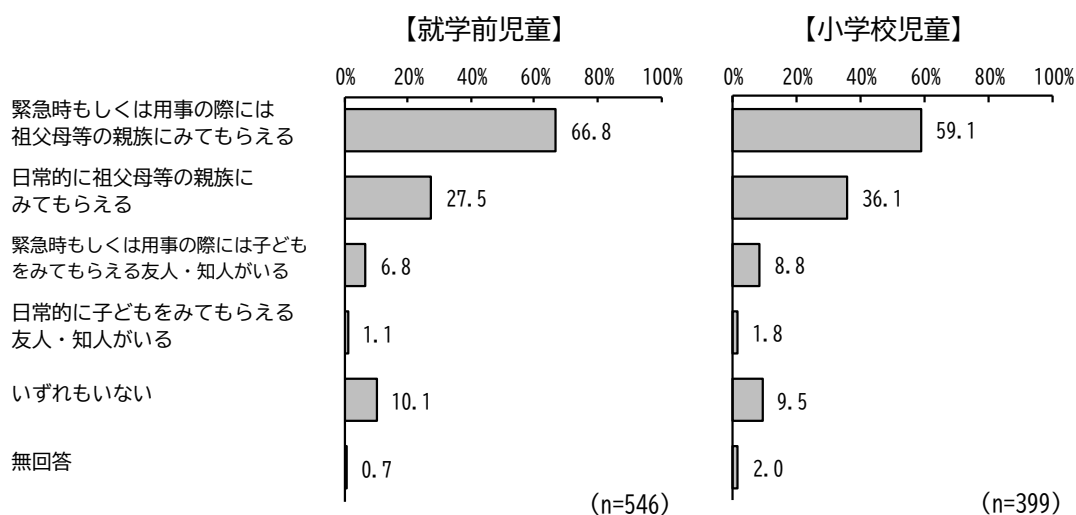
- 家庭で子育てを行っているのは、就学前児童、小学校児童ともに、「父母ともに」が半数を超えています。



(b) お子さんをみてもらえる親族や知人の状況

日頃、お子さまをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)

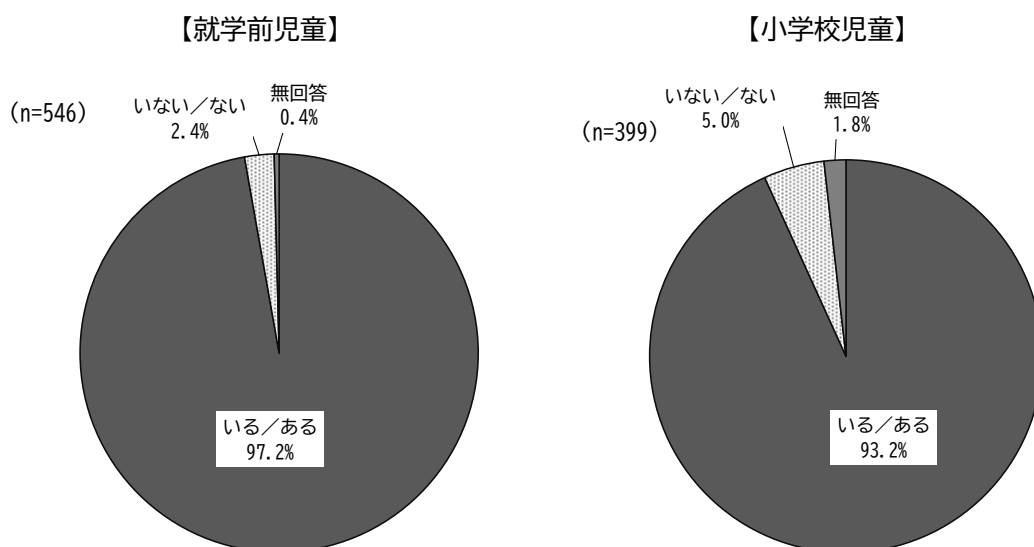
- 親族や知人による支援体制については、就学前児童、小学校児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が半数を超えています。



(c) 気軽に相談できる人、場所の有無について

お子さまの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

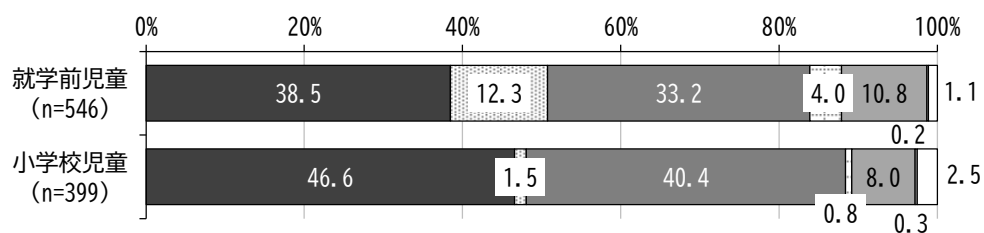
- 子育て(教育を含む)について気軽に相談ができる人や場所の有無は、就学前児童、小学校児童ともに、大多数は相談できる人や場所の「いる/ある」人です。



(d) 就労状況について

お子さまの母親の就労についての状況をうかがいます。

- 母親の就労状況は、『フルタイムで就労している』（「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」合わせた割合）は、就学前児童、小学校児童ともに、約5割となっています。
- パート・アルバイト等を含め就労しているとした割合は、就学前児童、小学校児童ともに、約9割となっています。



- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 父子家庭・無回答

お子さまの父親の就労についての状況をうかがいます。

- 父親の就労状況は、就学前児童、小学校児童ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人が約9割となっています。
- パート・アルバイト等を含め就労しているとした割合は、就学前児童、小学校児童ともに、9割以上となっています。

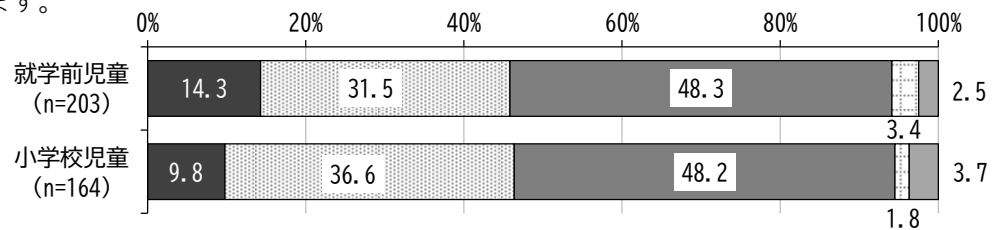


- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 母子家庭・無回答

《パート・アルバイト等で就労している母親にうかがいます》

フルタイムへの転換希望はありますか。

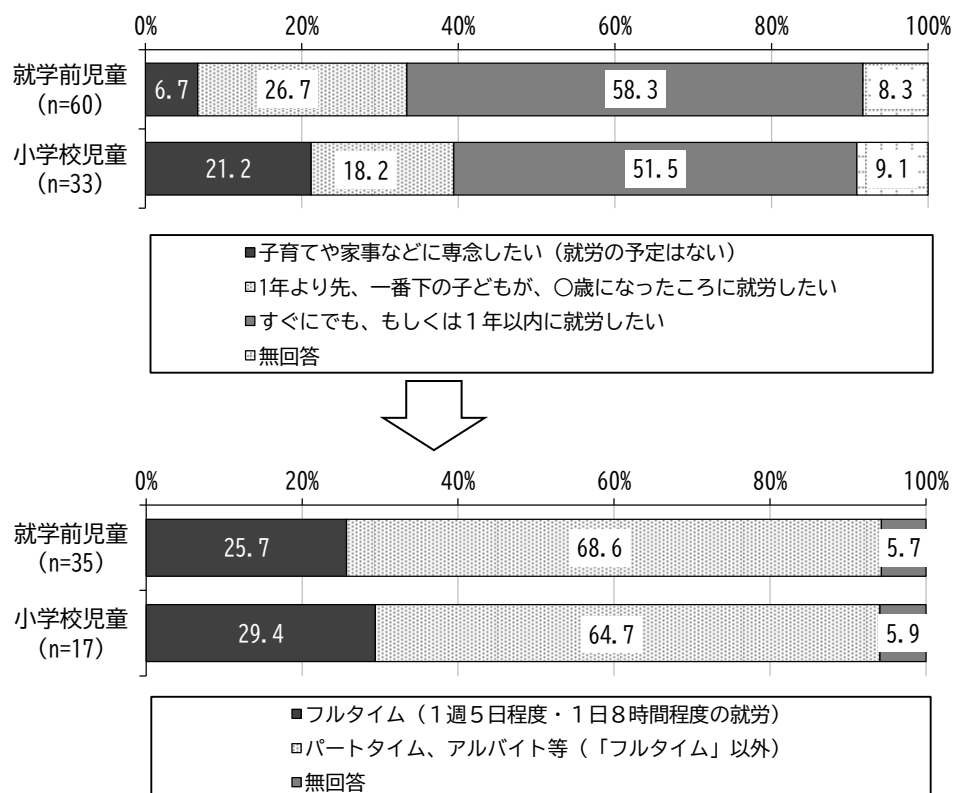
- パート・アルバイト等で就労している母親は、就学前児童、小学校児童ともに、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労を続けることを希望」する割合が約5割と最も多くなっています。



- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答

《「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」母親にうかがいます》就労したいという希望はありますか。

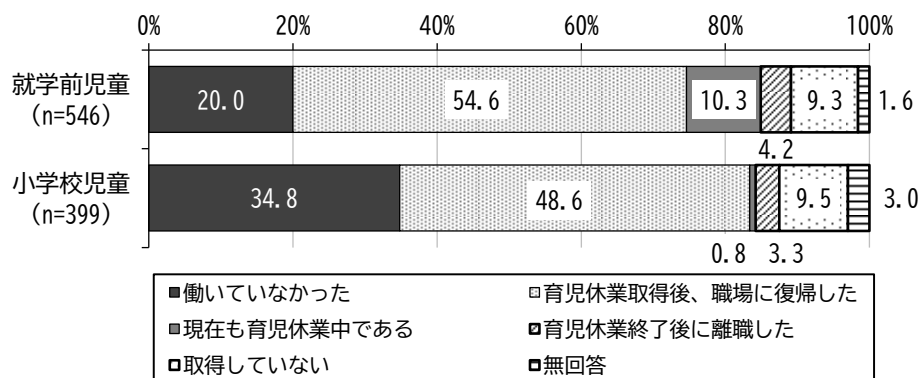
- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」母親の就労希望については、就学前児童、小学校児童ともに、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」人が最も多くを占め、「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外）」での就労形態を希望しています。



(e) 育児休業について

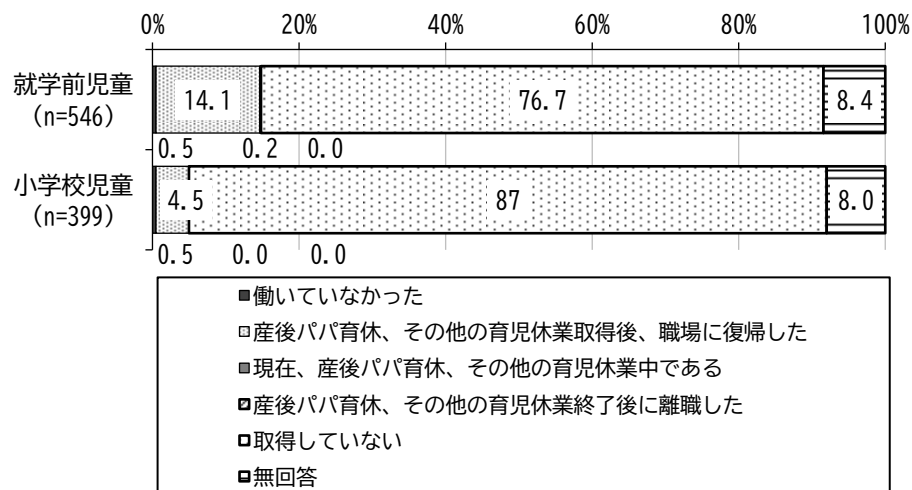
お子さまが生まれた時、母親は育児休業を取得しましたか。

- 母親の育児休業の取得状況は、就学前児童、小学校児童ともに、「育児休業取得後、職場に復帰した」人が5割前後となっています。また、「取得していない」人は約1割となっています。



お子さまが生まれた時、父親は育児休業を取得しましたか。

- 父親の育児休業の取得状況は、就学前児童、小学校児童ともに、「取得していない」が多数を占めています。
- 就学前児童では、「産後パパ育休制度、その他の育児休業取得後、職場に復帰した」が1割を超えています。

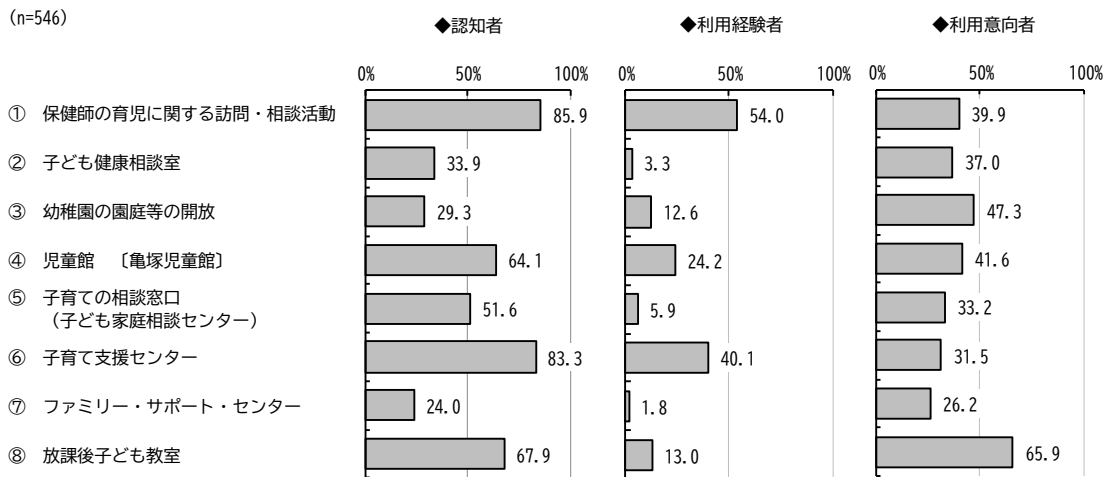


(f) 各種子育て支援事業・サービスなどについて（認知・利用経験・利用意向の比較）

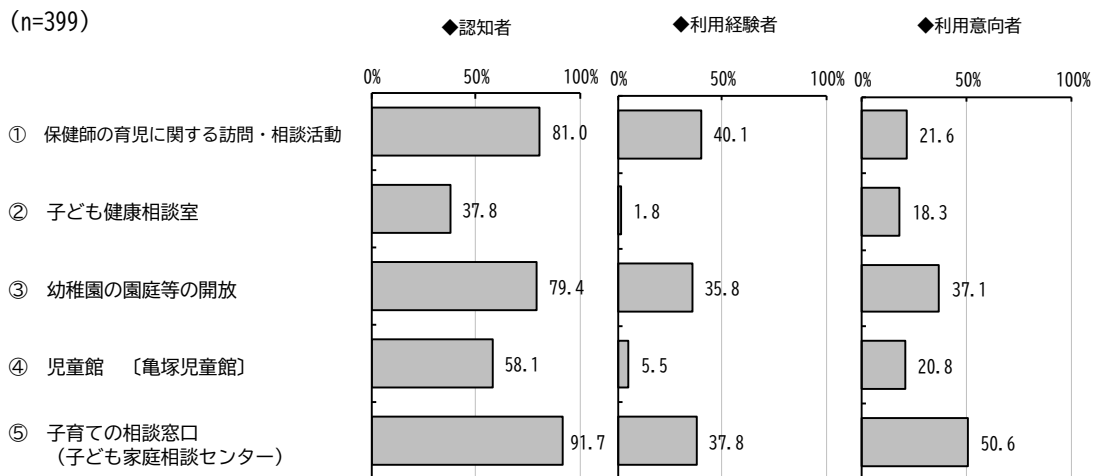
各種子育て支援事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

- 就学前児童では、「保健師の育児に関する訪問・相談活動」が、認知状況で8割以上、利用経験が5割以上と最も多く、利用意向は「放課後子ども教室」が6割以上と最も多くなっています。
- 小学校児童では、「子育ての相談窓口（子ども家庭相談センター）」の認知状況が約9割、利用意向が約5割と最も多く、利用経験は「保健師の育児に関する訪問・相談活動」が約4割と最も多くなっています。

【就学前児童】



【小学校児童】



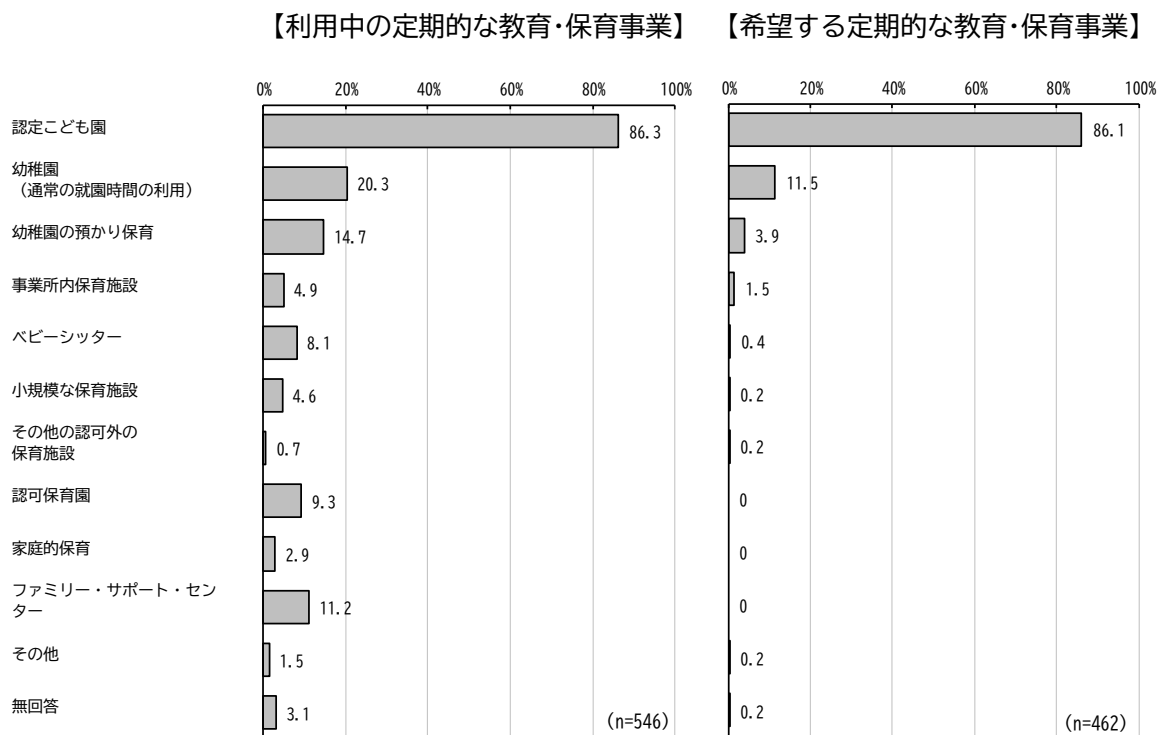
(g) 保育サービスについて

1) 利用希望（利用状況との比較）《就学前児童の保護者の方にうかがいます。》

宛名のお子さまは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。（複数回答）

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さまの平日の教育・保育の事業として、聖籠町にある、なしを問わず、「定期的に」利用したいと考える事業はどれですか。（複数回答）

- 保育サービスの利用状況や利用希望は、利用中、希望ともに、「認定こども園」が8割以上と最も多くなっています。

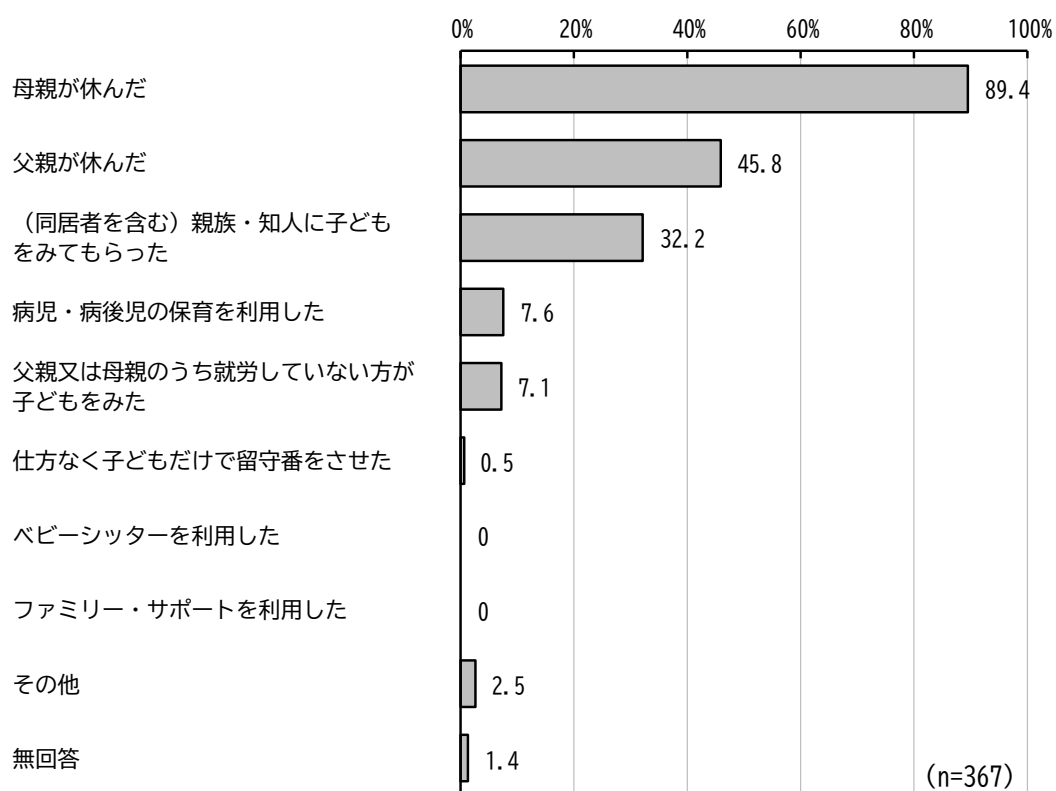


2) 病気の際の対応について（就学前児童のみ・平日の教育・保育を利用する方のみ）

《就学前児童でお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあった方へおたずねしました。》

宛名のお子さまが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は何ですか。（複数回答）

- こどもが病気等の際の対応方法としては、「母親が休んだ」ケースが約9割と最も高く、次いで「父親が休んだ」が4割強、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が3割強となっています。

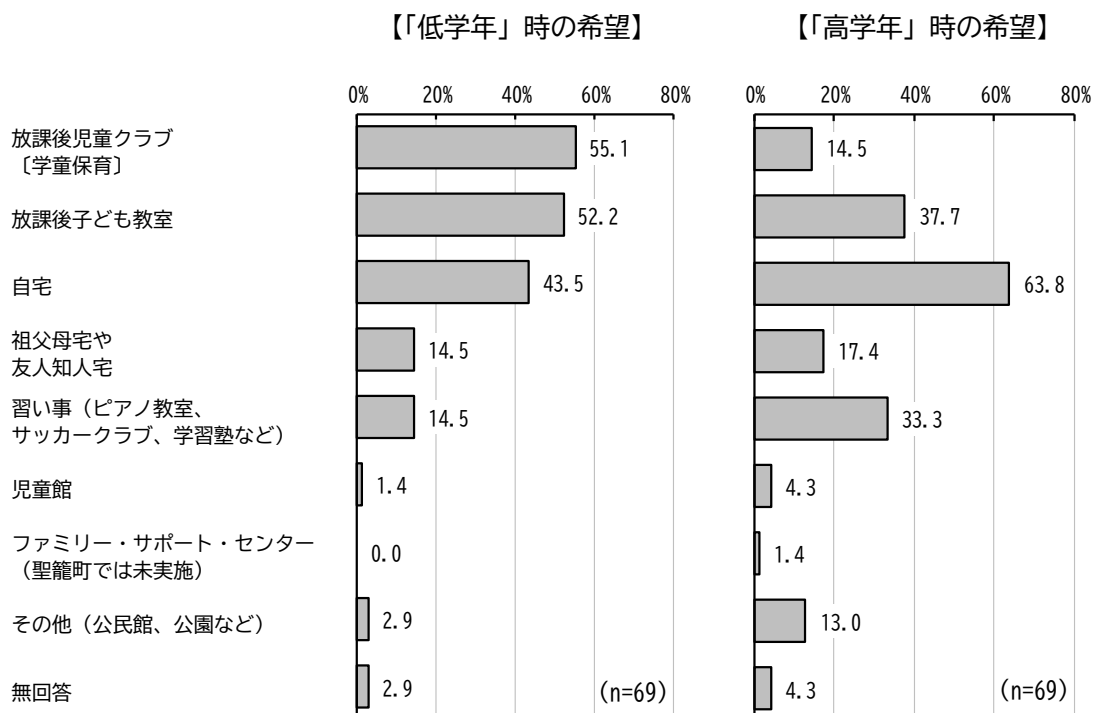


3) 放課後の過ごし方について

《就学前児童で宛名のお子さまが5歳以上である方にうかがいます》

小学校入学以降の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）

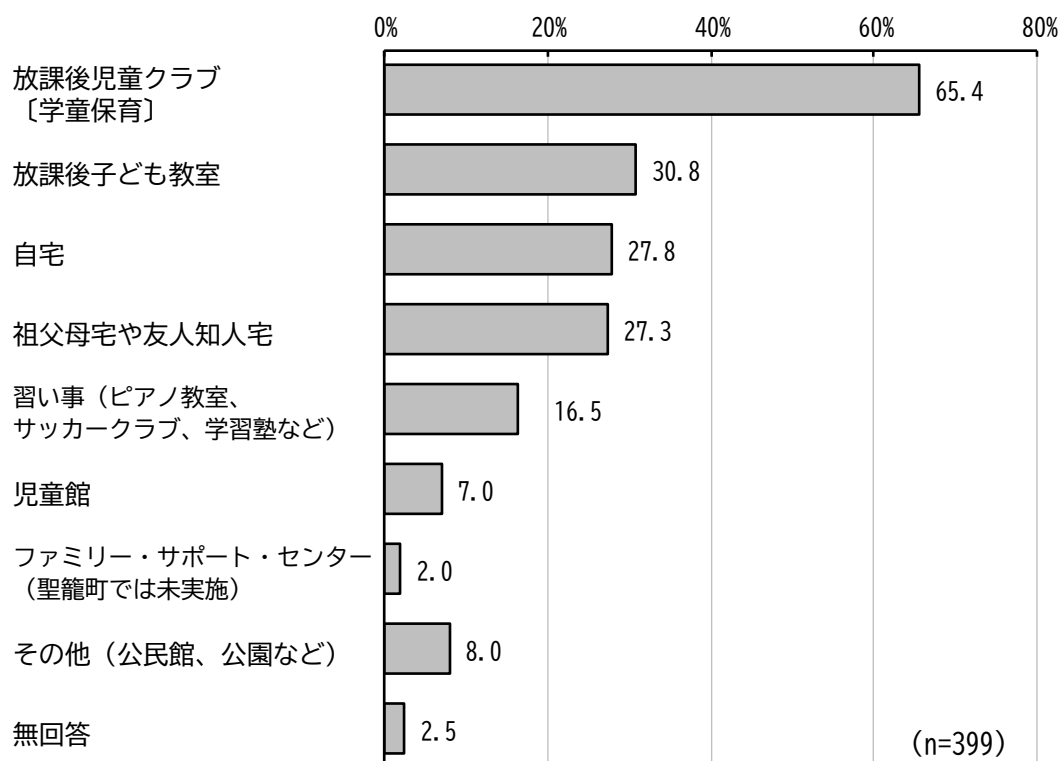
- 就学前児童が希望する小学校入学以降の放課後の過ごし方については、低学年時は「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が5割以上と最も多く、高学年時は、「自宅」が6割以上と最も多くなっています。



《小学校児童で宛名のお子さまにうかがいます。》

お子さまについて、小学校のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）

- 小学生の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が6割以上と最も多く、次いで「放課後子ども教室」が約3割、「自宅」や「祖父母宅や友人知人宅」が3割弱になっています。



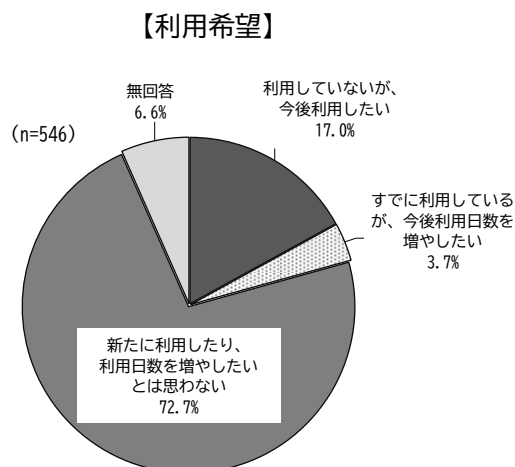
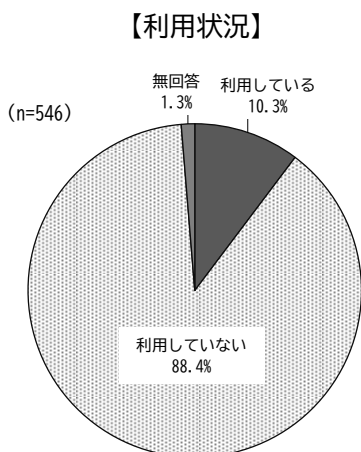
(h) 地域子育て支援拠点事業について

《就学前児童の保護者の方にうかがいます。》

お父さまは、現在、地域子育て支援拠点事業や児童館・育児サークルを利用していますか。

地域子育て支援事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。

- 地域子育て支援拠点事業や児童館・育児サークルについては、約9割が「利用していない」としてしています。
- 今後も「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が7割以上と多数を占めています。



(イ) 子育ての環境や支援に関する意見・要望等

問 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

「保育料の無料化を望む意見」「室内遊び場の不足」「子育て政策の充実」「中間層への支援が少ない」「小児科や病院の数が少ない」「保育園や児童クラブの時間延長」「英語教育の継続と強化」「通学路や交通手段の改善」「子育て支援情報の不足」「子ども食堂の設置を希望」などについて、290人から回答がありました。回答の一部は以下のとおりです（原文ママ）。

●保育料の無料化を望む意見

今は3歳から保育が無料ですが、他のところは2歳から無料になってきています。聖籠町も未満児さんから無料になると生活が楽になる。早めに検討してほしい。

●室内遊び場の不足

冬場や天候不良時に気軽に遊びに行ける施設を誘致でも良いし、有料でも良いので複数設置してほしい。夏に海よりも町民プールがあれば行きやすい。小さなこどもは海だと色々怖いし大変なので。

●子育て政策の充実

今現在2人の子育てをしています。理想は3人産みたいと思っていました。国の子育て支援に全く期待できないので、町でできるなら「2人目以降の保育料無料化」「オムツやミルク代の補助」「児童手当の増額or出産祝い金の増額」などお金に関するところの支援を充実していただけると嬉しく思います。

●中間層への支援が少ない

住民税非課税世帯やひとり親世帯に対しての支援ばかり手厚く、中間層の支援が少なすぎる。高収入の人はいいが、非課税世帯でもなく、ひとり親にも当てはまらない中間層の人たちに対する支援もしていただきたいと思います。

●小児科や病院の数が少ない

夜間に体調が悪くなった時、休日診療の担当が小児科医でないため、県立に行くようにとありますが、初診料7,000円はかなりしんどいです。

●保育園や児童クラブの時間延長

児童クラブの開設時間を早めてほしいです。また、春、夏、冬休み期間中に児童クラブで昼食提供をしてほしいです。（衛生面の心配と親の負担が大きいため）よろしく願いいたします。

●英語教育の継続と強化

小学校の中学年あたりから英語の授業を増やしてよいと思います。「学んで知って活かして楽しい!」を教えられる教師がいるといいですね。

●通学路や交通手段の改善

小学校から自宅が遠い場合バスがあるのに、中学校は天気の良い日は保護者の送迎が必要で、送迎があるからフルタイムでの勤務が難しいです。祖父母も働いていて、フォローが少ない家庭に厳しい状況と思います。

●子育て支援情報の不足

町でどんな子育て支援があるのか本当にわかりづらい。困った時に調べてもわからないので、具体的にどんな事なら町が支援してくれて、これは新発田で支援してもらおうなど、あることだけでなく、ないものはどこに行けばいいのか、一目でわかる何かを町が作成してほしい。
(休日・夜間診療や言葉の教室、子育てするうえで困った時の相談、支援場所等)

●子ども食堂の設置を希望

食育って大事だと思う。子ども食堂的な事を土日のお昼とか何かできたらいいなと思います。例えば、土日仕事している親が申込をして、ワンコインで、こどものお昼ご飯が届くような配達システムがあればいいと思う。(弁当宅配、フードデリバリーサービス等) 少しでもお金を払えば罪悪感も少なくてよいのでは。地域のごはんやさんとコラボして、高齢者、病気や体調不良で独居の人なども利用できるような、ワンコイン弁当などを配達してもらえるシステムがあればみんな潤うと思います。

(2) 子どもの生活に関する実態調査結果の概要

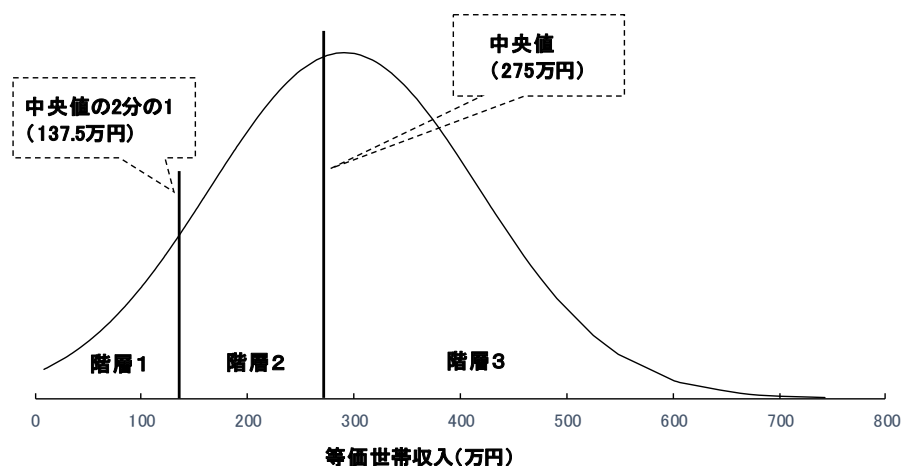
(ア) 調査結果

(a) 経済状況にかかる区分の考え方

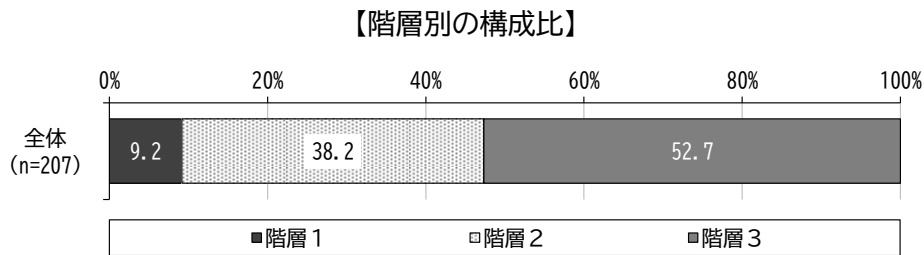
- 内閣府の「令和3年 子供の生活状況調査の分析」の結果をもとに、世帯の収入による傾向を把握するための指標として「生計を同一にする家族の構成・人数（問4）」と「世帯全体の年間収入（問27）」の回答を組み合わせて、回答者ごとに『等価世帯収入』を算出しました（それぞれの質問とも無回答者は除外しました。）。

【『等価世帯収入』の算出方法】

- ・ 「【問27】令和5（2023）年の世帯全員のおおよその年間収入（税込）」の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値として、回答者ごとに算出しました。
ただし、「50万円未満」は25万円、「1,000万円以上」は1,050万円としました。
 - ・ 上記で算出した世帯の収入の値を「【問4】生計を同一にする家族人数」の正の平方根で除して得られた値を『等価世帯収入（単位：万円）』としました。
次に『等価世帯収入』の分布の中央値（275万円）を求め、以下の基準で分類しました。
- | | |
|------------------------|---------------|
| ・ 階層3（中央値以上） | 275万円以上 |
| ・ 階層2（中央値の2分の1以上中央値未満） | 137.5～275万円未満 |
| ・ 階層1（中央値の2分の1未満） | 137.5万円未満 |



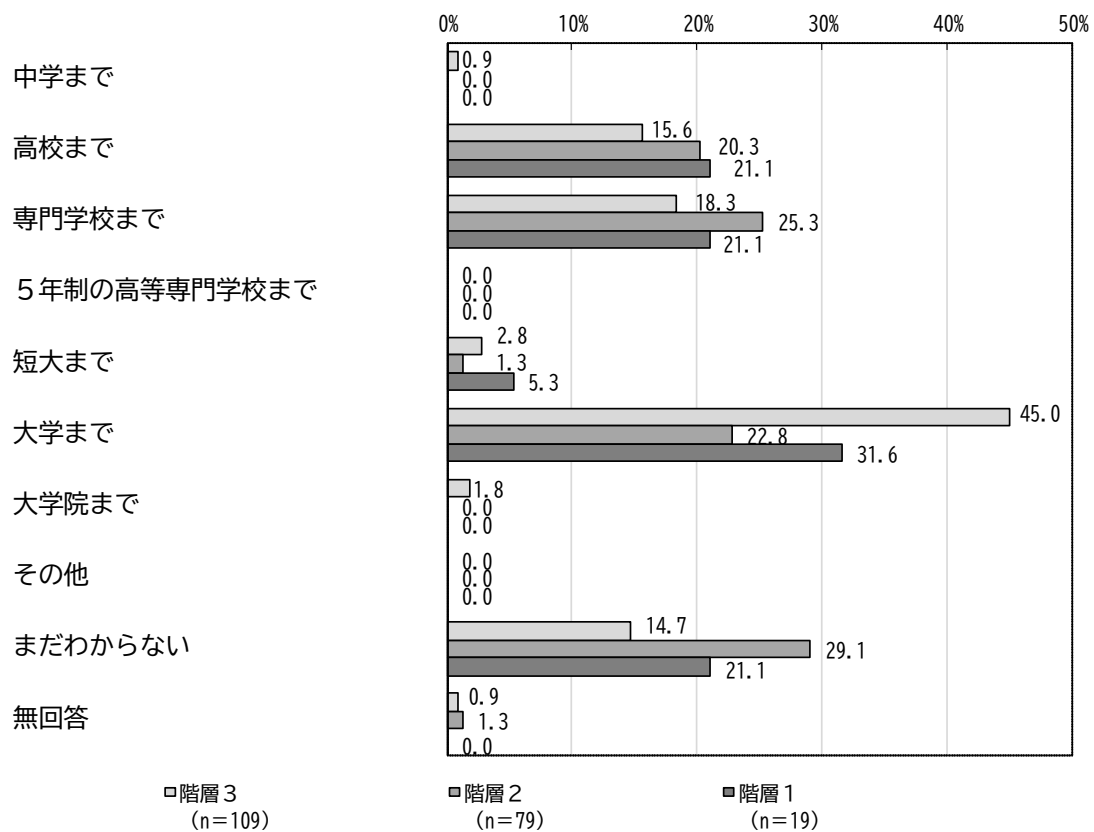
階層別の回答者構成は、次のとおりです。



(b) 子どもの進学についての希望

お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。

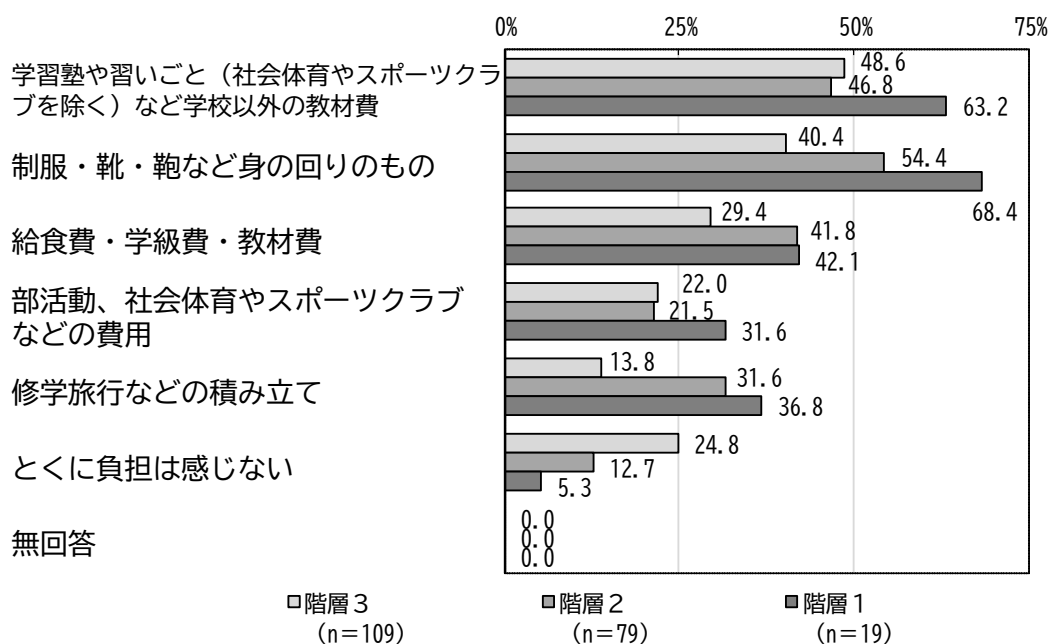
- こどもの進学については、階層3では「大学まで」の割合が高く、45.0%を占めます。一方で「高校まで」は、階層が低くなるほど割合が高くなり、階層1では「高校まで」と「専門学校まで」の合計で4割強となっています。



(c) 子どもの教育費で負担に感じるもの

お子さんにかかる教育費で負担に感じるものは何ですか。(複数回答)

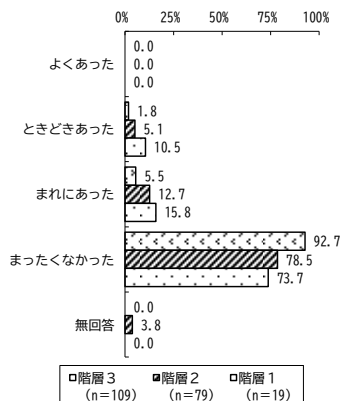
- こどもの教育費で負担に感じるものは、階層が低くなるにつれて、制服等の身の回りのものや給食費・学級費、部活動などの費用、修学旅行の積み立てといった必要な教育費を負担に感じる人の割合が高くなっています。階層1では、制服等の身の回りのものにかかる費用を負担に感じる人が約7割を占めています。



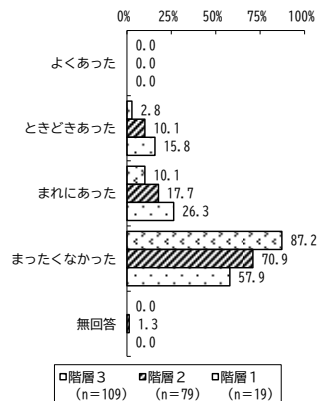
(d) 経済的理由によって困った経験（衣食住に関すること）（学びや運動、遊びに関すること）

あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありましたか。

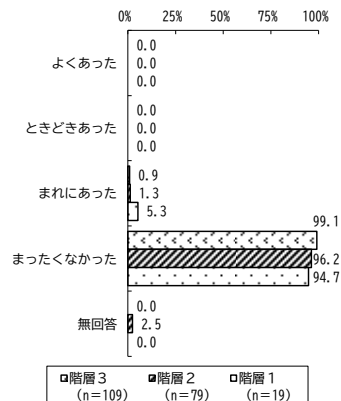
【家族が必要な食料を買うことができなかった】



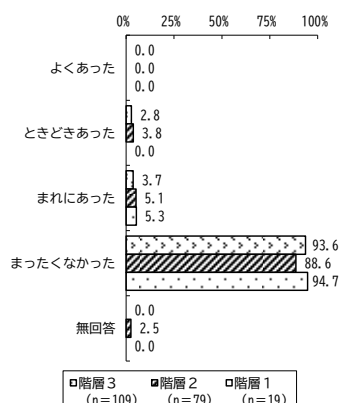
【子どもに新しい衣服や靴を買うことができなかった】



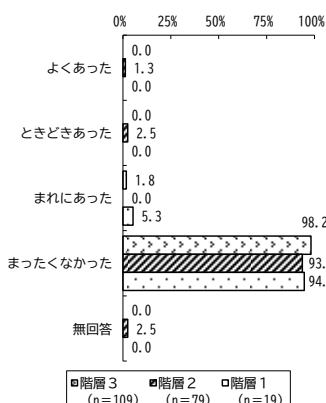
【医療機関を受診することができなかった】



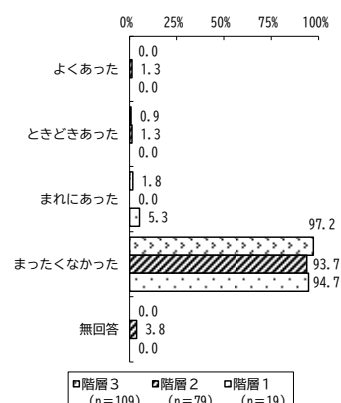
【電気・ガス・水道などの支払いが滞った】



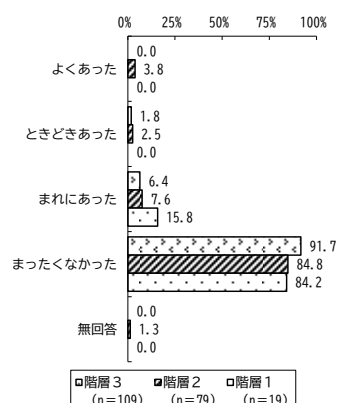
【電話（固定・携帯）などの通信料の支払いが滞った】



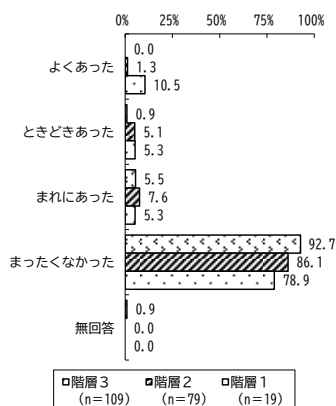
【家賃や住宅ローンの支払いが滞った】



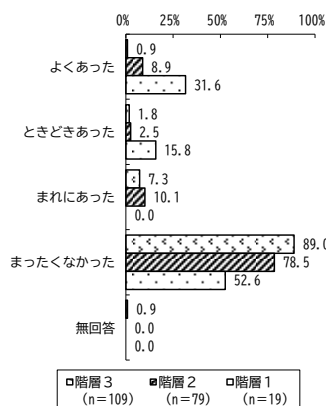
【金融機関などに借金をした】



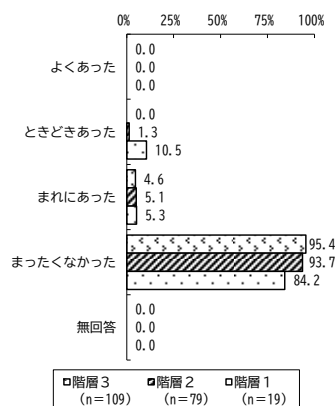
【子どものための本や絵本
が買えなかった】



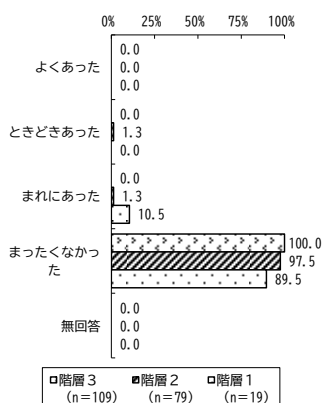
【子どもにおこづかいを渡す
ことができなかった】



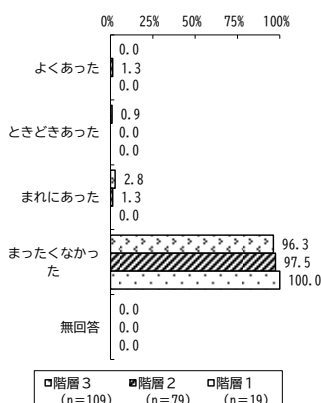
【子どもの社会体育・クラブ活動・部活動に必要な道具などを
買うことができなかった】



【学用品などの教材が買え
なかった】



【給食費が払えなかった】

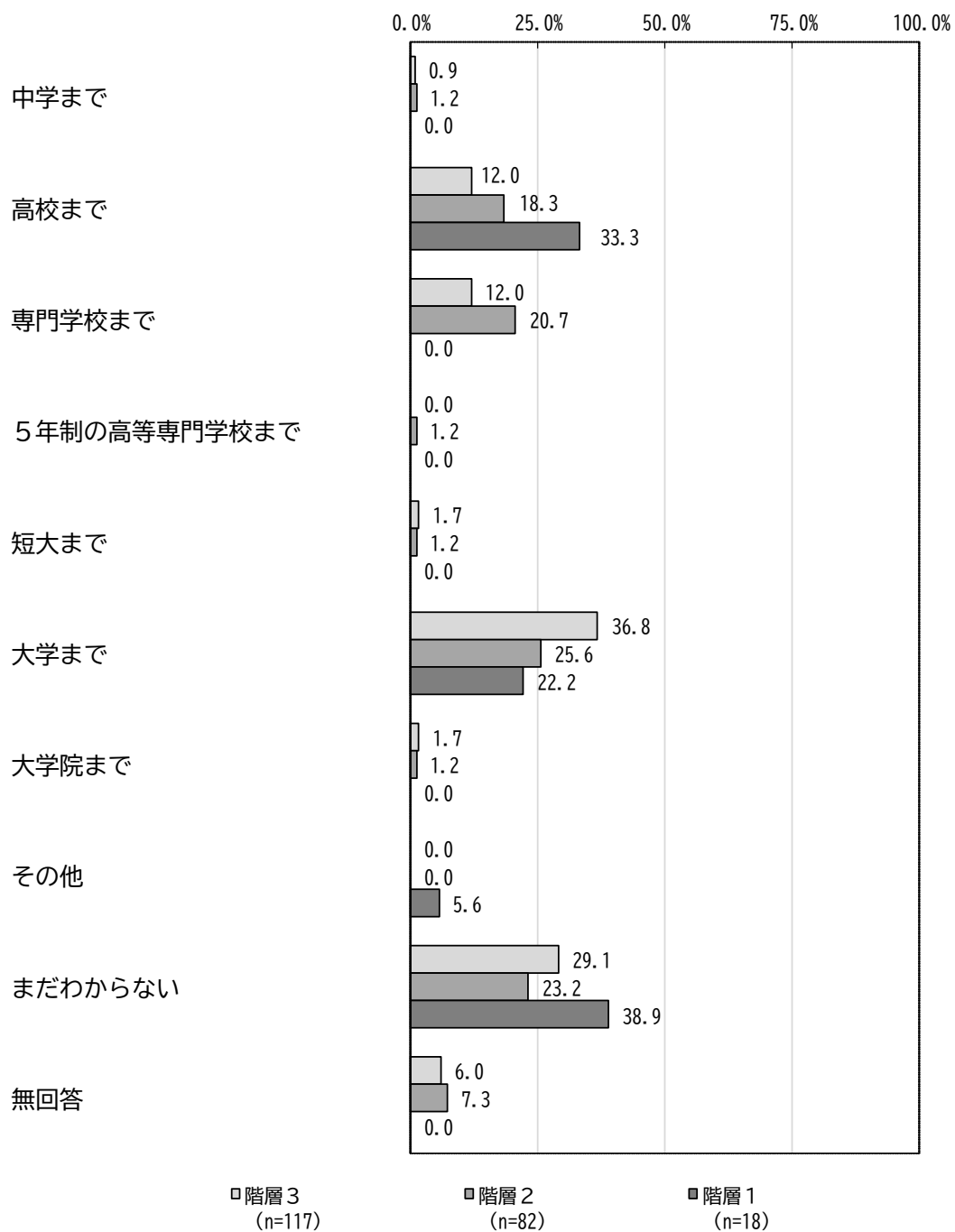


- 衣食住に関することで経済的な理由で困った経験についてみると、階層が低くなるにつれて、「過去1年間に経済的な理由で必要な食料や衣服の購入ができなかった」、「医療機関を受診できなかった」、「通信料・家賃の支払いが滞った」、「金融機関などに借金をした」と回答した人の割合が高くなっています。
- また、学びや運動、遊びに関することで経済的な理由で困った経験については、いずれの項目も「まったくなかった」が大多数を占めているが、階層別にみると、『給食費が払えなかった』以外の項目で、階層が低くなるにつれて頻度が高まる傾向がみられます。階層1では、「よくあった」の割合は、『子どものための本や絵本が買えなかった』で10.5%、『子どもにおこづかいを渡すことができなかった』で31.6%となっています。

(e) 進学したいと思う教育段階（子ども）

あなたは、将来、どこまで進学したいですか。

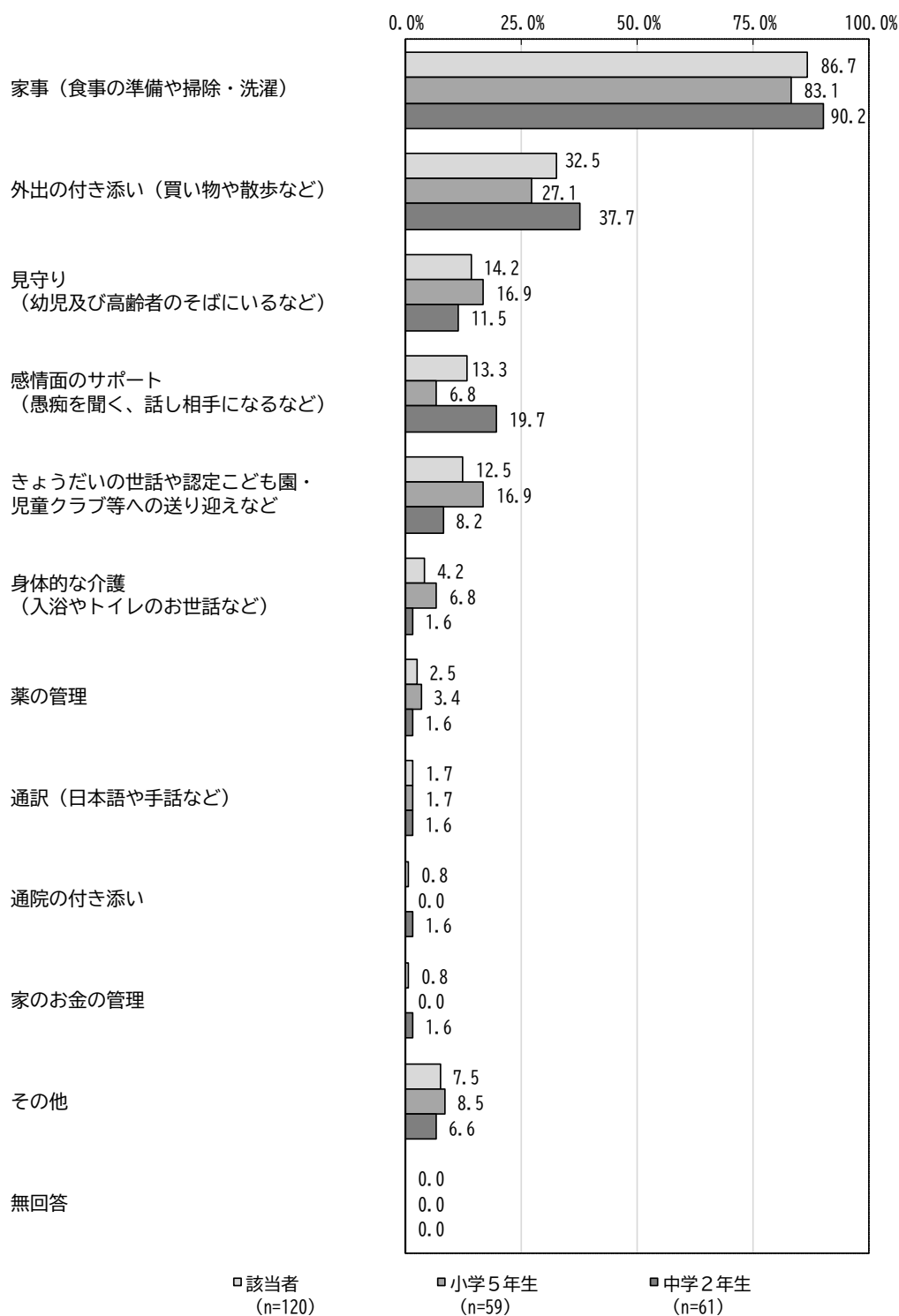
- 将来どの段階まで進学したいかについては、階層別にみると、階層が低くなるにつれ、「大学まで」の進学を希望している割合が低くなっています。



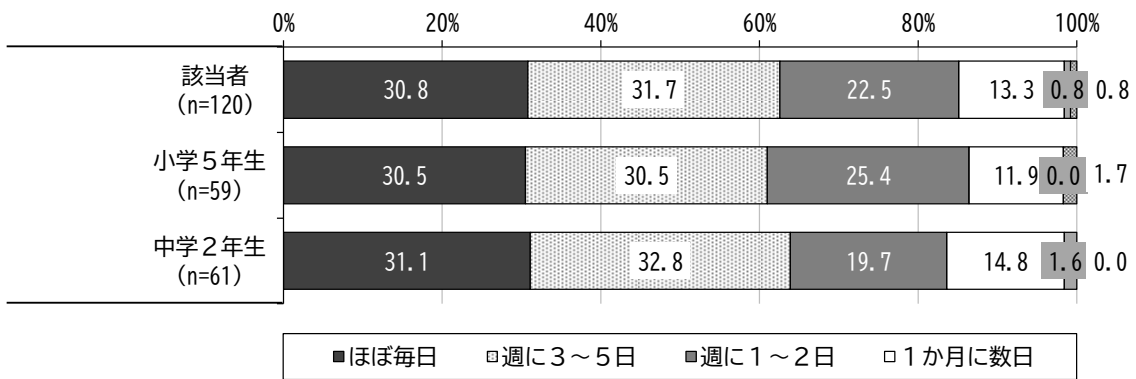
(f) ヤングケアラーに関する設問（子ども）

以下は、家族のお世話（または手伝い）をしていると回答したこども（小学5年生：約48%、中学2年生：約52%）に対する設問の抜粋です。

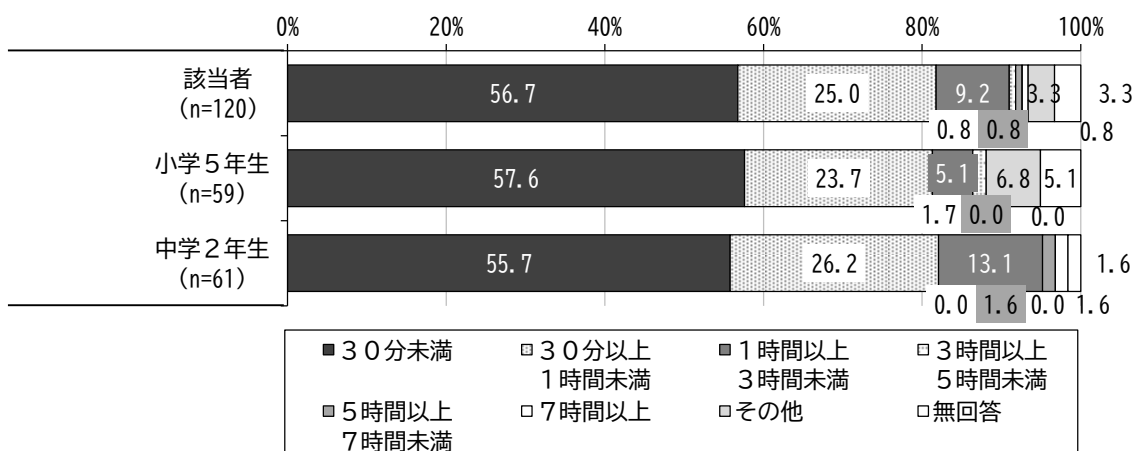
あなたが行っているお世話（または手伝い）の内容を教えてください。（複数回答）



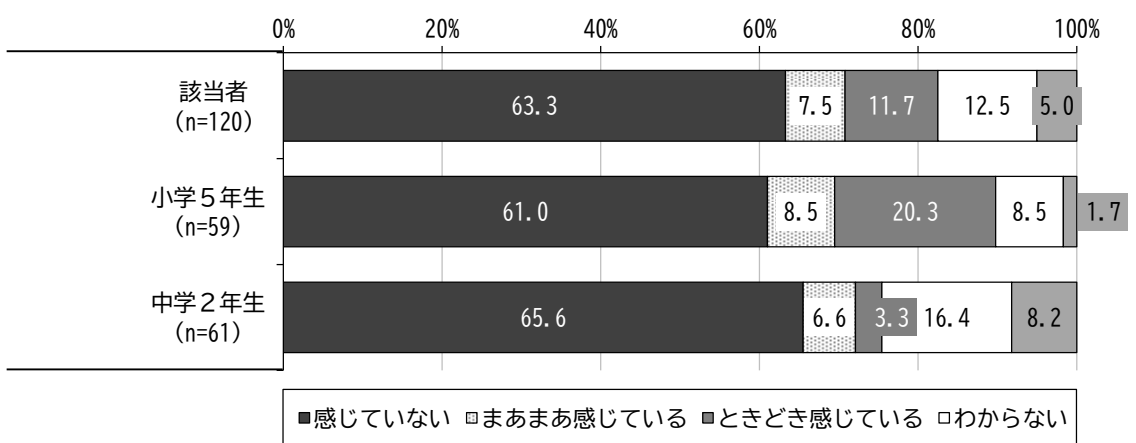
お世話（または手伝い）をしている頻度を教えてください。



平日にお世話はどれくらい行っていますか。



お世話を負担（つらい・きつい）と感じていますか。（あてはまるもの1つに○）

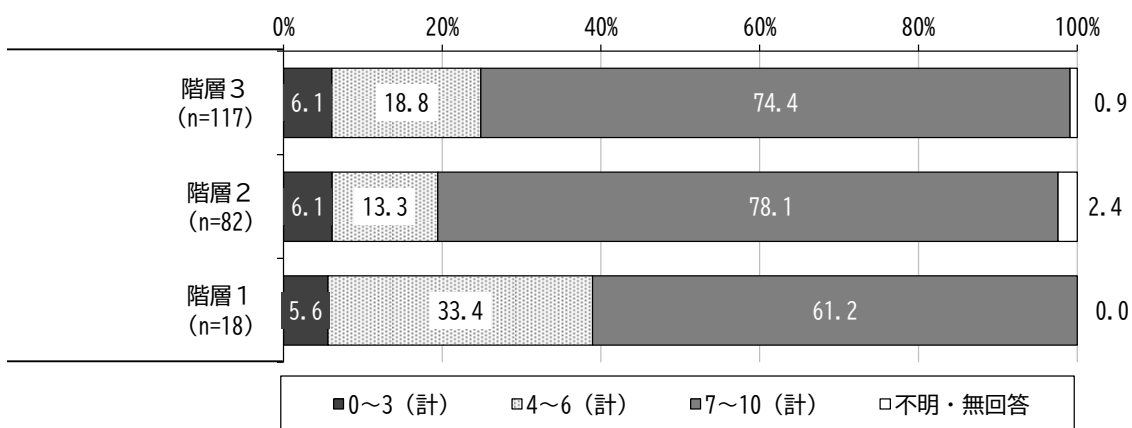


- 上記の回答内容から、本町では、ヤングケアラーについて顕著な問題にはなっていないものの、「見守り」、「きょうだいの世話」、「身体的な介護」などについて、小学生からほぼ毎日のように、一定の時間（1時間程度）行っている実態があり、そのことを小学5年生の約29%、中学2年生の約10%が負担と感じていることから、ヤングケアラーが存在している可能性があります。

(g) 生活満足度（子ども）

あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）の数字で教えてください。

- 最近の生活の満足度については、無回答を除く全体の平均点は7.8点（小学5年生7.8点、中学2年生7.8点）となっており、総じて生活満足度は高くなっています。
- 階層別にみると、階層1では、「7～10（計）」の割合が、他の階層と比べて低くなっています。



(イ) 子育て支援に関する意見・要望等

問 聖籠町の子育て支援についてのご意見、ご提案をお書きください。

①満足している点については、「医療費の助成が充実している」「子育て支援が多く助かる」「放課後子ども教室が利用できる」「経済的支援が多く助かる」「保育園が充実している」「地域のサポーターがいる」「子ども向けイベントがある」「教育支援が充実している」などについて、49人から回答がありました。回答の一部は次のとおりです（原文ママ）。

●医療費の助成が充実している

子どもの医療費が2回目以降は支払いをしなくて良いのはすごく助かっています。

※15人中、階層1・階層2が9名

●子育て支援が多く助かる

子育て応援チケットや助成などが充実している。

●放課後子ども教室が利用できる

放課後子ども教室がある事で、子どもが宿題をやって帰ってきてくれる。

●経済的支援が多く助かる

助成金が他の市町村と比べて多いと感じた。

※6人中、階層1・階層2が1人

●保育園が充実している

保育園が充実していてとても助かりました。3人の子どもは0才から預かって頂きました。

●地域のサポーターがいる

地域のサポーターさんが子供たちを見守っていてくれること。

●子ども向けイベントがある

たまに金銭的な支援があるところや子供が楽しめるイベントがあるところ。

●教育支援が充実している

就学援助制度。スポネットせいろうの活動。

②改善してほしいところについては、「給食費の無償化を求める声が多い」「通学バスの充実を希望」「発達支援の場の不足を感じる」「学校設備の改善を求める声」「医療費助成の不平等を指摘」「部活動の環境改善を求める」「障がい児支援の不足を感じる」などについて、77人から回答がありました。回答の一部は次のとおりです（原文ママ）。

- 給食費の無償化を求める声が多い
小学生でも給食無償化にして欲しい。(13人)
※13人中、階層1・階層2が5人
- 通学バスの充実を希望
バスの時間を増やしてほしい。例えば、中学校の下校時間に合う便を1つでも…。
- 発達支援の場の不足を感じる
発達支援のある子どもをあずける場所があるといいです。
- 学校設備の改善を求める声
学校の設備がこわれたら、予算とか言っていないで町内の学校が同じような環境で教育できるようにしてほしい。
中学校の校舎がとても暑いので、エアコンを1教室に1台追加してほしい。男子トイレの冷水器がないので男子も使える冷水器を設置してほしい。
- 医療費助成の不平等を指摘
医療費助成制度について、0~2歳が全額助成になったが、年度での交付のため、2歳1ヶ月での入院でも3歳扱いとなり全額助成ではなかった。少しでも助成があり、ありがたいと思うが不平等だと感じた。第3子の給食費支援について、上を中学までではなく高校までのばしていただきたい。年齢が離れている家庭もある。
※階層2の保護者
- 部活動の環境改善を求める
中学校の武道場に冷房を入れてください。
外部コーチがついていない部活に外部コーチをつけてほしい。
- 障がい児支援の不足を感じる
障がいのある子に対して、またその保護者に対しての支援が不足しているので、生きづらい。放課後等デイサービスを町内に作ってほしい。

③不便を感じたところについては、「交通機関が不便で通学が困難」「中学校へ通学するバスの運行が不便」「雨の日に遊べる場所が少ない」「雨の日など荒天時の子どもの迎えが不便」「子ども専門医が少ない」「子育て支援が不足している」「買い物施設が少なく不便」「公園や遊具が不足している」などについて、79人から回答がありました。回答の一部は次のとおりです（原文ママ）。

●交通機関が不便で通学が困難

中学生が新発田市や新潟市へ出かけたいときに公共の交通機関がもう少し充実してほしい。

●中学校へ通学するバスの運行が不便

行きは、良いが帰りの時間にバスがない。完全下校の時間もあるのにまったく時間があわないので、友達の親に頼む事もできず、学校を休ませた事もあります。

●雨の日に遊べる場所が少ない

天候が悪い時に、子供があそべる場所がない。水遊びができる公園が欲しい。遊具がたくさんある公園が欲しい。プールがあったらいいと思う。

●雨の日など荒天時のこどもの迎えが不便

ひとり親家庭で、雨など天候の悪い日、学校の帰宅時に合わせて、迎えに行けない。その時に学校で待つ場所がなく下校をうながされると徒歩しかない。

※階層1の保護者

●子ども専門医が少ない

電車がないので、通学（高校）など制限があるのは不便かなと思う。また町の人数に対して子ども専門医がいる医者が少ないように感じる。

●子育て支援が不足している

他市町村にはあたりまえにあるファミリーサポートがない。休日に子供をあずかってくれる所がない。

●買い物施設が少なく不便

ドラッグストアなど子育てに必要な物を購入する店舗が少ない。

●公園や遊具が不足している

公園が少ない。（年長さんでも）幼稚園児でも遊べる遊具があるといいです。（小さいこどもの遊具だけだと、すぐあきらめてしまう為、少し大きめの物があれば助かる）。

(ウ) 子どもの居場所に関する意見等

問 子どもの居場所について（どんな居場所があるとよいか）自由にお書きください。

「児童館や子ども食堂の設置希望」「屋内外で遊べる施設の必要性」「図書館や学習支援の場が欲しい」「安全で安心できる居場所の重要性」「スポーツができる場所の不足」「公園や遊具の整備が必要」などについて、56人から回答がありました。回答の一部は次のとおりです（原文ママ）。

●児童館や子ども食堂の設置希望

遊び場、こども食堂、習い事教室（送迎バスがあると、就労のある保護者は助かる）。

●屋内外で遊べる施設の必要性

いくとびあや、寺山公園みたいに、幅広い年齢に対応した屋内、屋外、施設が欲しいです。

●図書館や学習支援の場が欲しい

・中学校の近くにも図書館のようなこどもが時間をつぶせる場所があるとありがたい。
・ひとり親や低所得家庭の子が、無料で学習の支援が受けられるような場。経済的な理由から、塾や社会教育、部活等やりたくても叶えられず、まわりとの差や孤立につながる。

※階層1の保護者

●安全で安心できる居場所の重要性

どんな場所が必要か？ではなく、こどもの居る場所が安心感の持てる安全な場所であることが大切だと思います。こどもに接する方々が優しい気持ちで、常に寄り添うことが大切だと思います。どのようなこどもでも平等に温かく見守られ、自己肯定感を高められるような学びの場が理想です。

●スポーツができる場所の不足

学校から帰宅して、誰もが宿題等を見てくれる、教えてくれ、終わったら体を動かすスポーツができる居場所があるといいなあと思います。

●公園や遊具の整備が必要

こども達の遊ぶ公園の手入れ（中央公園は草が伸びていたりする）をしっかりとほし
い。公会堂をリフォームや新しくしてこども達の遊び場として活用できると良い。

(エ) 聖籠町をよりよくするために実現してほしいこと（子どもたちの声）

問 聖籠町をよりよくするため、実現してほしいことがあれば、どのようなことでも良いので自由に書いてください。

「自然豊かな町にしてほしい」「遊べる場所を増やしてほしい」「公共交通機関を増やしてほしい」「飲食店を増やしてほしい」「イベントを増やしてほしい」「助け合う町にしてほしい」「勉強スペースを増やしてほしい」「スポーツ施設を増やしてほしい」などについて、117人から回答がありました。回答の一部は次のとおりです（原文ママ）。

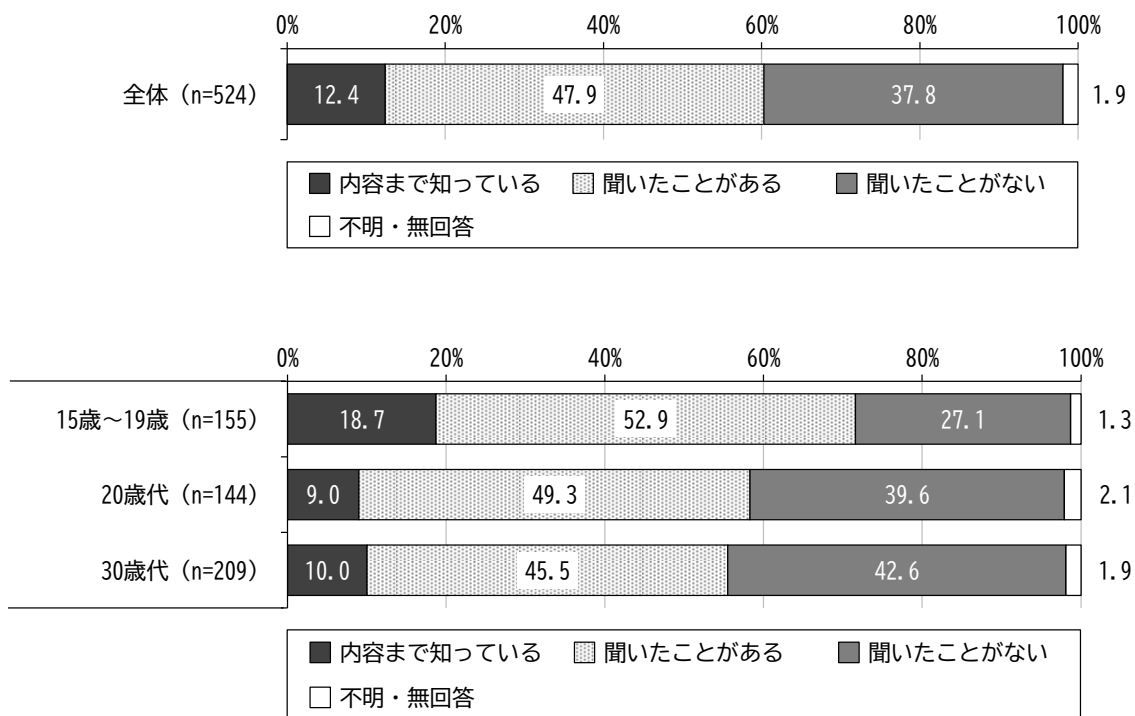
- 自然豊かな町にしてほしい
きれいで、自然がいっぱいになってほしい。
- 遊べる場所を増やしてほしい
趣味を友達と楽しめる場所、施設が新しくできてほしい。
- 公共交通機関を増やしてほしい
バスを休日も運行してほしい。
- 飲食店を増やしてほしい
飲食店をたくさん増やしてほしい。
- イベントを増やしてほしい
観光客などを増やすため、イベントなどを増やす。
- 助け合う町にしてほしい
みんなと助け合って、みんなと笑い合える町にしたい。
- 勉強スペースを増やしてほしい
図書館ではなくもっとみんなが行きやすいような勉強スペースができるといいなと思います。
- スポーツ施設を増やしてほしい
自由にスポーツができる場所（ゴールの貸出なしで）。

(3) こども・若者に関する実態調査結果の概要

(ア) 調査結果

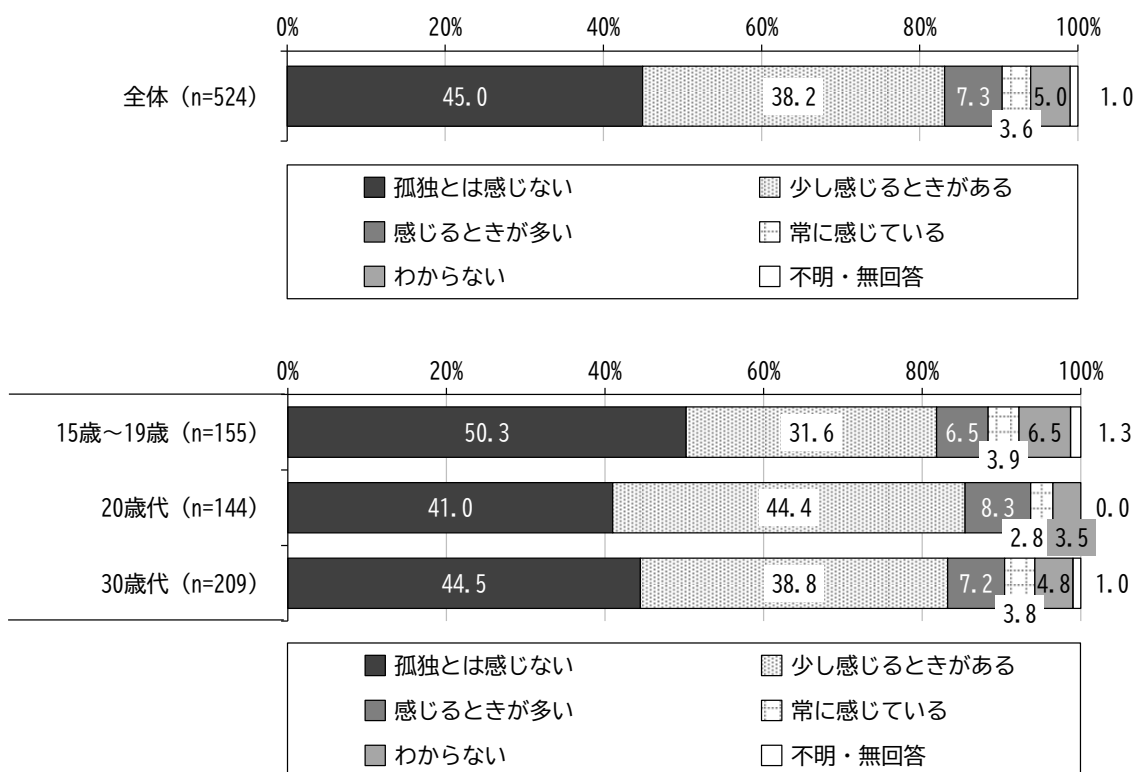
(a) (こどもには大きく分けて「生きる」・「育つ」・「守られる」・「参加する」権利があります。あなたはこどもの権利について聞いたことがありますか。(単数回答)

- こどもの権利について聞いたことがあるかについてみると、「聞いたことがある」が47.9%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が37.8%、「内容まで知っている」が12.4%となっています。
- 年齢別にみると、すべての区分で「聞いたことがある」が最も高くなっています。



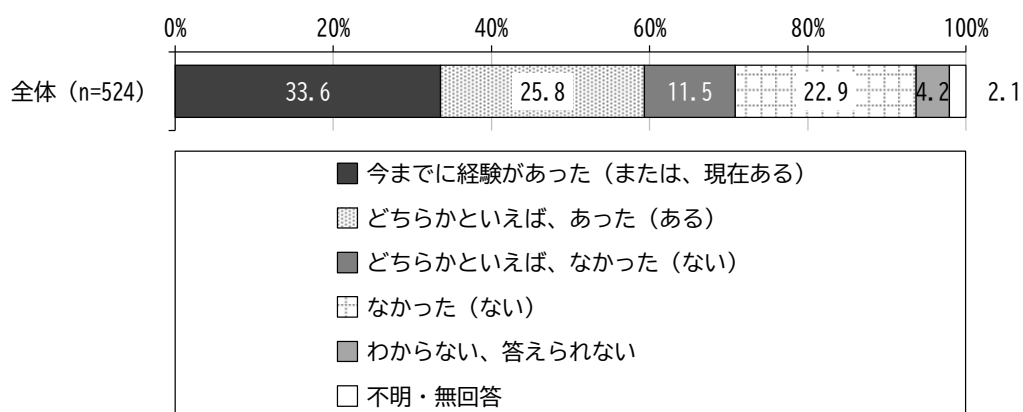
(b) あなたはどの程度、孤独であると感じるがありますか。(単数回答)

- どの程度、孤独であると感じるがあるかについてみると、「孤独とは感じない」が45.0%と最も高く、次いで「少し感じる時がある」が38.2%、「感じる時が多い」が7.3%となっています。
- 年齢別にみると、15～19歳、30歳代では「孤独とは感じない」、20歳代では「少し感じる時がある」が最も高くなっています。



(c) あなたは今までに、日常生活や社会生活で人間関係、心身の健康などで困ったことや、何らかの困難を感じた経験がありましたか。または、現在、日常生活や社会生活で人間関係、心身の健康などで困ったことや、何らかの困難を感じていますか。最もあてはまるものを選んでください。(単数回答)

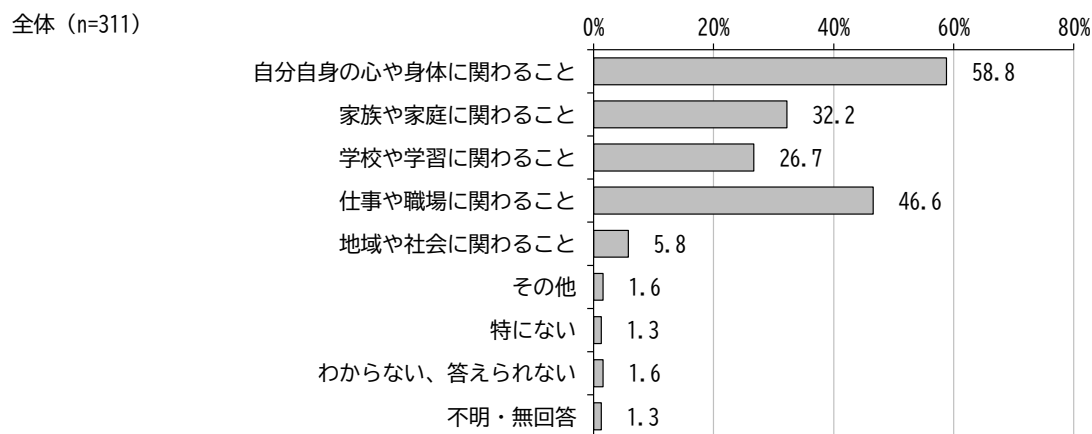
- 今までに日常生活や社会生活で人間関係、心身の健康などで困ったことや何らかの困難を感じた経験があったか、あるいは現在感じているかについてみると、「今までに経験があった(または、現在ある)」が33.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば、あった(ある)」が25.8%、「なかった(ない)」が22.9%となっています。
- 年齢別にみると、15～19歳では「なかった(ない)」、20歳代、30歳代では「今までに経験があった(または、現在ある)」が最も高くなっています。



《(c)で「今までに経験があった(または、現在ある)」または「どちらかといえば、あった(ある)」を選んだ方》

(d) そうした問題を経験した、または現在経験している主な原因は何ですか。(複数回答)

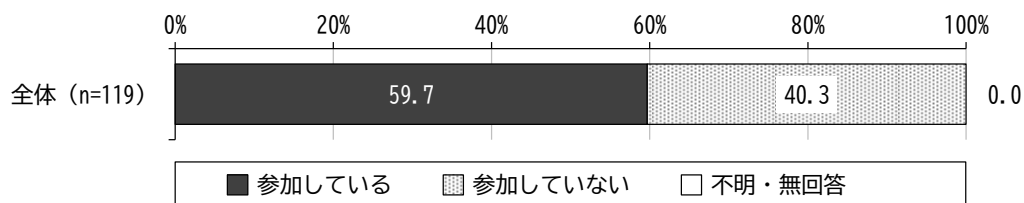
- 主な原因についてみると、「自分自身の心や身体に関わること」が58.8%と最も高く、次いで「仕事や職場に関わること」が46.6%、「家族や家庭に関わること」が32.2%となっています。
- 年齢別にみると、15～19歳、20歳代では「自分自身の心や身体に関わること」、30歳代では「仕事や職場に関わること」が最も高くなっています。



《今年度に 16 歳から 18 歳になる方》

(e) あなたは、放課後や休日で、学校の部活動に参加していますか。または、学校以外のスポーツクラブや文化クラブなどに参加していますか。(単数回答)

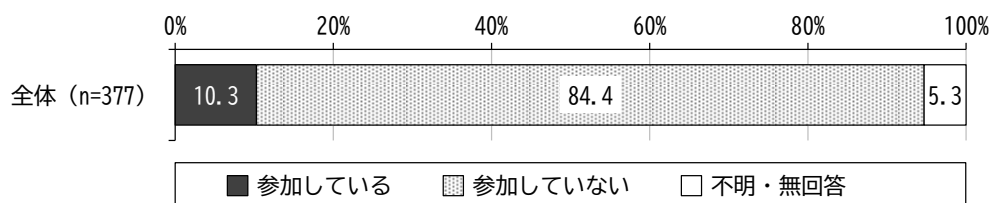
- 放課後や休日に学校の部活動や学校以外のスポーツクラブや文化クラブなどに参加しているかについてみると、「参加している」が 59.7%、「参加していない」が 40.3%となっています。



《今年度に 19 歳から 39 歳になる方》

(f) あなたは、休日にスポーツクラブや文化クラブ、地域や職場のクラブ・サークル活動などに参加していますか。(単数回答)

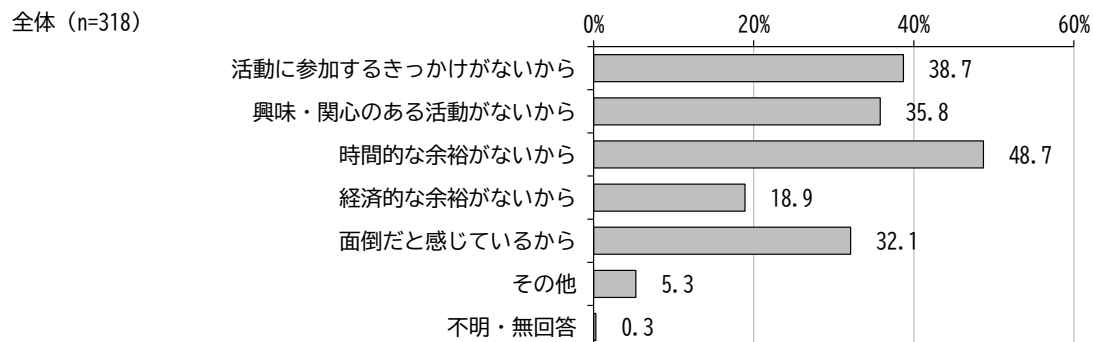
- 休日にスポーツクラブや文化クラブ、地域や職場のクラブ・サークル活動などに参加しているかについてみると、「参加している」が 10.3%、「参加していない」が 84.4%となっています。
- 年齢別にみると、すべての区分で「参加していない」が高くなっています。



《(f) で「参加していない」を選んだ方》

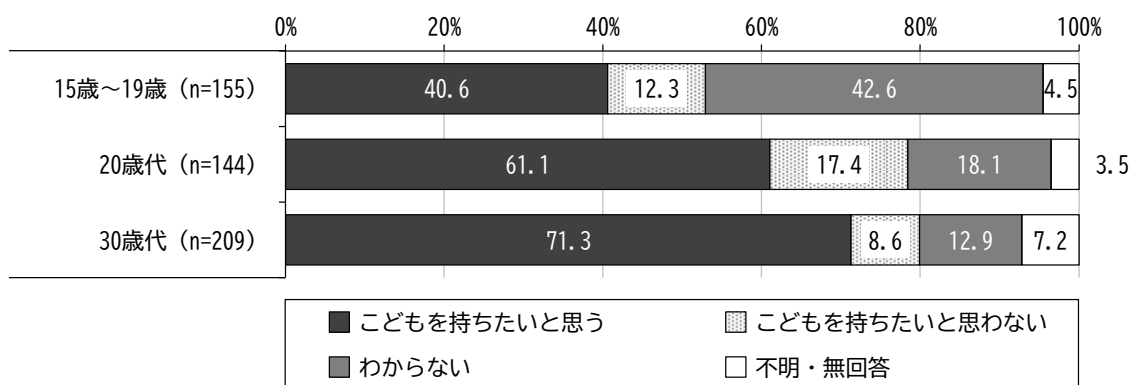
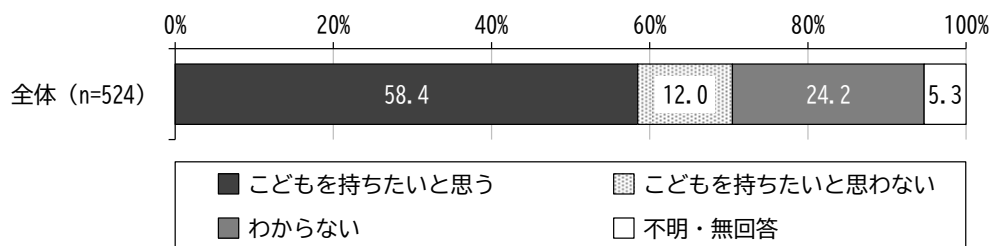
(g) 参加していない理由は何ですか。(複数回答)

- 参加していない理由についてみると、「時間的な余裕がないから」が 48.7%と最も高く、次いで「活動に参加するきっかけがないから」が 38.7%、「興味・関心のある活動がないから」が 35.8%となっています。
- 年齢別にみると、18 歳・19 歳、30 歳代では「時間的な余裕がないから」、20 歳代では「活動に参加するきっかけがないから」「時間的な余裕がないから」が最も高くなっています。



(h) あなた自身が子どもを持つことについて、あなたはどのように思いますか。
(単数回答)

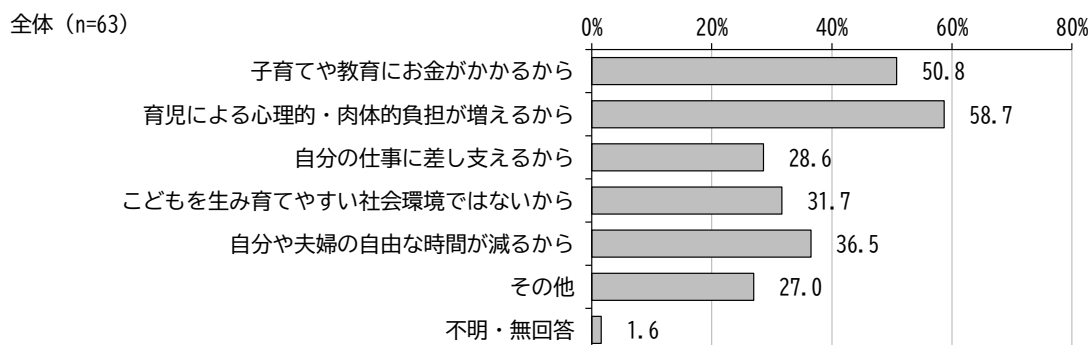
- 子どもを持つことをどのように思うかについてみると、「子どもを持ちたいと思う」が58.4%と最も高く、次いで「わからない」が24.2%、「子どもを持ちたいと思わない」が12.0%となっています。
- 年齢別にみると、15～19歳では「わからない」、20歳代、30歳代では「子どもを持ちたいと思う」が最も高くなっています。



《(h) で「子どもを持ちたいと思わない」を選んだ方》

(i) その理由を教えてください。(複数回答)

- 子どもを持ちたいと思わない理由についてみると、「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」が 58.7%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかるから」が 50.8%、「自分や夫婦の自由な時間が減るから」が 36.5%となっています。
- 年齢別にみると、15～19 歳、30 歳代では「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」、20 歳代では「子育てや教育にお金がかかるから」が最も高くなっています。



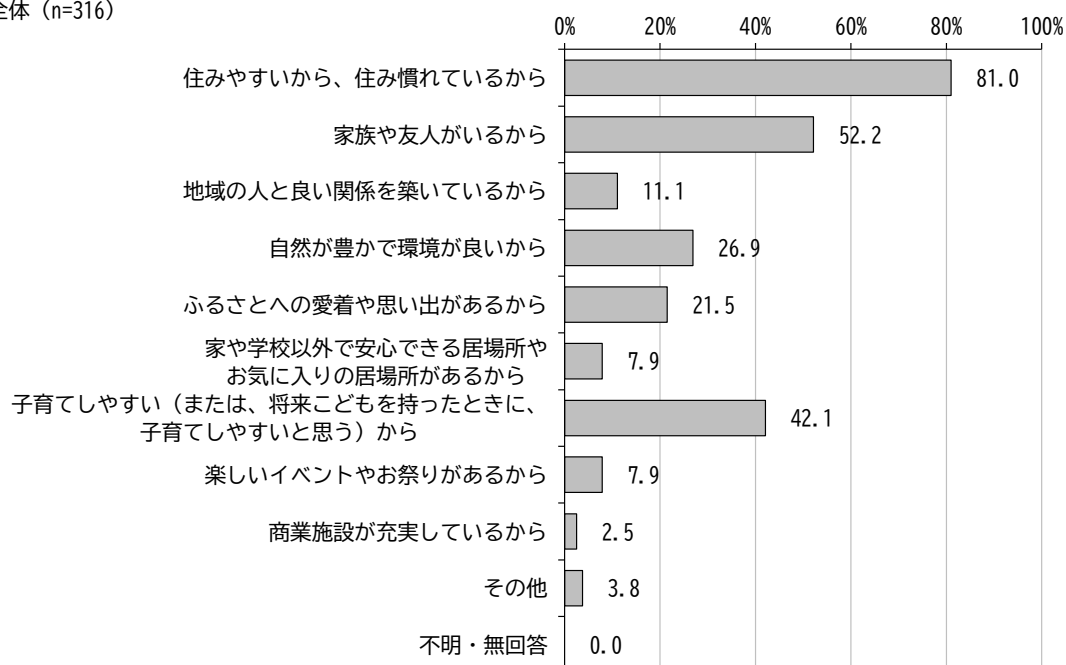
		n	か子育てや教育にお金がかかるから	的育児による心理的・肉体的負担が増えるから	か自らの仕事に差し支えるから	社会環境で生み育てやすい	が自分や夫婦の自由な時間が減るから	その他	不明・無回答
		%							
全体		63	50.8	58.7	28.6	31.7	36.5	27.0	1.6
年齢別	15歳～19歳	19	31.6	63.2	21.1	15.8	21.1	31.6	5.3
	20歳代	25	56.0	48.0	32.0	28.0	40.0	32.0	-
	30歳代	18	61.1	66.7	33.3	50.0	50.0	16.7	-

《「今後、聖籠町に住み続けたいと思いますか」について、「住み続けたい」または「進学・就職・転勤などで町を離れる（または離れるかもしれない）が、ゆくゆくは戻りたい」を選んだ方》

(j) 聖籠町に「住み続けたい」または「戻りたい」と思う理由を、教えてください。（複数回答）

- 聖籠町に「住み続けたい」または「戻りたい」と思う理由についてみると、「住みやすいから、住み慣れているから」が81.0%と最も高く、次いで「家族や友人がいるから」が52.2%、「子育てしやすい（または、将来子どもを持ったときに、子育てしやすいと思う）から」が42.1%となっています。
- 年齢別にみると、すべての区分で「住みやすいから、住み慣れているから」が最も高くなっています。

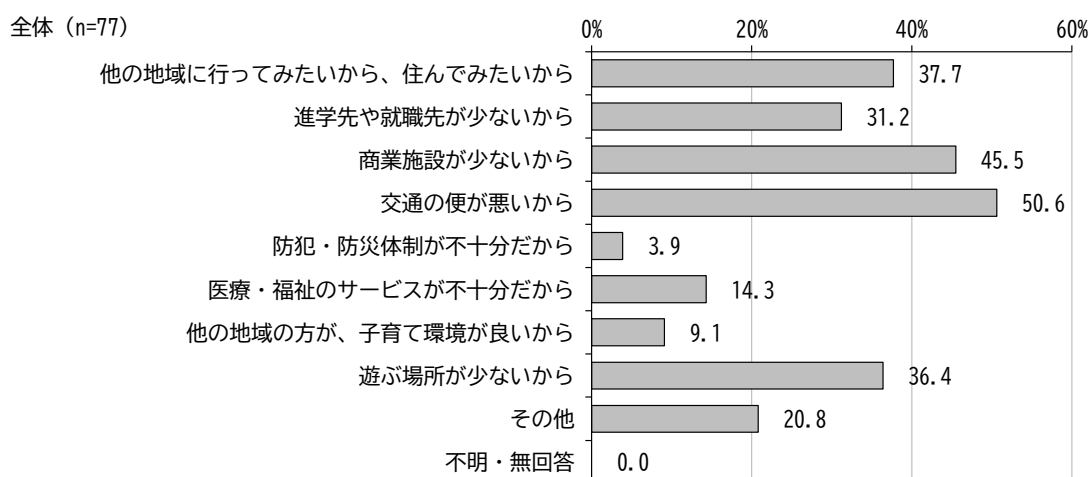
全体 (n=316)



《「今後、聖籠町に住み続けたいと思いますか」について、「できれば町外に移りたい」を選んだ方》

(k) 聖籠町から「できれば町外に移りたい」と思う理由を、教えてください。
(複数回答)

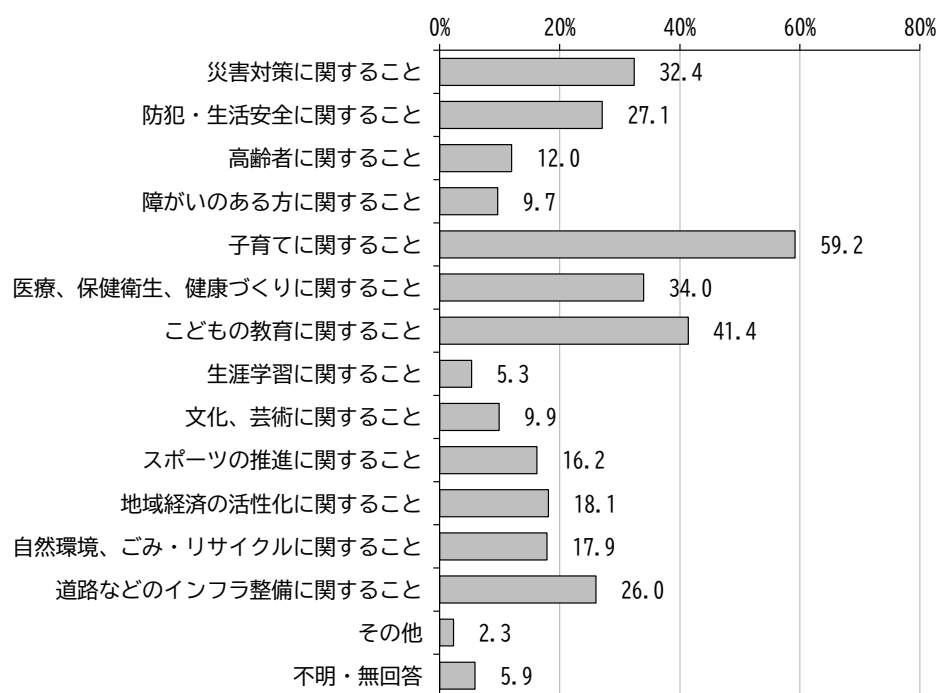
- 聖籠町から「できれば町外に移りたい」と思う理由についてみると、「交通の便が悪いから」が50.6%と最も高く、次いで「商業施設が少ないから」が45.5%、「他の地域に行ってみたいから、住んでみたいから」が37.7%となっています。
- 年齢別にみると、15～19歳では「他の地域に行ってみたいから、住んでみたいから」「交通の便が悪いから」、20歳代では「商業施設が少ないから」、30歳代では「交通の便が悪いから」が最も高くなっています。



(I) 聖籠町の取り組みについて、あなたが関心のあるものはどれですか。(複数回答)

- 聖籠町の取り組みで関心のあるものについてみると、「子育てに関すること」が 59.2%と最も高く、次いで「こどもの教育に関すること」が 41.4%、「医療、保健衛生、健康づくりに関すること」が 34.0%となっています。
- 年齢別にみると、すべての区分で「子育てに関すること」が最も高くなっています。

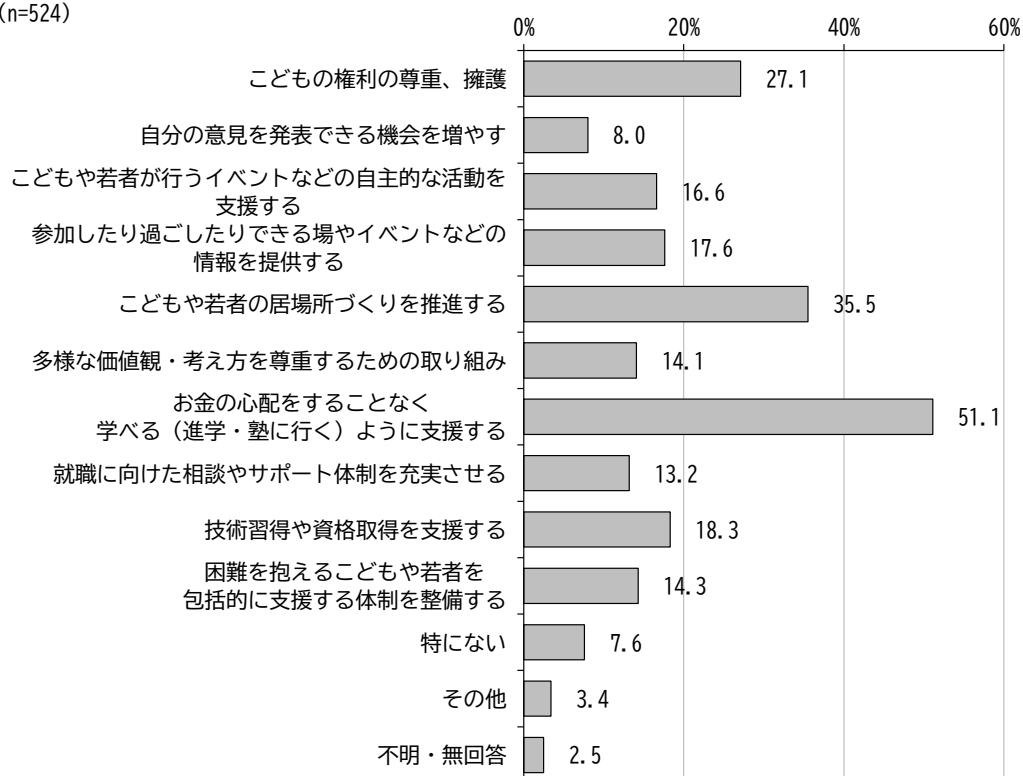
全体 (n=524)



(m) あなたは、今後の聖籠町の子ども・若者への支援として、町に最も力を入れてほしい取り組みは何だと思えますか。(3つまで複数回答)

- 今後の聖籠町の子ども・若者への支援として町に最も力を入れてほしい取り組みについてみると、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が51.1%と最も高く、次いで「子どもや若者の居場所づくりを推進する」が35.5%、「子どもの権利の尊重、擁護」が27.1%となっています。
- 年齢別にみると、すべての区分で「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が最も高くなっています。

全体 (n=524)



5 ワークショップの結果

(1) ワーク① 聖籠町の「良いところ」、「必要なこと」に関する意見

環境

- 水がおいしい
- 水道水がおいしい
- 自然が多い
- 果物がたくさんとれる
- 食べ物がおいしい
- 海とか魚産物がある
- 海がきれい・魚が見える

家族・地域

- 地域のまつりが結構多い

遊び場・居場所

- 遊べる場所を増やしてほしい

生活・施設

- 物価がほかと比較すると安い
- 免許センターがあって、今のこどもが大人になったときに免許が取りやすい
- 本屋を作ってほしい
- もう少し大きめのスーパーが欲しい
- 家からすぐに行ける病院などが聖籠町内に少ないと思う
- 自販機を増やしてほしい
- 中学校をもっと涼しくしてほしい
- 電気発電がもう少しほしい

安全・交通

- 交通のアクセスが良い
- 歩道がせまい所があり、少し危ない

(2) ワーク② どんなまちになったら住みたいかに関する意見

- 電気代などの生活費が安く暮らせるまち
- 会社がたくさんある町
- 自販機がたくさんある町
- 特定の部門に挑戦できる町
- 趣味が充実できる町
- 本屋・CD屋がある
- 中学校から進学できる学校がある町
- 事故が起こらない
- 優しい人が多い町
- 自然豊かな町
- 水がおいしい
- 海がキレイ

(3) ワーク③ キャッチフレーズの作成

- 自然を大切にできる聖籠町
- 自然豊かな町
- みんなが大きくなるまで学びやすい聖籠町
- 自然豊かで人それぞれの好きなことをたのしめる町
- すごい楽しい町
- それぞれの個性を発揮できる町
- 好きなものにうちこめる町

聖籠町こども計画

【第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画】

令和8年3月

聖籠町 子ども教育課 子ども・子育て支援係

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

TEL：0254-27-2111（代表） FAX：0254-27-2119
